

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：充てんポンプ冷却材補給系機能検査 要領書番号：O3-16-307</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：充てんポンプ冷却材補給系機能検査 要領書番号：HT3-69</p> <p style="text-align: right;">試-原-127</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1012 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 371px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1706 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1122 252 1906 1366" style="border: 2px dashed black; padding: 10px; height: 698px; width: 350px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> <div data-bbox="1368 1369 1682 1441" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 比較のため前項より転記 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：化学体積制御系充てんポンプ分解検査 要領書番号：O3-15-61</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1709 1355" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違</p> <p>・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 733px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		<p>設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯では3台の充てんポンプのうち1台について、遠心式ではなく往復動式の定容量ポンプを設置している。 ・泊は、充てんポンプは全て遠心式ポンプを設置しており、往復動式のポンプを設置していないため、比較対象資料はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機組又は系統名</th> <th>実施数(機組名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保全の重要度又は程度</th> <th>検査方式又は程度</th> <th>検査名</th> <th>備考 (O)中核設備 (設備別技術)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">計測制御系統施設 (制御用空気設備)</td> <td>34B1 1次系配水タンク</td> <td>1.漏れ点検</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)</td> <td>1.5分検査</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>1次系空気設備点検</td> <td>実行要否</td> </tr> <tr> <td>34B1 1次系配水タンクB(トモス井)</td> <td>1.5分検査</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>1次系空気設備点検</td> <td>実行要否</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設 (制御用空気設備)</td> <td>ほうろくフィルタ</td> <td>1.漏れ点検 1.稼働・性能試験</td> <td>高 高+低</td> <td>130M B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(ほうろく注入機駆動機 有する設備) その他の井</td> <td>2.分検品検</td> <td>高+低</td> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検</td> <td>高+低</td> <td>130M</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A制御用空気圧縮機・電動機</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (電動機)</td> <td>高 高 高</td> <td>1F 13M 52M</td> <td></td> <td>(電動機) 稼働点検: 5M</td> </tr> <tr> <td>B制御用空気圧縮機</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検 (圧縮機)</td> <td>高 高</td> <td>13M 52M</td> <td></td> <td>(電動機) 稼働点検: 5M</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検</td> <td>高+低</td> <td>B</td> <td>1次系点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)</td> <td>高+低 高+低</td> <td>13M~153M 130M</td> <td></td> <td>1次系点検</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検</td> <td>高</td> <td>B</td> <td>1次系点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>3.漏れ点検 (機組別)</td> <td>高</td> <td>26M~182M</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.5分検査 2.分検品検</td> <td>高 高</td> <td>13M~182M 13M~79M</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機組又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	検査方式又は程度	検査名	備考 (O)中核設備 (設備別技術)	計測制御系統施設 (制御用空気設備)	34B1 1次系配水タンク	1.漏れ点検	高	130M			34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否	34B1 1次系配水タンクB(トモス井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否	計測制御系統施設 (制御用空気設備)	ほうろくフィルタ	1.漏れ点検 1.稼働・性能試験	高 高+低	130M B			計測制御系統施設(ほうろく注入機駆動機 有する設備) その他の井	2.分検品検	高+低	B			制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高+低	130M			A制御用空気圧縮機・電動機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (電動機)	高 高 高	1F 13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M	B制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 (圧縮機)	高 高	13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高+低	B	1次系点検		計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)	高+低 高+低	13M~153M 130M		1次系点検	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高	B	1次系点検		計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	3.漏れ点検 (機組別)	高	26M~182M			計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.5分検査 2.分検品検	高 高	13M~182M 13M~79M			<table border="1"> <thead> <tr> <th>機組又は系統名</th> <th>実施数(機組名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保全の重要度又は程度</th> <th>検査方式又は程度</th> <th>検査名</th> <th>備考 (O)中核設備 (設備別技術)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">計測制御系統施設 (制御用空気設備)</td> <td>34B1 1次系配水タンク</td> <td>1.漏れ点検</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)</td> <td>1.5分検査</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>1次系空気設備点検</td> <td>実行要否</td> </tr> <tr> <td>34B1 1次系配水タンクB(トモス井)</td> <td>1.5分検査</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>1次系空気設備点検</td> <td>実行要否</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設 (制御用空気設備)</td> <td>ほうろくフィルタ</td> <td>1.漏れ点検 1.稼働・性能試験</td> <td>高 高+低</td> <td>130M B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(ほうろく注入機駆動機 有する設備) その他の井</td> <td>2.分検品検</td> <td>高+低</td> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検</td> <td>高 高</td> <td>130M</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A制御用空気圧縮機・電動機</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (電動機)</td> <td>高 高 高</td> <td>1F 13M 52M</td> <td></td> <td>(電動機) 稼働点検: 5M</td> </tr> <tr> <td>B制御用空気圧縮機</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検 (圧縮機)</td> <td>高 高</td> <td>13M 52M</td> <td></td> <td>(電動機) 稼働点検: 5M</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検</td> <td>高+低</td> <td>B</td> <td>1次系点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)</td> <td>高+低 高+低</td> <td>13M~153M 130M</td> <td></td> <td>1次系点検</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検</td> <td>高</td> <td>B</td> <td>1次系点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>3.漏れ点検 (機組別)</td> <td>高</td> <td>26M~182M</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.5分検査 2.分検品検</td> <td>高 高</td> <td>13M~182M 13M~79M</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機組又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	検査方式又は程度	検査名	備考 (O)中核設備 (設備別技術)	計測制御系統施設 (制御用空気設備)	34B1 1次系配水タンク	1.漏れ点検	高	130M			34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否	34B1 1次系配水タンクB(トモス井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否	計測制御系統施設 (制御用空気設備)	ほうろくフィルタ	1.漏れ点検 1.稼働・性能試験	高 高+低	130M B			計測制御系統施設(ほうろく注入機駆動機 有する設備) その他の井	2.分検品検	高+低	B			制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高 高	130M			A制御用空気圧縮機・電動機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (電動機)	高 高 高	1F 13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M	B制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 (圧縮機)	高 高	13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高+低	B	1次系点検		計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)	高+低 高+低	13M~153M 130M		1次系点検	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高	B	1次系点検		計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	3.漏れ点検 (機組別)	高	26M~182M			計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.5分検査 2.分検品検	高 高	13M~182M 13M~79M			
機組又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	検査方式又は程度	検査名	備考 (O)中核設備 (設備別技術)																																																																																																																																																																										
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	34B1 1次系配水タンク	1.漏れ点検	高	130M																																																																																																																																																																												
	34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否																																																																																																																																																																										
	34B1 1次系配水タンクB(トモス井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否																																																																																																																																																																										
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	ほうろくフィルタ	1.漏れ点検 1.稼働・性能試験	高 高+低	130M B																																																																																																																																																																												
	計測制御系統施設(ほうろく注入機駆動機 有する設備) その他の井	2.分検品検	高+低	B																																																																																																																																																																												
	制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高+低	130M																																																																																																																																																																												
	A制御用空気圧縮機・電動機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (電動機)	高 高 高	1F 13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M																																																																																																																																																																										
	B制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 (圧縮機)	高 高	13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高+低	B	1次系点検																																																																																																																																																																											
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)	高+低 高+低	13M~153M 130M		1次系点検																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高	B	1次系点検																																																																																																																																																																											
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	3.漏れ点検 (機組別)	高	26M~182M																																																																																																																																																																												
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.5分検査 2.分検品検	高 高	13M~182M 13M~79M																																																																																																																																																																												
機組又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	検査方式又は程度	検査名	備考 (O)中核設備 (設備別技術)																																																																																																																																																																										
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	34B1 1次系配水タンク	1.漏れ点検	高	130M																																																																																																																																																																												
	34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否																																																																																																																																																																										
	34B1 1次系配水タンクB(トモス井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否																																																																																																																																																																										
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	ほうろくフィルタ	1.漏れ点検 1.稼働・性能試験	高 高+低	130M B																																																																																																																																																																												
	計測制御系統施設(ほうろく注入機駆動機 有する設備) その他の井	2.分検品検	高+低	B																																																																																																																																																																												
	制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高 高	130M																																																																																																																																																																												
	A制御用空気圧縮機・電動機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (電動機)	高 高 高	1F 13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M																																																																																																																																																																										
	B制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 (圧縮機)	高 高	13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高+低	B	1次系点検																																																																																																																																																																											
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)	高+低 高+低	13M~153M 130M		1次系点検																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高	B	1次系点検																																																																																																																																																																											
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	3.漏れ点検 (機組別)	高	26M~182M																																																																																																																																																																												
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.5分検査 2.分検品検	高 高	13M~182M 13M~79M																																																																																																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機組又は系統名</th> <th>実施数(機組名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保全の重要度又は程度</th> <th>検査方式又は程度</th> <th>検査名</th> <th>備考 (O)中核設備 (設備別技術)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">計測制御系統施設 (制御用空気設備)</td> <td>34B1 1次系配水タンク</td> <td>1.漏れ点検</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)</td> <td>1.5分検査</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>1次系空気設備点検</td> <td>実行要否</td> </tr> <tr> <td>34B1 1次系配水タンクB(トモス井)</td> <td>1.5分検査</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>1次系空気設備点検</td> <td>実行要否</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設 (制御用空気設備)</td> <td>ほうろくフィルタ</td> <td>1.漏れ点検 1.稼働・性能試験</td> <td>高 高+低</td> <td>130M B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(ほうろく注入機駆動機 有する設備) その他の井</td> <td>2.分検品検</td> <td>高+低</td> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検</td> <td>高 高</td> <td>130M</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A制御用空気圧縮機・電動機</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (電動機)</td> <td>高 高 高</td> <td>1F 13M 52M</td> <td></td> <td>(電動機) 稼働点検: 5M</td> </tr> <tr> <td>B制御用空気圧縮機</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検 (圧縮機)</td> <td>高 高</td> <td>13M 52M</td> <td></td> <td>(電動機) 稼働点検: 5M</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検</td> <td>高+低</td> <td>B</td> <td>1次系点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)</td> <td>高+低 高+低</td> <td>13M~153M 130M</td> <td></td> <td>1次系点検</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検</td> <td>高</td> <td>B</td> <td>1次系点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>3.漏れ点検 (機組別)</td> <td>高</td> <td>26M~182M</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.5分検査 2.分検品検</td> <td>高 高</td> <td>13M~182M 13M~79M</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機組又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	検査方式又は程度	検査名	備考 (O)中核設備 (設備別技術)	計測制御系統施設 (制御用空気設備)	34B1 1次系配水タンク	1.漏れ点検	高	130M			34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否	34B1 1次系配水タンクB(トモス井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否	計測制御系統施設 (制御用空気設備)	ほうろくフィルタ	1.漏れ点検 1.稼働・性能試験	高 高+低	130M B			計測制御系統施設(ほうろく注入機駆動機 有する設備) その他の井	2.分検品検	高+低	B			制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高 高	130M			A制御用空気圧縮機・電動機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (電動機)	高 高 高	1F 13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M	B制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 (圧縮機)	高 高	13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高+低	B	1次系点検		計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)	高+低 高+低	13M~153M 130M		1次系点検	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高	B	1次系点検		計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	3.漏れ点検 (機組別)	高	26M~182M			計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.5分検査 2.分検品検	高 高	13M~182M 13M~79M			<table border="1"> <thead> <tr> <th>機組又は系統名</th> <th>実施数(機組名)</th> <th>点検及び試験の項目</th> <th>保全の重要度又は程度</th> <th>検査方式又は程度</th> <th>検査名</th> <th>備考 (O)中核設備 (設備別技術)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">計測制御系統施設 (制御用空気設備)</td> <td>34B1 1次系配水タンク</td> <td>1.漏れ点検</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)</td> <td>1.5分検査</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>1次系空気設備点検</td> <td>実行要否</td> </tr> <tr> <td>34B1 1次系配水タンクB(トモス井)</td> <td>1.5分検査</td> <td>高</td> <td>130M</td> <td>1次系空気設備点検</td> <td>実行要否</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">計測制御系統施設 (制御用空気設備)</td> <td>ほうろくフィルタ</td> <td>1.漏れ点検 1.稼働・性能試験</td> <td>高 高+低</td> <td>130M B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(ほうろく注入機駆動機 有する設備) その他の井</td> <td>2.分検品検</td> <td>高+低</td> <td>B</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>制御用空気圧縮機</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検</td> <td>高 高</td> <td>130M</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>A制御用空気圧縮機・電動機</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (電動機)</td> <td>高 高 高</td> <td>1F 13M 52M</td> <td></td> <td>(電動機) 稼働点検: 5M</td> </tr> <tr> <td>B制御用空気圧縮機</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検 (圧縮機)</td> <td>高 高</td> <td>13M 52M</td> <td></td> <td>(電動機) 稼働点検: 5M</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検</td> <td>高+低</td> <td>B</td> <td>1次系点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)</td> <td>高+低 高+低</td> <td>13M~153M 130M</td> <td></td> <td>1次系点検</td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.稼働・性能試験 2.分検品検</td> <td>高</td> <td>B</td> <td>1次系点検</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>3.漏れ点検 (機組別)</td> <td>高</td> <td>26M~182M</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井</td> <td>1.5分検査 2.分検品検</td> <td>高 高</td> <td>13M~182M 13M~79M</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機組又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	検査方式又は程度	検査名	備考 (O)中核設備 (設備別技術)	計測制御系統施設 (制御用空気設備)	34B1 1次系配水タンク	1.漏れ点検	高	130M			34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否	34B1 1次系配水タンクB(トモス井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否	計測制御系統施設 (制御用空気設備)	ほうろくフィルタ	1.漏れ点検 1.稼働・性能試験	高 高+低	130M B			計測制御系統施設(ほうろく注入機駆動機 有する設備) その他の井	2.分検品検	高+低	B			制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高 高	130M			A制御用空気圧縮機・電動機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (電動機)	高 高 高	1F 13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M	B制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 (圧縮機)	高 高	13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高+低	B	1次系点検		計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)	高+低 高+低	13M~153M 130M		1次系点検	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高	B	1次系点検		計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	3.漏れ点検 (機組別)	高	26M~182M			計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.5分検査 2.分検品検	高 高	13M~182M 13M~79M			
機組又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	検査方式又は程度	検査名	備考 (O)中核設備 (設備別技術)																																																																																																																																																																										
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	34B1 1次系配水タンク	1.漏れ点検	高	130M																																																																																																																																																																												
	34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否																																																																																																																																																																										
	34B1 1次系配水タンクB(トモス井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否																																																																																																																																																																										
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	ほうろくフィルタ	1.漏れ点検 1.稼働・性能試験	高 高+低	130M B																																																																																																																																																																												
	計測制御系統施設(ほうろく注入機駆動機 有する設備) その他の井	2.分検品検	高+低	B																																																																																																																																																																												
	制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高 高	130M																																																																																																																																																																												
	A制御用空気圧縮機・電動機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (電動機)	高 高 高	1F 13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M																																																																																																																																																																										
	B制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 (圧縮機)	高 高	13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高+低	B	1次系点検																																																																																																																																																																											
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)	高+低 高+低	13M~153M 130M		1次系点検																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高	B	1次系点検																																																																																																																																																																											
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	3.漏れ点検 (機組別)	高	26M~182M																																																																																																																																																																												
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.5分検査 2.分検品検	高 高	13M~182M 13M~79M																																																																																																																																																																												
機組又は系統名	実施数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は程度	検査方式又は程度	検査名	備考 (O)中核設備 (設備別技術)																																																																																																																																																																										
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	34B1 1次系配水タンク	1.漏れ点検	高	130M																																																																																																																																																																												
	34B1 1次系配水タンクA(キニュームリーフ井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否																																																																																																																																																																										
	34B1 1次系配水タンクB(トモス井)	1.5分検査	高	130M	1次系空気設備点検	実行要否																																																																																																																																																																										
計測制御系統施設 (制御用空気設備)	ほうろくフィルタ	1.漏れ点検 1.稼働・性能試験	高 高+低	130M B																																																																																																																																																																												
	計測制御系統施設(ほうろく注入機駆動機 有する設備) その他の井	2.分検品検	高+低	B																																																																																																																																																																												
	制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高 高	130M																																																																																																																																																																												
	A制御用空気圧縮機・電動機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (電動機)	高 高 高	1F 13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M																																																																																																																																																																										
	B制御用空気圧縮機	1.稼働・性能試験 2.分検品検 (圧縮機)	高 高	13M 52M		(電動機) 稼働点検: 5M																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高+低	B	1次系点検																																																																																																																																																																											
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検 3.漏れ点検 (グランドバネキム取替)	高+低 高+低	13M~153M 130M		1次系点検																																																																																																																																																																										
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.稼働・性能試験 2.分検品検	高	B	1次系点検																																																																																																																																																																											
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	3.漏れ点検 (機組別)	高	26M~182M																																																																																																																																																																												
	計測制御系統施設(制御用空気設備) その他の井	1.5分検査 2.分検品検	高 高	13M~182M 13M~79M																																																																																																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="235 280 943 1294" style="border: 2px solid black; height: 635px; width: 316px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="353 1302 819 1331" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 285 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 324px; margin: 20px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 188 1008 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 371px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：O3-16-137</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：HT3-33</p> <p style="text-align: right;">試計-2</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 220 1010 1337" style="border: 2px solid black; height: 700px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="362 1348 831 1374" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 288 1868 1313" style="border: 2px solid black; height: 642px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1351" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 2</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：計測制御系統施設 検査名：制御棒駆動系機能検査 要領書番号：O3-16-134</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：計測制御系統設備 検査名：制御棒駆動系機能検査 要領書番号：HT3-30</p> <p style="text-align: right;">試計-5</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="192 209 1003 1315" style="border: 2px solid black; height: 693px; width: 362px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1334 824 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1144 285 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：制御棒クラスタ動作検査 要領書番号：O3-16-336</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備 検査名：制御棒クラスタ動作検査 要領書番号：HT3-106</p> <p style="text-align: right;">試計7</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; width: 90%; margin: 10px auto; height: 600px;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>	<div style="border: 2px solid black; width: 90%; margin: 10px auto; height: 600px;"></div> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：制御棒クラスタ検査 要領書番号：O3-16-337</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉本体 検査名：制御棒クラスタ検査 要領書番号：HT3-107</p> <p style="text-align: right;">試計9</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 220 981 1358" style="border: 2px solid black; height: 713px; width: 347px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1364 826 1391" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：計測制御系統施設 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：O3-16-137</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：計測制御系統設備 検査名：安全保護系機能検査 要領書番号：HT3-33</p> <p style="text-align: right;">試計2</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="221 212 1003 1334" style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 349px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="378 1342 844 1369" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1146 276 1865 1289" style="border: 2px solid black; height: 635px; width: 321px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1420 1299 1861 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

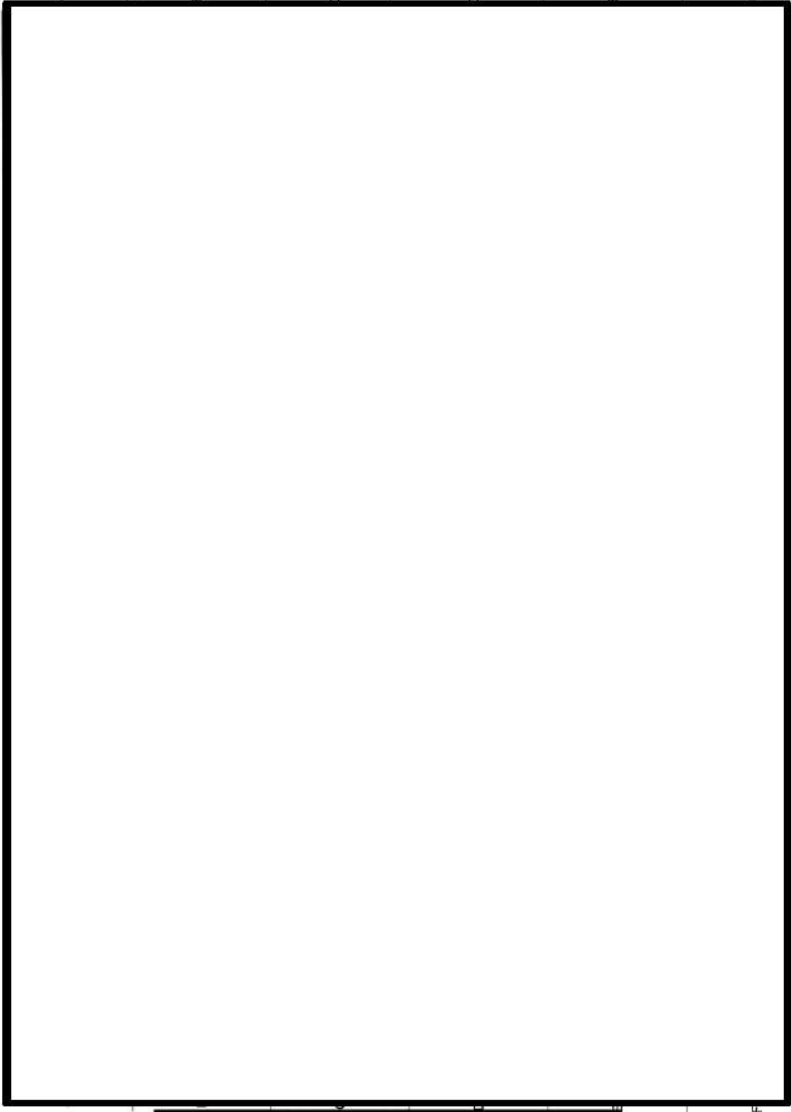
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px dashed black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">大飯発電所3/4号炉</p> <p style="text-align: center;">比較対象として女川補足説明資料より転記</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p>	

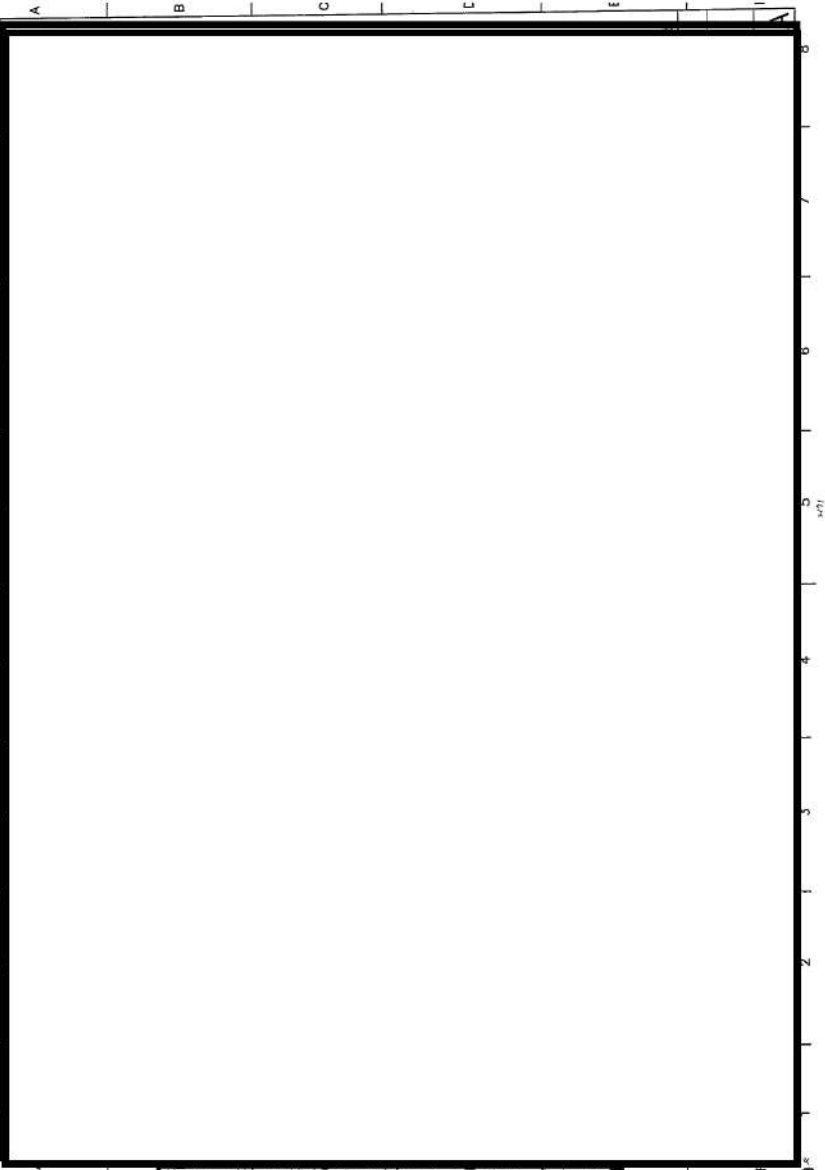
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p data-bbox="331 1361 801 1385">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>		<p data-bbox="1977 172 2085 193">関連資料の相違</p> <ul data-bbox="1977 204 2123 496" style="list-style-type: none"> ・模擬入力にて試験検査が可能な設計であることは、前出のロジック図にて示しており、大飯が示す盤構造図よりも適切な試験検査の関連資料を付している（最新審査記録の反映）。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</p>		<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・模擬入力にて試験検査が可能な設計であることは、前出のロジック図にて示しており、大飯が示す盤構造図よりも適切な試験検査の関連資料を付している（最新審査記録の反映）。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-4(2) ATWS緩和設備の試験に対する考え方について</p>		<p>■資料番号の相違 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉			泊発電所3号炉			相違理由
<p>A TWS緩和設備の試験に対する考え方について</p> <p>1. 概要</p> <p>重大事故等対処設備の試験・検査については、第43条3項に要求されており、解釈には、第12条（安全施設）4項の解釈に準ずるものと規定されている。</p> <p>このうち、A TWS緩和設備については、以下の理由により原子炉の停止中（定期検査時）に試験を行う設計としている。</p> <p>2. 12条第4項の要求に対する適合性の整理</p> <p>12条第4項の要求</p> <p>「安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。」</p>			<p>参考資料1</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A TWS緩和設備)の試験に対する考え方について</p> <p>1. 概要</p> <p>重大事故等対処設備の試験・検査については、第43条第3項に要求されており、解釈には、第12条（安全施設）第4項の解釈に準ずるものと規定されている。</p> <p>このうち、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A TWS緩和設備)については、以下の理由により原子炉の停止中（定期検査時）に試験を行う設計としている。</p> <p>2. 第12条第4項の要求に対する適合性の整理</p> <p>第12条第4項の要求</p> <p>「安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。」</p>			<p>■名称の相違(共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A TWS緩和設備))</p> <p>・泊は、実際の盤名称を用いた設備名称としている。(伊方同様)</p> <p>・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。</p> <p>■記載表現の相違</p>
12条解釈	要求事項	適合性の整理	12条解釈	要求事項	適合性の整理	
7	第4項に規定する「発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる」とは、実システムを用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のバイパス系を用いること等を許容することを意味する。	使用前検査及び停止中（定期検査時）は、実システムを用いた試験を実施する。	7	第4項に規定する「発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができる」とは、実システムを用いた試験又は検査が不適当な場合には、試験用のバイパス系を用いること等を許容することを意味する。	使用前検査及び停止中（定期検査時）は、実システムを用いた試験を実施する。	
8-1	発電用原子炉の運転中に待機状態にある安全施設は、運転中に定期的に試験又は検査ができること。ただし、運転中の試験又は検査によって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りでない。また、多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができること。	A TWS緩和設備は、タービントリップ、補助給水ポンプ起動、主蒸気隔離の各信号を発信するため、誤操作等によりプラントに外乱を与える可能性がある。	8-1	発電用原子炉の運転中に待機状態にある安全施設は、運転中に定期的に試験又は検査ができること。ただし、運転中の試験又は検査によって発電用原子炉の運転に大きな影響を及ぼす場合は、この限りでない。また、多重性又は多様性を備えた系統及び機器にあっては、各々が独立して試験又は検査ができること。	共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A TWS緩和設備)は、タービントリップ、補助給水ポンプ起動、主蒸気隔離の各信号を発信するため、誤操作等によりプラントに外乱を与える可能性がある。	
8-2	運転中における安全保護系の各チャンネルの機能確認試験にあっては、その実施中においても、その機能自体が維持されていると同時に、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しないこと。	A TWS緩和設備は、多重性を有していないため、運転中に試験を実施すると、その間は、機能自体が維持されない。また、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない。	8-2	運転中における安全保護系の各チャンネルの機能確認試験にあっては、その実施中においても、その機能自体が維持されていると同時に、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しないこと。	共通要因故障対策盤(自動制御盤)(A TWS緩和設備)は、多重性を有していないため、運転中に試験を実施すると、その間は、機能自体が維持されない。また、原子炉停止系及び非常用炉心冷却系等の不必要な動作が発生しない。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉			泊発電所3号炉			相違理由
8-3	発電用原子炉の停止中に定期的に行う試験又は検査は、原子炉等規正法及び技術基準規則に規定される試験又は検査を含む。	停止中に定期的に行う試験等は、「重大事故時安全停止回路機能検査」を含む。	8-3	発電用原子炉の停止中に定期的に行う試験又は検査は、原子炉等規制法及び技術基準規則に規定される試験又は検査を含む。	停止中に定期的に行う試験等は、「重大事故時安全停止回路機能検査」を含む。	
9	第4項について、下表の左欄に掲げる施設に対しては右欄に示す要求事項を満たさなければならない。「安全保護系」原則として原子炉の運転中に、定期的に試験ができるとともに、その健全性及び多重性を確認するため、各チャンネルが独立に試験できる設計であること。	ATWS緩和設備は、重大事故対処設備であることから、多重性を有しておらず、設計基準事故対処設備である安全保護系のような対応はできない。	9	第4項について、下表の左欄に掲げる施設に対しては右欄に示す要求事項を満たさなければならない。「安全保護系」原則として原子炉の運転中に、定期的に試験ができるとともに、その健全性及び多重性を確認するため、各チャンネルが独立に試験できる設計であること。	共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、重大事故等対処設備であることから、多重性を有しておらず、設計基準事故対処設備である安全保護系のような対応はできない。	■記載表現の相違

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>重大事故等対処設備であるATWS緩和設備は、工学的安全施設の補機等に対して作動信号を発信する設備であり、運転中に試験を実施する場合には、誤操作等によりプラントに外乱を与える可能性があり、かつ、試験中は機能自体が維持できない状態となる。</p> <p>3. ATWS緩和設備の試験間隔の検討</p> <p>(1) ATWS緩和設備は、安全保護設備による原子炉非常停止機能が喪失した時に期待される設備である。ATWS緩和設備に関する信頼性評価においては、試験頻度を定期検査毎として評価し、ATWSが発生し、かつATWS緩和設備の故障により緩和機能が動作しない状態が発生する頻度は [] と十分に低いことを確認しており、定期検査毎の試験度としても信頼性は十分確保できる。</p> <p>(2) 原子力安全委員会が定めている安全目標案に対する性能目標（発電用軽水型原子炉施設の性能目標について—安全目標案に対する性能目標について—、平成18年3月）では、内的事象と外的事象の両者を含む炉心損傷発生頻度の目安として、10^{-4}/炉年程度が指標となっているが、この目安を十分に下回っている。</p> <p>以上のことから、ATWS緩和設備は、表2-1に示す重大事故等対処設備の試験性に関する設置許可基準規則（第四十三条）及び技術基準規則（第五十四条）に基づいて、停止中（定期検査時）に試験を実施することをもって対応するものとする。</p> <p>表2-1 ATWS緩和設備（重大事故等対処設備）の試験性に関する基準規則</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>設置許可基準規則 （重大事故等対処設備） 第四十三条 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>技術基準規則 （重大事故等対処設備） 第五十四条 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができること。</p> </div>	<p>重大事故等対処設備である共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)は、工学的安全施設の補機等に対して作動信号を発信する設備であり、発電用原子炉の運転中に試験を実施する場合には、誤操作等によりプラントに外乱を与える可能性があり、かつ、試験中は機能自体が維持できない状態となる。</p> <p>3. 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)の試験間隔の検討</p> <p>(1) 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)は、安全保護設備による原子炉非常停止機能が喪失した時に期待される設備である。共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)に関する信頼性評価においては、試験頻度を定期検査毎として評価し、ATWSが発生し、かつ共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)の故障により緩和機能が動作しない状態が発生する頻度は [] と十分に低いことを確認しており、定期検査毎の試験度としても信頼性は十分確保できる。</p> <p>(2) 原子力安全委員会が定めている安全目標案に対する性能目標（発電用軽水型原子炉施設の性能目標について—安全目標案に対する性能目標について—、平成18年3月）では、内的事象と外的事象の両者を含む炉心損傷発生頻度の目安として、10^{-4}/炉年程度が指標となっているが、この目安を十分に下回っている。</p> <p>以上のことから、共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)は、表2-1に示す重大事故等対処設備の試験性に関する設置許可基準規則（第四十三条）及び技術基準規則（第五十四条）に基づいて、発電用原子炉の停止中（定期検査時）に試験を実施することをもって対応するものとする。</p> <p>表2-1 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)（重大事故等対処設備）の試験性に関する基準規則</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>設置許可基準規則 （重大事故等対処設備） 第四十三条 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものであること。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>技術基準規則 （重大事故等対処設備） 第五十四条 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができること。</p> </div>	<p>■記載表現の相違</p> <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <p>■記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由										
<p>なお、安全保護設備については、旧安全設計審査指針（指針40）及び旧技術基準省令（第二十二條）の要求により、運転中の試験を実施しており、これは表2-2に示す現行の設置許可基準規則（第十二條）及び技術基準規則（第十五條、第三十五條）にも対応するものである。</p> <p>表2-2 安全保護設備の試験性に関する基準規則</p> <table border="1" data-bbox="152 363 969 790"> <tr> <td data-bbox="152 363 969 496"> 設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。 </td> <td data-bbox="1070 363 1888 496"> 設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 496 969 655"> 技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。 </td> <td data-bbox="1070 496 1888 655"> 技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="152 655 969 790"> （安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。 </td> <td data-bbox="1070 655 1888 790"> （安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。 </td> </tr> </table>	設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。	技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。	（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。	（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。	<p>なお、安全保護設備については、旧安全設計審査指針（指針40）及び旧技術基準省令（第二十二條）の要求により、運転中の試験を実施しており、これは表2-2に示す現行の設置許可基準規則（第十二條）及び技術基準規則（第十五條、第三十五條）にも対応するものである。</p> <p>表2-2 安全保護設備の試験性に関する基準規則</p> <table border="1" data-bbox="1070 363 1888 790"> <tr> <td data-bbox="1070 363 1888 496"> 設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。 </td> <td data-bbox="1070 496 1888 655"> 技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1070 655 1888 790"> （安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。 </td> <td></td> </tr> </table>	設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。	（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。		
設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。											
技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。	技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。											
（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。	（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。											
設置許可基準規則 （安全施設） 第十二條 4 安全施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、発電用原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならない。	技術基準規則 （設計基準対象施設の機能） 第十五條 2 設計基準対象施設は、その健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に必要な箇所の保守点検（試験及び検査を含む。）ができるよう、施設しなければならない。											
（安全保護装置） 第三十五條 七 発電用原子炉の運転中に、その能力を確認するための必要な試験ができるものであること。												

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">44-5 系統図</p>	<p style="text-align: center;">44-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	原子炉トリップ (1)	中立→トリップ	中央制御室	スイッチ操作	うち 1 台使用
②	原子炉トリップ (2)	中立→トリップ	中央制御室	スイッチ操作	

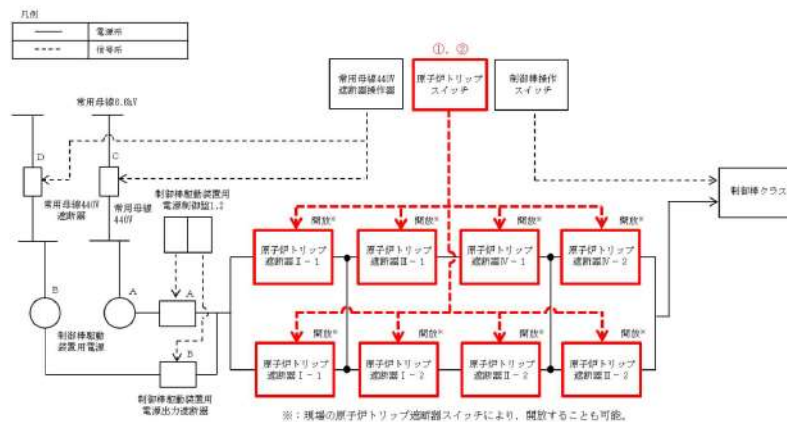


図 44-4-1 手動による原子炉緊急停止

■ 記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)

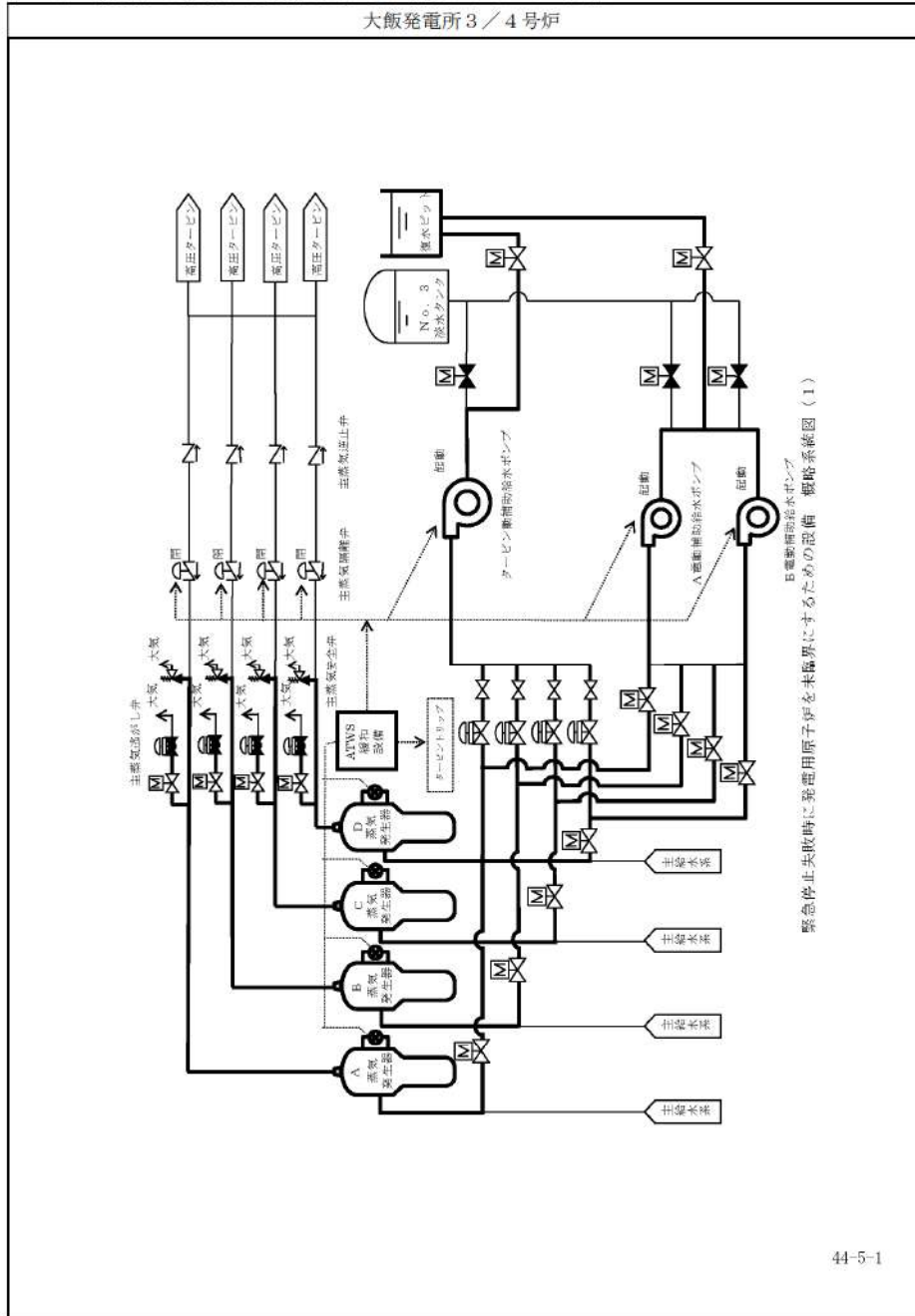
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">図 44-4-2 原子炉出力抑制（1）</p>	<p>■記載方針の相違（女川審査記録の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備



44-5-1

泊発電所3号炉

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	タービントリップ	作動	-	自動動作	-
②	A-主蒸気隔離弁	全開→全閉	中央制御室	連動	直流電源制御用空気
③	B-主蒸気隔離弁	全開→全閉	中央制御室	連動	直流電源制御用空気
④	C-主蒸気隔離弁	全開→全閉	中央制御室	連動	直流電源制御用空気
⑤	A-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑥	B-電動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑦	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全開→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑧	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全開→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑨	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	中央制御室	連動	-
⑩	A-主蒸気逃がし弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑪	B-主蒸気逃がし弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑫	C-主蒸気逃がし弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源
⑬	A-主蒸気安全弁	全閉→全開	-	-	-
⑭	B-主蒸気安全弁	全閉→全開	-	-	-
⑮	C-主蒸気安全弁	全閉→全開	-	-	-

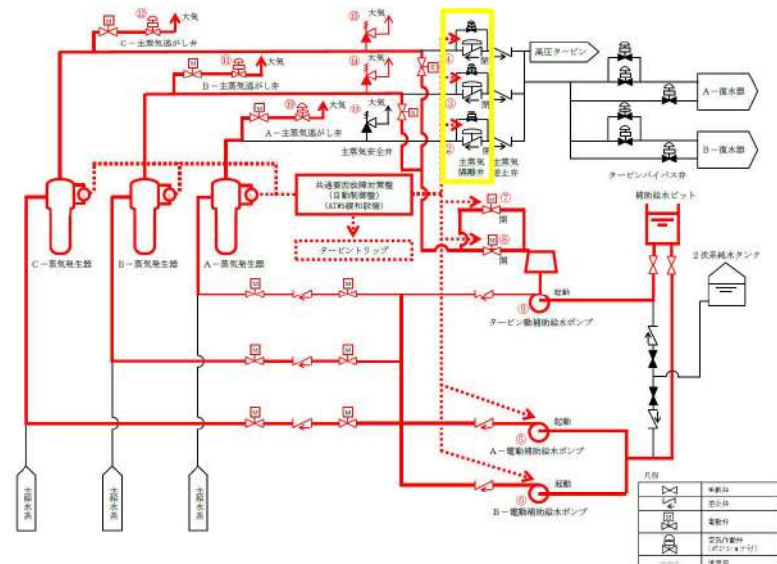
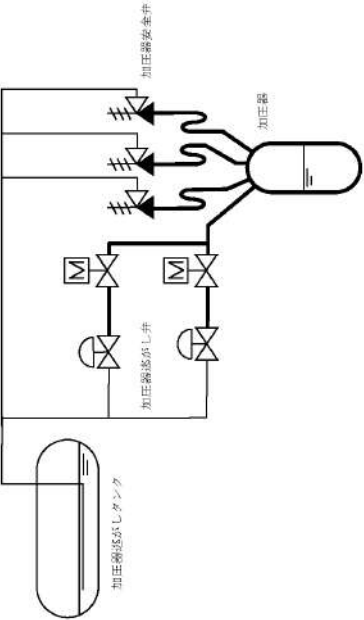
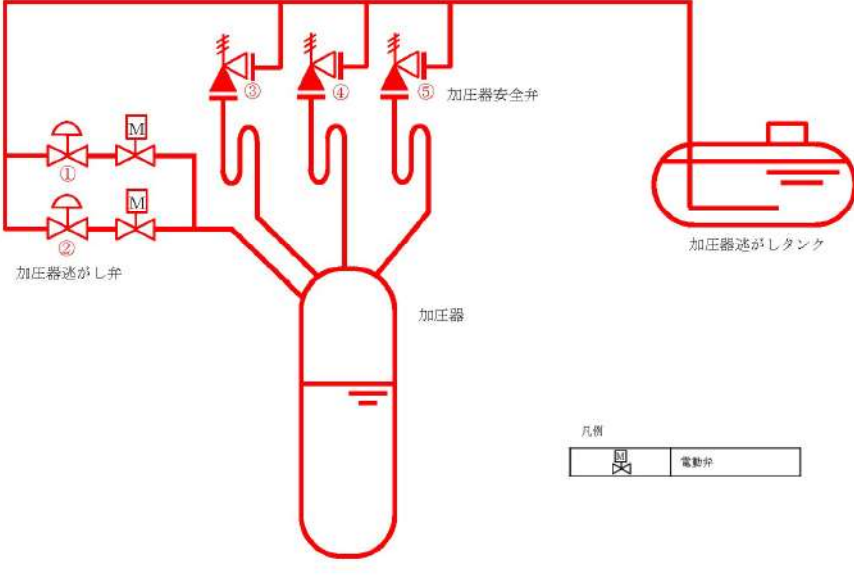


図 44-4-3 原子炉出力抑制(2)

相違理由

■記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由																																				
 <p style="text-align: center;">緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 概略系統図 (2)</p>	<table border="1" data-bbox="1077 312 1944 504"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>機器名称</th> <th>状態の変化</th> <th>操作場所</th> <th>操作方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>A-加圧器逃がし弁</td> <td>全閉⇔全開</td> <td>中央制御室</td> <td>自動動作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>B-加圧器逃がし弁</td> <td>全閉⇔全開</td> <td>中央制御室</td> <td>自動動作</td> <td>直流電源制御用空気</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>A-加圧器安全弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>—</td> <td>自動動作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>B-加圧器安全弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>—</td> <td>自動動作</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>C-加圧器安全弁</td> <td>全閉→全開</td> <td>—</td> <td>自動動作</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>  <p style="text-align: center;">図 44-4-4 原子炉出力抑制 (3)</p>	No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考	①	A-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気	②	B-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気	③	A-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—	④	B-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—	⑤	C-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>
No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考																																	
①	A-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気																																	
②	B-加圧器逃がし弁	全閉⇔全開	中央制御室	自動動作	直流電源制御用空気																																	
③	A-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—																																	
④	B-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—																																	
⑤	C-加圧器安全弁	全閉→全開	—	自動動作	—																																	
44-5-2	44-4-5																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

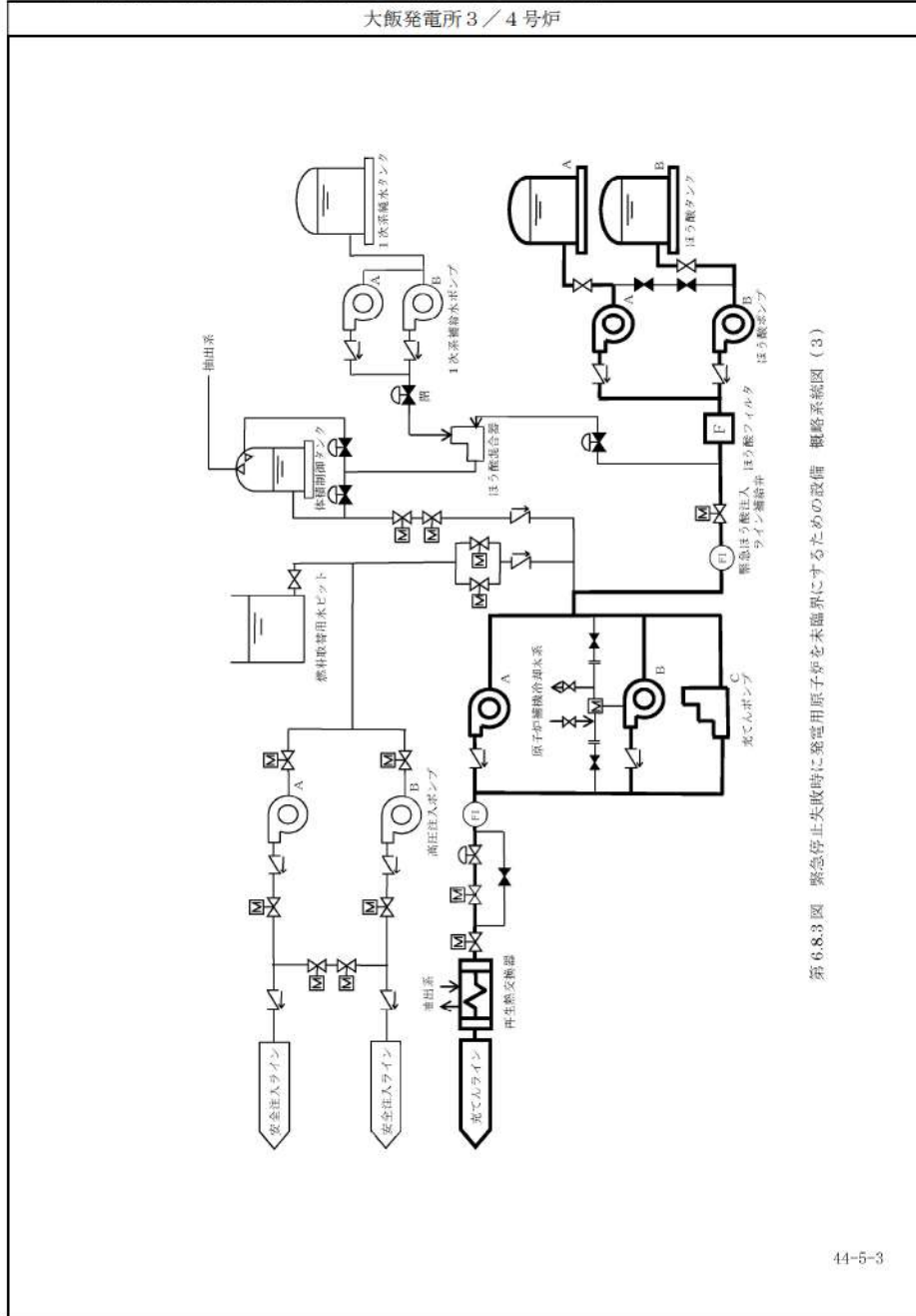


図 6.8.3 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備 概略系図 (3)

44-5-3

泊発電所3号炉

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	A-充てんポンプ	起動確認	中央制御室	操作器操作	うち1台使用
②	B-充てんポンプ	起動確認	中央制御室	操作器操作	交流電源
③	C-充てんポンプ	起動確認	中央制御室	操作器操作	
④	A-ほう酸ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	うち1台使用
⑤	B-ほう酸ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑥	ほう酸注入タンク循環ライン入口止め弁	全開→全閉	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑦	A-ほう酸タンク循環ライン流量調節弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	A系使用時 直流電源 制御用空気
⑧	B-ほう酸タンク循環ライン流量調節弁	全閉→調整開	中央制御室	操作器操作	B系使用時 直流電源 制御用空気
⑨	緊急ほう酸注入弁	全閉→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑩	1次系純水補給ライン流量制御弁	全閉確認	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑪	A-1次系補給水ポンプ	起動→停止	中央制御室	操作器操作	うち1台使用
⑫	B-1次系補給水ポンプ	起動→停止	中央制御室	操作器操作	交流電源

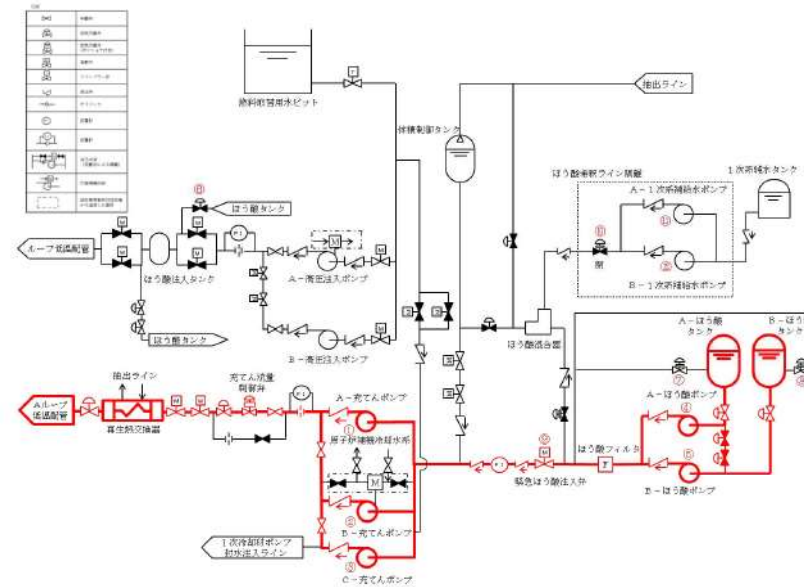


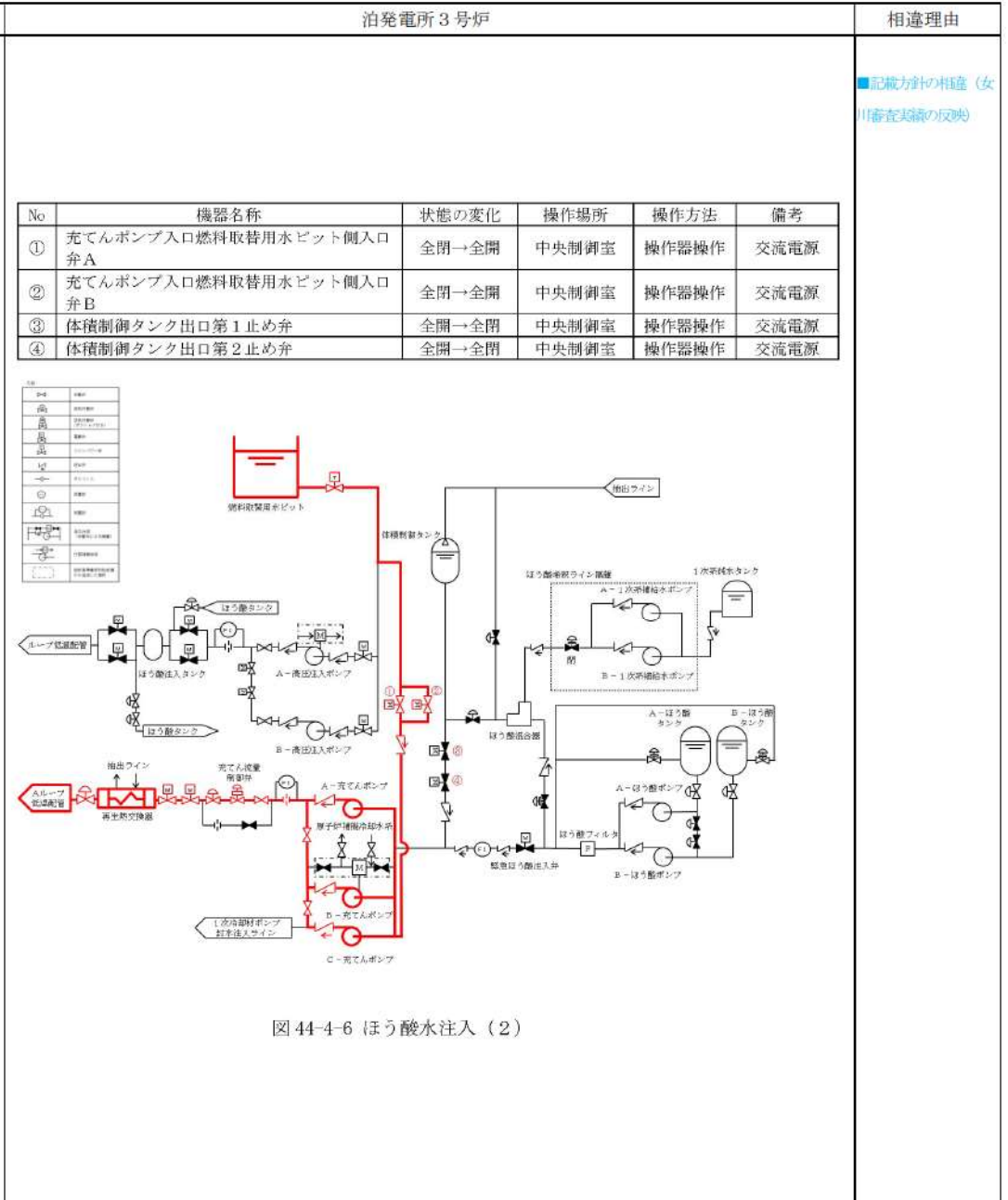
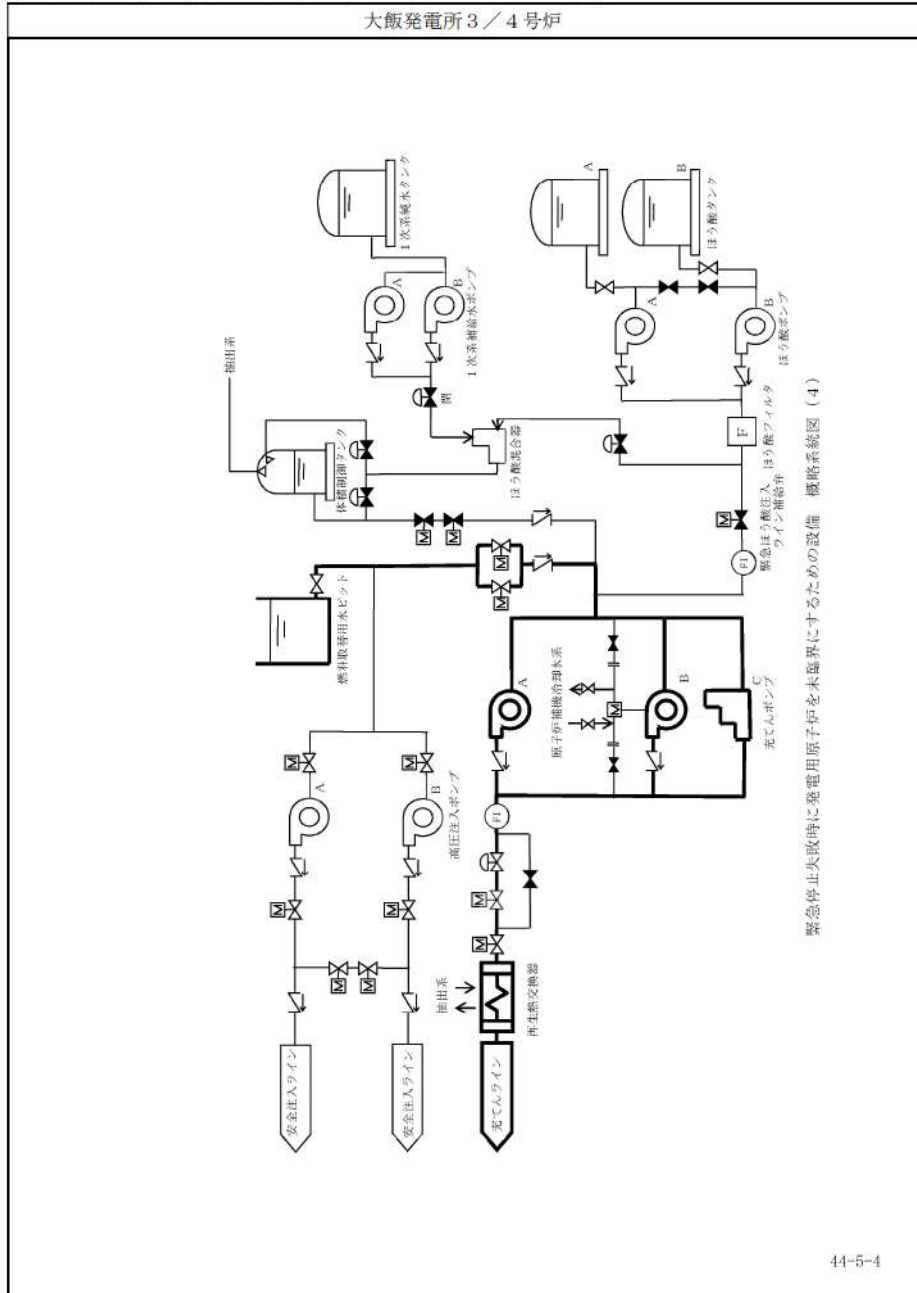
図 44-4-5 ほう酸水注入 (1)

相違理由

■記載方針の相違
 (女川審査実績の反映)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備



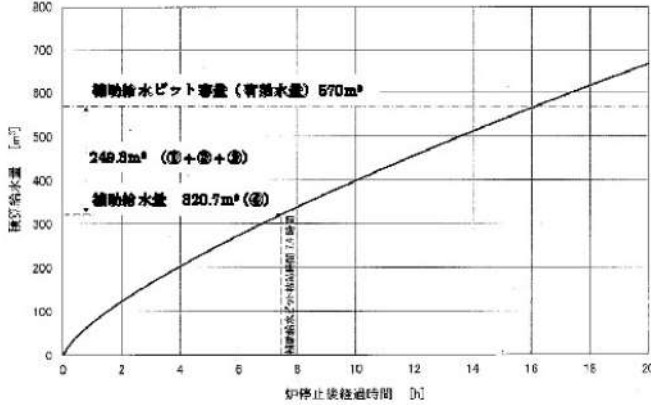
泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	4.4-5 容量設定根拠	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>2. 水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCA】及び 【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCP シール LOCAが発生しない場合】</p> <p>○水源 補助給水ピット：570m³（有効水量）</p> <p>○水使用パターン 補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。 【必要注水量内訳】注水温度 40℃</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去 ： -11.6m³ （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他） ② 高温停止状態から冷却維持温度（170℃）までの顕熱除去 ： 156.5m³ （1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顕熱） ③ 蒸気発生器水位回復 ： 104.4m³ <li style="text-align: right;">上記①～③の合計 ： 249.3m³ ④ 崩壊熱除去 ： 320.7m³  <p>補助給水ピットの有効水量 570m³ から、1次冷却材系統を出力運転状態から 170℃まで減温するために必要な給水量等（249.3m³）を引いた量（320.7m³）の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4時間後となる。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	<p>■記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>○水源評価結果</p> <p>事故後、7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	<p>■記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
	<p style="text-align: right;">容-2(1/8)</p> <table border="1" data-bbox="1077 264 1944 437"> <thead> <tr> <th colspan="2">名 称</th> <th>燃料取替用水ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>容 量</td> <td>m³/個</td> <td>□以上(2,000)</td> </tr> <tr> <td>最高使用圧力</td> <td>MPa</td> <td>大気圧</td> </tr> <tr> <td>最高使用温度</td> <td>℃</td> <td>95</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は公称値を示す。</p> <p>計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）及びその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備と兼用。</p> <p>最高使用圧力及び温度は、原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備（格納容器安全設備）に使用する場合の記載事項であり、重大事故等対処設備としての値。</p> <p>【設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計基準対象施設 <p>設計基準対象施設の燃料取替用水ピットの概要、容量、個数の設定根拠については、平成15年11月21日付け平成15・07・22原第25号にて認可された工事計画の参考資料1-1「設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（原子炉冷却系統設備）」による。</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器内で火災が発生した際、消火要員による消火活動が困難である場合に、原子炉格納容器内にスプレイすることにより、原子炉格納容器全体の雰囲気を水滴で覆い消火を行うために設置する。</p> ・重大事故等対処設備 <p>重大事故等時に原子炉冷却系統施設のうち非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p> 	名 称		燃料取替用水ピット	容 量	m ³ /個	□以上(2,000)	最高使用圧力	MPa	大気圧	最高使用温度	℃	95	<p>■記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>
名 称		燃料取替用水ピット												
容 量	m ³ /個	□以上(2,000)												
最高使用圧力	MPa	大気圧												
最高使用温度	℃	95												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(2/8)</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により2次冷却系からの除熱機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、加圧器逃がし弁を開操作することでフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第60条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが高圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の減圧機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するために設置する。</p> <p>系統構成は、電動補助給水ポンプ及びタービン動補助給水ポンプ、補助給水ピット又は主蒸気逃がし弁の故障等により蒸気発生器2次側による炉心冷却を用いた1次冷却系統の減圧機能が喪失した場合の1次系のフィードアンドブリードとして、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へほう酸水を注水し、格納容器再循環サンプ水位が再循環切替可能水位に到達後、格納容器再循環サンプを水源とした高圧注入ポンプは、再循環により炉心へほう酸水の注水を継続することで1次冷却系統をフィードアンドブリードできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第61条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、原子炉冷却材圧力バウンダリが低圧の状態であって、設計基準事故対処設備が有する原子炉の冷却機能が喪失した場合においても炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉を冷却するために設置する。</p>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(3/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする充てんポンプは、化学体積制御系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプの故障等により炉心注水機能が喪失した場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サンプスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統と余熱除去系統間の連絡ラインを介して炉心へ注水できる設計とする。</p> </div>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(4/8)</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、余熱除去ポンプ若しくは高圧注入ポンプによる再循環又はB-格納容器スプレイポンプによる代替再循環で格納容器再循環サブスクリーン閉塞の兆候が見られた場合、運転停止中において余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、安全注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>運転中の1次冷却材喪失事象時において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、運転停止中において、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合並びに原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合の代替炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とするB-充てんポンプは、自己冷却ラインを用いることにより運転でき、化学体積制御系により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷、溶融が発生した場合において、原子炉容器に残存溶融デブリが存在する場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水できる設計とする。</p> <p>原子炉の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の炉心注水として、燃料取替用水ピットを水源とする余熱除去ポンプは、低圧注入系統により炉心へ注水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第62条系統図」による。</p>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(5/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、溶融し、原子炉格納容器の下部に落下した炉心を冷却するために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とした格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより注水し、代替格納容器スプレイ水が原子炉格納容器とフロア最外周部間の隙間等を通じ原子炉格納容器最下階フロアまで流下し、さらに連通管及び小扉を経由して原子炉下部キャビティへ流入することで、溶融炉心が落下するまでに原子炉下部キャビティに十分な水量を蓄水できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第66条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故の収束に必要な水源とは別に、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、原子炉施設には、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等の収束に必要な十分な量の水を供給するために設置する。</p> <p>系統構成は、重大事故等により、蒸気発生器2次側への注水手段の水源となる補助給水ピットが枯渇又は破損した場合の代替手段である1次系のフィードアンドブリードの水源として、代替水源である非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットを使用する。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第71条系統図」による。</p> </div>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(6/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>重大事故等時に計測制御系統施設のうちほう酸注入機能を有する設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、運転時の異常な過渡変化時において原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合においても炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために設置する。</p> <p>系統構成は、ほう酸ポンプが故障により使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした充てんポンプは、化学体積制御系統により、炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。さらに、充てんポンプが使用できない場合のほう酸水注入として、燃料取替用水ピットを水源とした高圧注入ポンプは、ほう酸注入タンクを介して炉心に十分な量のほう酸水を注入できる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第59条系統図」による。</p> <p>重大事故等時に原子炉格納施設のうち圧力低減設備その他の安全設備として使用する燃料取替用水ピットは、以下の機能を有する。</p> <p>燃料取替用水ピットは、設計基準事故対処設備が有する原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合において炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。また、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度並びに放射性物質の濃度を低下させるために設置する。</p> </div>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">容-2(7/8)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>系統構成は、1次冷却材喪失事象時において、格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象時に格納容器スプレイポンプ又は燃料取替用水ピットの故障等により原子炉格納容器内の冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合並びに全交流動力電源又は原子炉補機冷却機能が喪失し、炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第64条系統図」による。</p> <p>燃料取替用水ピットは、炉心の著しい損傷が発生した場合において原子炉格納容器の破損を防止するため、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下させるために設置する。</p> <p>系統構成は、炉心の著しい損傷が発生した場合であって交流動力電源及び原子炉補機冷却機能が健全である場合の格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピットを水源とする格納容器スプレイポンプは、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>炉心の著しい損傷が発生した場合の代替格納容器スプレイとして、燃料取替用水ピット又は補助給水ピットを水源とする代替格納容器スプレイポンプは、格納容器スプレイ系統を介して、原子炉格納容器内上部にあるスプレイリングのスプレイノズルより原子炉格納容器内にスプレイできる設計とする。</p> <p>これらの系統構成については、設備別記載事項の設定根拠に関する説明書別添3「技術基準規則第65条系統図」による。</p> <p>1. 容量</p> <p>設計基準対象施設のその他発電用原子炉の附属施設（火災防護設備）のうち消火設備として使用する燃料取替用水ピットの容量は、原子炉冷却系等施設としての設計基準対象施設と同仕様で設計し、以上とする。</p> </div>	<p>■記載方針の相違 （女川審査実績の反映）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">容-2(8/8)</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプ等による炉心注入の水源として使用する場合の容量は、有効性評価において格納容器スプレイポンプによる代替再循環運転又は高圧注入ポンプによる高圧再循環運転、可搬型大型送水ポンプ車及び格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 $\square \text{m}^3$ (注1) が確認されている。</p> <p>また、燃料取替用水ピットを重大事故等時において代替格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイの水源として使用する場合の容量は、有効性評価において可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給と合わせて、事故後24時間までに可搬型大型送水ポンプ車、格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却へ移行可能な容量 $\square \text{m}^3$ (注1) が確認されている。</p> <p>以上より、燃料取替用水ピットを重大事故等時に使用する場合の容量は、$\square \text{m}^3$/個とする。</p> <p>公称値については、要求される容量 $\square \text{m}^3$/個を上回る$2,000 \text{m}^3$/個とする。</p> <p>2. 最高使用圧力</p> <p>設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから大気圧とする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の圧力は、燃料取替用水ピットが大気開放であることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、大気圧とする。</p> <p>3. 最高使用温度</p> <p>設計基準対象施設として使用する燃料取替用水ピットの最高使用温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであるため、これを上回る温度として95°Cとする。</p> <p>燃料取替用水ピットを重大事故等時において使用する場合の温度は、燃料取替用水ピットの通常運転温度が約30°Cであることから、設計基準対象施設と同仕様で設計し、30°Cを上回る95°Cとする。</p> <p>(注1) 燃料取替用水ピットの有効水量</p>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																
<p>44-6(1) 工学的安全施設等の作動信号の設定根拠について</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、運転時の異常な過渡変化時の原子炉トリップ失敗事象（ATWS）の兆候を検知した場合又は発生した場合、原子炉を未臨界にするための設備を作動させる信号の設定値の根拠、及び、作動回路の説明図についてまとめたものであり、構成としては緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の概要、作動信号の設定値の設定方法、作動信号の設定値根拠、作動回路の説明図からなっている。</p> <p>2. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の概要</p> <p>ATWS緩和設備は、ATWSが発生するおそれがある場合又は発生した場合に、設計基準事故対処設備により原子炉が停止しない場合には、自動でタービントリップ及び主蒸気隔離を行い、また、補助給水ポンプが起動しない場合には、自動で補助給水ポンプを起動させ、炉心の著しい損傷を防止する設計とする。</p> <p>また、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備によって、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。</p> <p>3. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の設定値の設定方法について</p> <p>緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号は、実際のセット値に対して計装誤差を差し引いた値から、実際のセット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲を設定範囲とする。本設定方法により、計装誤差を考慮して規定した設定範囲における緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動が保証される。</p> <p>なお、設定値、セット値等の用語の定義は以下のとおりである。</p>	<p>参考資料1</p> <p>工学的安全施設等の作動信号の設定根拠について</p> <p>1. 概要</p> <p>本資料は、運転時の異常な過渡変化時の原子炉トリップ失敗事象（ATWS）の兆候を検知した場合又は発生した場合、発電用原子炉を未臨界にするための設備を作動させる信号の設定値の根拠、及び、作動回路の説明図についてまとめたものであり、構成としては緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の概要、作動信号の設定値の設定方法、作動回路の説明図からなっている。</p> <p>2. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の概要</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)（ATWS緩和設備）は、ATWSが発生するおそれがある場合又は発生した場合に、設計基準事故対処設備により原子炉が停止しない場合には、自動でタービントリップ及び主蒸気ライン隔離を行い、また、補助給水ポンプが起動しない場合には、自動で補助給水ポンプを起動させ、炉心の著しい損傷を防止する設計とする。</p> <p>また、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備によって、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで発電用原子炉を未臨界にする。</p> <p>3. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の設定値の設定方法について</p> <p>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動信号は、実際のセット値に対して計装誤差を差し引いた値から、実際のセット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲を設定範囲とする。本設定方法により、計装誤差を考慮して規定した設定範囲における緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動が保証される。</p> <p>なお、設定値、セット値等の用語の定義は以下のとおりである。</p>	<p>■資料番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■記載表現の相違</p> <p>■記載表現の相違</p> <p>■名称の相違(共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備))</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、実際の盤名称を用いた設備名称としている。(伊方同様) <p>■以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 主蒸気ライン隔離 <p>■記載表現の相違</p> <p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、検出器に限らず、アイソ 																
<p>表1 設定値根拠の用語の説明</p>	<p>表1 設定値根拠の用語の説明</p>																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定値 (設定範囲)</td> <td>緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。</td> </tr> <tr> <td>セット値</td> <td>実機の計装設備にセットする値。</td> </tr> <tr> <td>計装誤差</td> <td>検出器の計器誤差に余裕を加算したもの。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	設定値 (設定範囲)	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。	セット値	実機の計装設備にセットする値。	計装誤差	検出器の計器誤差に余裕を加算したもの。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>用語</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設定値 (設定範囲)</td> <td>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。</td> </tr> <tr> <td>セット値</td> <td>実機の計装設備にセットする値。</td> </tr> <tr> <td>計装誤差</td> <td>検出器等の計器誤差に余裕を加算したもの。</td> </tr> </tbody> </table>	用語	説明	設定値 (設定範囲)	緊急停止失敗時に 発電用 原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。	セット値	実機の計装設備にセットする値。	計装誤差	検出器等の計器誤差に余裕を加算したもの。	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、検出器に限らず、アイソ
用語	説明																	
設定値 (設定範囲)	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。																	
セット値	実機の計装設備にセットする値。																	
計装誤差	検出器の計器誤差に余裕を加算したもの。																	
用語	説明																	
設定値 (設定範囲)	緊急停止失敗時に 発電用 原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の作動値の許容範囲を表す。セット値に対して計装誤差を差し引いた値から、セット値に対して計装誤差を加算した値までの範囲とする。																	
セット値	実機の計装設備にセットする値。																	
計装誤差	検出器等の計器誤差に余裕を加算したもの。																	

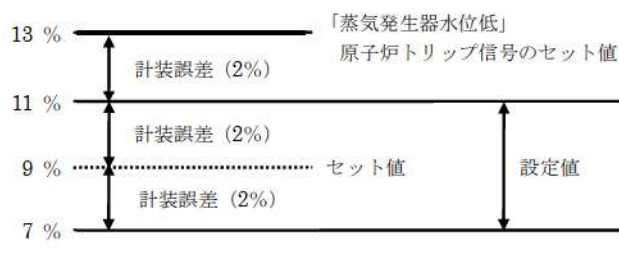

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	相違理由
計装誤差	検出器などの計器誤差に余裕を加算したもの。		レーションカードやバイステープルカードによる誤差も含むことを表現している。(伊方同編)
伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載			

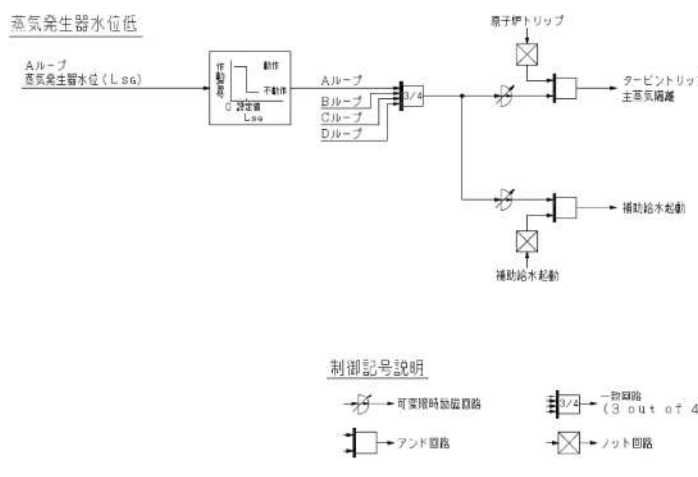
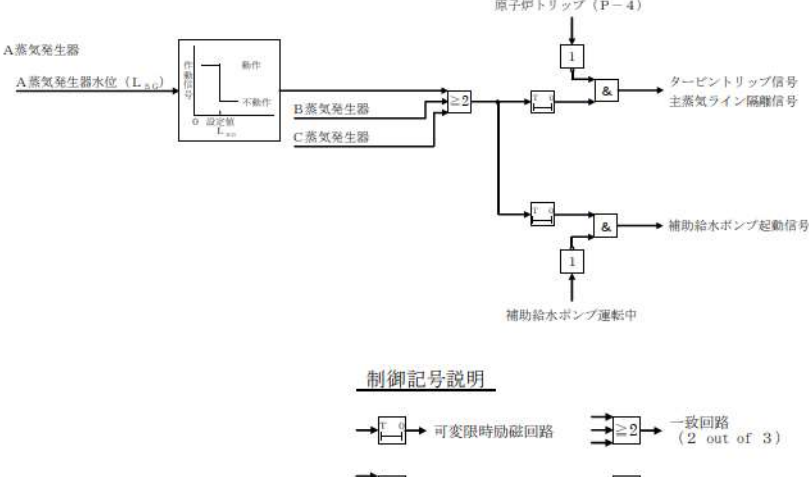
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
4. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の設定値根拠		4. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動信号の設定値根拠		■記載表現の相違
名称	蒸気発生器水位低	名称	蒸気発生器水位低	
目的/機能	原子炉トリップ失敗時に蒸気発生器の水位が低下した場合には、原子炉を安全に停止するため、3 ループ以上の蒸気発生器の水位低の信号で補助給水ポンプを起動させ、タービントリップさせるとともに、主蒸気隔離を行う。	目的/機能	原子炉トリップ失敗時に蒸気発生器の水位が低下した場合には、原子炉を安全に停止するため、2 ループ以上の蒸気発生器の水位低の信号で補助給水ポンプを起動させ、タービントリップさせるとともに、主蒸気ライン隔離を行う。	■設備の相違(ループ数, 伊方同様) ・泊(3ループ)と大飯(4ループ)にてループ数が異なるが、「蒸気発生器水位低」信号にてATWS緩和設備を作動する構成は同様。(伊方同様)
設定値	計器スパンの7%以上、かつ、11%以下 (計器スパンの9% ± 2%以内)	設定値	計器スパンの7%以上、かつ、11%以下 (計器スパンの9% ± 2%以内)	
<p>【設定根拠】</p> <p>ATWS緩和設備から発信する作動信号のセット値は、「蒸気発生器水位低」による原子炉トリップに対して本設備からの不必要な作動信号発信を防止するため、「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ信号のセット値である13%から、原子炉トリップ信号を発信する安全保護系計装設備の計装誤差(2%)および本設備の計装誤差(2%)を差し引き、9%に設定する。</p> <p>設定値は、セット値から計装誤差である2%を差し引いても確実に作動する7%以上、かつ、セット値に計装誤差である2%を加算しても本設備の不必要な動作を防止できる11%以下とする。</p> 		<p>【設定根拠】</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)から発信する作動信号のセット値は、「蒸気発生器水位低」による原子炉トリップに対して本設備からの不必要な作動信号発信を防止するため、「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ信号のセット値である13%から、原子炉トリップ信号を発信する安全保護系計装設備の計装誤差(2%)および本設備の計装誤差(2%)を差し引き、9%に設定する。</p> <p>設定値は、セット値から計装誤差である2%を差し引いても確実に作動する7%以上、かつ、セット値に計装誤差である2%を加算しても本設備の不必要な動作を防止できる11%以下とする。</p> 		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図</p> <p>緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図を図1に示す。</p>  <p>蒸気発生器水位低</p> <p>Aループ 蒸気発生器水位(Lsg)</p> <p>動作 不動作 0 設定値 Lsg</p> <p>Aループ Bループ Cループ Dループ</p> <p>3/4</p> <p>原子炉トリップ</p> <p>タービントリップ 主蒸気隔離</p> <p>補助給水起動</p> <p>補助給水起動</p> <p>制御記号説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 可変限時励磁回路 アンド回路 一致回路 (3 out of 4) ノット回路 <p>図1 緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図</p>	<p>5. 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図</p> <p>緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図を図1に示す。</p>  <p>A蒸気発生器</p> <p>A蒸気発生器水位 (Lsg)</p> <p>動作 不動作 0 設定値 Lsg</p> <p>B蒸気発生器 C蒸気発生器</p> <p>≥2</p> <p>原子炉トリップ (P-4)</p> <p>タービントリップ信号 主蒸気ライン隔離信号</p> <p>補助給水ポンプ起動信号</p> <p>補助給水ポンプ運転中</p> <p>制御記号説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 可変限時励磁回路 アンド回路 一致回路 (2 out of 3) ノット回路 <p>図1 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備の作動回路の説明図</p>	<p>相違理由</p> <p>■記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">4.4-6 単線結線図</p>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">*1：常設代替交流電源設備の主要設備 *2：可搬型代替交流電源設備の主要設備 *3：代替所内電気設備の主要設備</p>	<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

図4-6-2 直流電源単線結線図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">44-6(2) ATWS緩和設備について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>44-5(2) 多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）について</p> <p style="text-align: center;">伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p> </div>	<p style="text-align: center;">44-7 共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）について</p>	<p>■資料番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■名称の相違（共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、実際の盤名称を用いた設備名称としている。（伊方同様） ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉を緊急に停止することができない事象（ATWS）が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために必要な設備について説明する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>原子炉を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、自動的にタービントリップ及び主蒸気隔離させることにより1次冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させるとともに、補助給水ポンプを自動起動し、蒸気発生器2次側保有水量の減少を抑制し、低下した原子炉出力に相当する発生熱を蒸気発生器を介して除去することで、原子炉冷却材圧力バウダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持し、炉心の著しい損傷を防止するための設備（以下、ATWS緩和設備）を設置する。</p> <p>また、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。</p> <p>3. ATWS緩和設備の設計方針</p> <p>ATWS緩和設備の設計方針を以下に示す。自動作動設備について主要設備の構成を5章に示す。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、運転時の異常な過渡変化時において、原子炉を緊急に停止することができない事象（ATWS）が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、炉心の著しい損傷を防止するため、原子炉冷却材圧力バウダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持するとともに、原子炉を未臨界に移行するために必要な設備について説明する。</p> <p>2. 基本方針</p> <p>原子炉を緊急に停止することができない事象が発生するおそれがある場合又は当該事象が発生した場合において、自動的にタービントリップ及び主蒸気ライン隔離させることにより1次冷却材温度を上昇させ、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させるとともに、補助給水ポンプを自動起動し、蒸気発生器2次側保有水量の減少を抑制し、低下した原子炉出力に相当する発生熱を蒸気発生器を介して除去することで、原子炉冷却材圧力バウダリ及び原子炉格納容器の健全性を維持し、炉心の著しい損傷を防止するための設備（以下、共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備））を設置する。</p> <p>また、化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。</p> <p>3. 共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）の設計方針</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）の設計方針を以下に示す。また、主要設備の構成を5章に示す。</p>	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既許可を踏襲し、泊は（法令引用箇所を除き）読点を「,」としている。 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離
<p>多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）の設計方針を以下に示す。また、主要設備の構成を5章に示す。</p> <p style="text-align: right;">伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p>		<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、名称に「自動」の意味を含むため、「自動作動設備」との読み替えは不要。（伊方同様）
<p>(1)環境条件</p> <p>ATWS緩和設備は、想定する重大事故（ATWS）が発生した場合における環境条件下において、必要な機能を果たすことができる設計とする。</p> <p>自動作動設備については、具体的には以下の条件で所定の機能を維持する設計とする。</p>	<p>(1)環境条件</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、想定する重大事故（ATWS）が発生した場合における環境条件下において、必要な機能を果たすことができる設計とする。</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）については、具体的には以下の条件で所定の機能を維持する設計とする。</p>	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、名称に「自動」の意味を含むため、「自動作動設備」との読み替えは不要。（伊方同様）
<p>多様化自動作動盤（ATWS緩和設備）については、具体的には以下の条件で所定の機能を維持する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p>		
<p>温度：0～50℃ 圧力：大気圧</p>	<p>温度：0～50℃ 圧力：大気圧</p>	
<p>(2)操作性</p> <p>ATWS緩和設備は、必要な信号を自動的に発信する設計としており、操作性に関する設</p>	<p>(2)操作性</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）（ATWS緩和設備）は、必要な信号を自動的に発信する設</p>	

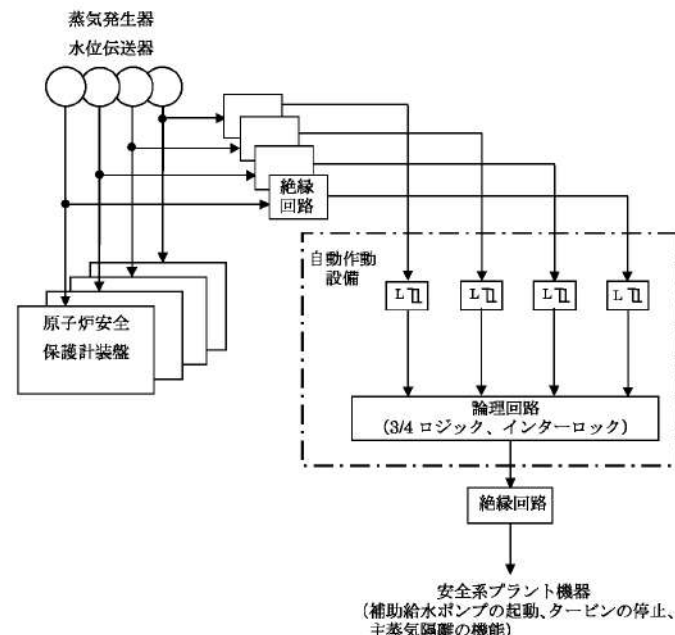
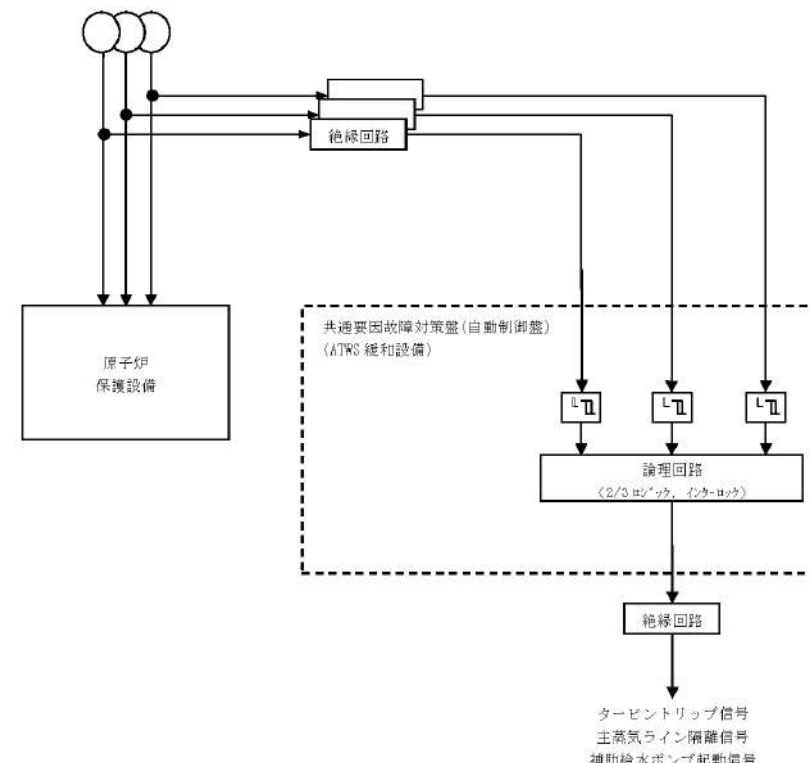
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>計上の考慮は不要である。</p> <p>(3)悪影響防止 ATWS緩和設備の自動作動機能は、万が一故障が生じて、設計基準事故対処設備の安全保護系に悪影響を与えないように、安全保護系とは電気的に分離を図る設計とする。</p> <p>(4)耐震性 ATWS緩和設備は、耐震Sクラスの耐震性を有する設計とする。</p> <p>(5)耐津波性 ATWS緩和設備は、津波の影響を受けない場所に設置するものとする。</p> <p>(6)多様性 ATWS緩和設備は、検出器信号の出力から自動作動信号の出力までを原子炉停止機能を有する安全保護系とは独立した回路で実現することにより、原子炉停止機能を有する安全保護系とは多様性を有する設計とする。</p> <p>4. 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備 化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。 化学体積制御設備のほう酸ポンプ及び充てんポンプを必要に応じて、手動起動し、ほう酸タンクのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備の充てんポンプを中央制御室の操作スイッチにより手動起動し、非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、耐震Sクラスの耐震性を有するものとし、また、津波の影響を受けない場所への配置とする。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、通常時、設計基準事故時及び重大事故時において、使用するもの同一の機能、系統構成であり、他の設備に対して悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p>計としており、操作性に関する設計上の考慮は不要である。</p> <p>(3) 悪影響防止 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)の自動作動機能は、万が一故障が生じて、設計基準事故対処設備の安全保護系に悪影響を与えないように、安全保護系とは電気的に分離を図る設計とする。</p> <p>(4) 耐震性 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)は、耐震 S クラスの耐震性を有する設計とする。</p> <p>(5) 耐津波性 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)は、津波の影響を受けない場所に設置するものとする。</p> <p>(6) 多様性 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)は、検出器信号の出力から自動作動信号の出力までを原子炉停止機能を有する安全保護系とは独立した回路で実現することにより、原子炉停止機能を有する安全保護系とは多様性を有する設計とする。</p> <p>4. 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備 化学体積制御設備又は非常用炉心冷却設備の操作により、十分な量のほう酸水を1次冷却材中に注入することで原子炉を未臨界にする。 化学体積制御設備のほう酸ポンプ及び充てんポンプを必要に応じて、手動起動し、ほう酸タンクのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備の充てんポンプを中央制御室の操作スイッチにより手動起動し、非常用炉心冷却設備の燃料取替用水ピットのほう酸水を1次冷却材管を経て、炉心に注入する。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、耐震Sクラスの耐震性を有するものとし、また、津波の影響を受けない場所への配置とする。 化学体積制御設備及び非常用炉心冷却設備は、通常時、設計基準事故時及び重大事故時において、使用するもの同一の機能、系統構成であり、他の設備に対して悪影響を及ぼすことはない。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>5. ATWS緩和設備の構成</p> <p>タービントリップ、主蒸気隔離、補助給水ポンプ起動の自動作動について、主要な設備構成を図1に示す。</p>  <p>図1 ATWS 緩和設備の構成</p>	<p>5. 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の構成</p> <p>タービントリップ、主蒸気ライン隔離、補助給水ポンプ起動の自動作動について、主要な設備構成を図1に示す。</p>  <p>図1 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の構成</p>	<p>相違理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ■名称の相違 ・主蒸気ライン隔離 ■設備の相違 ・泊(3ループ)と大阪(4ループ)にてループ数が異なるが、「蒸気発生器水位低」信号にてATWS緩和設備を作動する構成は同様。(伊方同様)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p>		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>44-6(3) ATWS緩和設備に関する健全性について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>44-5(3) 多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)に関する健全性について</p> <p style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p> </div>	<p>44-8 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)に関する健全性について</p>	<p>■資料番号の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■名称の相違(共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、実際の盤名称を用いた設備名称としている。(伊方同様) ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. 設計方針</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>ATWS緩和設備は、「運転時の異常な過渡変化」時に原子炉トリップに失敗し制御棒が緊急挿入できない事象（以下、ATWSという。）が発生した場合に、炉心の著しい損傷を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を確保することを目的とする。</p> <p>(2) ATWSの発生要因</p> <p>ATWSの発生要因としては、安全保護系における以下の共通要因故障の想定および、以下理由により、原子炉トリップ信号が発信しても原子炉トリップしゃ断器の開放に失敗し、制御棒落下機能が喪失することを想定する。</p> <p>①デジタル安全保護系の機能喪失</p> <p>②原子炉トリップしゃ断器開失敗による制御棒落下機能喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップしゃ断器は多重性・独立性を有した設計としているが、機械的な要因により動作不良が発生する可能性は否定できない。 海外で原子炉トリップしゃ断器の不具合によりATWSが発生した事例がある。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ATWSの発生要因としては、安全保護系（原子炉緊急停止系）の故障により、原子炉緊急停止系作動回路によるトリップ信号が発信せず、原子炉スクラムに失敗することを想定する。</p> <p style="text-align: right;">柏崎の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p> </div> <p>(3) ATWS緩和設備に要求される機能</p> <p>ATWS緩和設備には、①原子炉出力を抑制する、②1次系の過圧を防止することが求め</p>	<p>1. 設計方針</p> <p>(1) 設置目的</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、「運転時の異常な過渡変化」時に原子炉トリップに失敗し制御棒が緊急挿入できない事象（以下、ATWSという。）が発生した場合に、炉心の著しい損傷を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を確保することを目的とする。</p> <p>(2) ATWSの発生要因</p> <p>ATWSの発生要因としては、安全保護系における以下の故障の想定及び、以下理由により、原子炉トリップ信号が発信しても原子炉トリップ遮断器の開放に失敗し、制御棒落下機能が喪失することを想定する。</p> <p>① 原子炉保護設備の機能喪失</p> <p>② 原子炉トリップ遮断器開失敗による制御棒落下機能喪失</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ遮断器は多重性・独立性を有した設計としているが、機械的な要因により動作不良が発生する可能性は否定できない。 海外で原子炉トリップ遮断器の不具合により ATWS が発生した事例がある。 <p>(3) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)に要求される機能</p> <p>ATWS緩和設備には、①原子炉出力を抑制する、②1次冷却系の過圧を防止することが求</p>	<p>■記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 既許可を踏襲し、泊は(法令引用箇所を除き)読点を「,」としている。 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■記載表現の相違 (及び)</p> <ul style="list-style-type: none"> 以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉トリップ遮断器 <p>■設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全保護系のうちデジタル計算機の範囲が、泊(原子炉安全保護盤、工学的安全施設作動盤、安全系現地制御監視盤)と大飯(原子炉安全保護装置)とで異なる。 ここで、ATWSの発生要因としては、技術的能力1.1に記載のとおり、安全保護系のうち原子炉トリップに係る機能を有する範囲の故障を想定している。 大飯は、当該の故障想定範囲とデジタル安全保護系の範囲とが一致しているが、泊は異なるため、当該の故障想定範囲を示す用語である「原子炉保護設備」と記載している。 なお、炉型の相違により設備構成は異なるが、安全保護系のデジタル化範囲が泊と同等である柏崎も、同様に「原子炉緊急停止系」と記載している。

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>られており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の第44条2(2)a)に従い、以下の機能を設けている。</p> <p>①原子炉出力の抑制</p> <p>タービントリップをさせることにより1次系から2次系への除熱を過渡的に悪化させ、1次冷却材温度を上昇させることで減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させる。</p> <p>さらに、本機能を強化するため、主蒸気隔離弁も閉止させる。</p> <p>②1次系の過圧防止</p> <p>低下した原子炉出力に相当する発生熱を、蒸気発生器（以下、SGという。）を介して除去する必要がある、SG2次側保有水量の減少を抑制することを目的に、補助給水ポンプを起動させる。</p> <p>(4) ATWS緩和設備の作動ロジック</p> <p>ATWS発生時は原子炉トリップ不能であるため、1次系原子炉出力は比較的高い状態を維持するものの、SG2次側保有水量が十分に確保されている限り、1次系から2次系への除熱がバランスする状態で過渡変化は収束する。</p> <p>一方、SG2次側保有水量が確保できない事象発生時に原子炉トリップが失敗した場合、SG水位の低下に伴い、SGを介した1次系から2次系への除熱が急激に悪化するため、1次系が過度に過熱されることとなる。</p> <p>この場合は、SGの水位が低下するため、ATWS緩和設備の作動信号として「蒸気発生器水位低」を選定する。</p> <p>具体的には、ATWS緩和設備の作動ロジックとしては、「蒸気発生器水位低」信号の全ループの一致(4/4ロジック(1ch/SG))となるが、運転中の検出器の故障による不動作を考慮して3/4ロジックとしている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>多様化自動作動盤(ATWS緩和設備)の作動ロジックとしては、「蒸気発生器水位低」信号の全ループの一致(3/3ロジック(1ch/SG))となるが、運転中の検出器の故障による不動作を考慮して2/3ロジックとする。 伊方の設置許可 SA44条まとめ資料より参考掲載</p> </div> <p>ATWS緩和設備は、設計基準事故対処設備の不動作時に期待される機能であり、ATWS緩和設備の不必要な作動を防止する観点から、正常に原子炉トリップしている場合は主蒸気隔離信号とタービントリップ信号の発信を阻止し、また、正常に補助給水ポンプが起動している場合は補助給水起動信号の発信を阻止することとする。</p>	<p>められており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」の第44条2(2)a)に従い、以下の機能を設けている。</p> <p>①原子炉出力の抑制</p> <p>タービントリップをさせることにより1次冷却系から2次冷却系への除熱を過渡的に悪化させ、1次冷却材温度を上昇させることで減速材温度係数の負の反応度帰還効果により原子炉出力を低下させる。</p> <p>さらに、本機能を強化するため、主蒸気隔離弁も閉止させる。</p> <p>②1次冷却系の過圧防止</p> <p>低下した原子炉出力に相当する発生熱を、蒸気発生器（以下、SGという。）を介して除去する必要がある、SG2次側保有水量の減少を抑制することを目的に、補助給水ポンプを起動させる。</p> <p>(4) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の作動ロジック</p> <p>ATWS発生時は原子炉トリップ不能であるため、原子炉出力は比較的高い状態を維持するものの、SG2次側保有水量が十分に確保されている限り、1次冷却系から2次冷却系への除熱がバランスする状態で過渡変化は収束する。</p> <p>一方、SG2次側保有水量が確保できない事象発生時に原子炉トリップが失敗した場合、SG水位の低下に伴い、SGを介した1次冷却系から2次冷却系への除熱が急激に悪化するため、1次冷却系が過度に過熱されることとなる。</p> <p>この場合は、SGの水位が低下するため、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の作動信号として「蒸気発生器水位低」を選定する。</p> <p>具体的には、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の作動ロジックとしては、「蒸気発生器水位低」信号の全ループの一致(3/3ロジック(1ch/SG))となるが、運転中の検出器の故障による不動作を考慮して2/3ロジックとしている。</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、設計基準事故対処設備の不動作時に期待される機能であり、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の不必要な作動を防止する観点から、正常に原子炉トリップしている場合は主蒸気ライン隔離信号とタービントリップ信号の発信を阻止し、また、正常に補助給水ポンプが起動している場合は補助給水ポンプ起動信号の発信を阻止することとする。</p>	<p>相違理由</p> <p>■記載表現の相違(1次冷却系、2次冷却系)</p> <p>・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。</p> <p>■①設備の相違(ループ数、伊方同様)</p> <p>・泊(3ループ)と大阪(4ループ)にてループ数が異なるが、「蒸気発生器水位低」信号にてATWS緩和設備を作動する構成は同様。(伊方同様)</p> <p>・以降、同様の相違は「■①設備の相違(ループ数、伊方同様)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。</p> <p>■名称の相違</p> <p>・主蒸気ライン隔離</p> <p>・補助給水ポンプ起動信号</p>

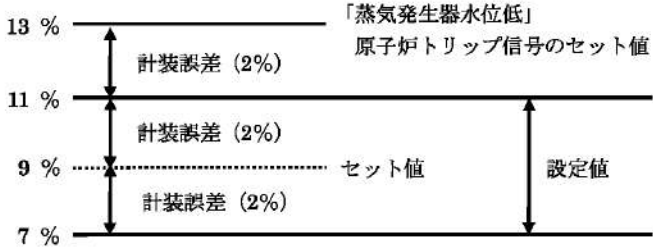


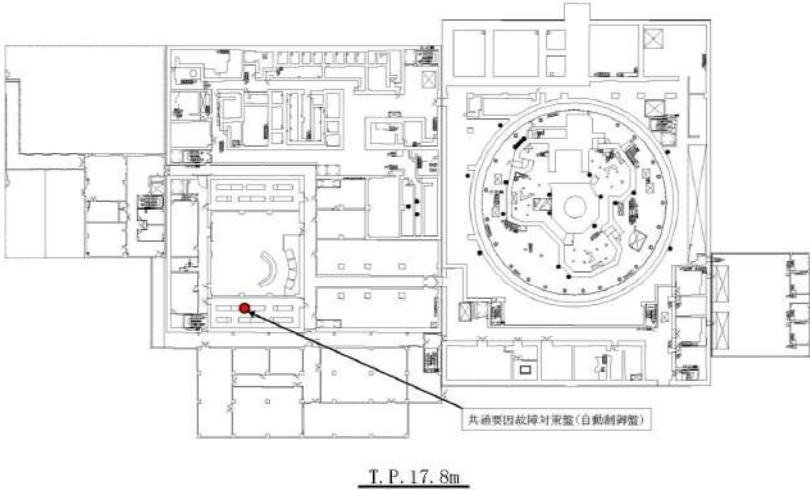
第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) ATWS緩和設備の不具合による安全保護系への影響防止対策</p> <p>ATWS緩和設備（安全保護アナログ盤を含む。以下同じ。）の故障による安全保護系の誤動作を防止するため、以下の対策を設計上考慮している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>多様化自動作動盤（ATWS 緩和設備）故障による安全保護系の誤動作を防止するため、以下の対策を考慮した設計としている。</p> <p style="text-align: center;">伊方の設置許可 SA44 条まとめ資料より参考掲載</p> </div> <p>a. ATWS緩和設備の内部構成を多重化し、単一故障により誤動作しない設計としている。</p> <p>b. 本設備は作動信号を発信する際に出力を出す設計をしており、駆動源である電源の喪失が生じた場合に誤信号を発信しない。なお、本設備が電源喪失した場合は中央制御室に警報を発信することから、故障を早期に把握し、復旧対応を行うことが可能である。</p> <p>c. ATWS緩和設備は安全保護系からSG水位等の信号を取り込み、作動信号を安全保護系に出力しているが、安全保護系に対して電気的、物理的分離を図ることにより、不具合の波及を防止する設計とする。</p> <p>(6) ATWS緩和設備の信頼性評価</p> <p>ATWS緩和設備（安全保護アナログ盤を含む。以下同じ。）の信頼性評価結果として、プラント稼動性に影響を与えるような誤動作率、および不動作となる発生頻度を表1に示す。表1より、本設備の誤動作によりプラント外乱が発生する頻度は、PRAにおける過渡事象の発生頻度である 1.1×10^{-1} / 炉年に比べ十分小さく、また、不動作の発生頻度も十分に小さいことから、高い信頼性を有している。</p> <p>なお、誤動作率、不動作の発生頻度の評価の詳細は、表1に示す。</p>	<p>(5) 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)の不具合による安全保護系への影響防止対策</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)の故障による安全保護系の誤動作を防止するため、以下の対策を設計上考慮している。</p> <p>a. 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)の内部構成を多重化し、単一故障により誤動作しない設計としている。</p> <p>b. 本設備は作動信号を発信する際に出力を出す設計をしており、駆動源である電源の喪失が生じた場合に誤信号を発信しない。なお、本設備が電源喪失した場合は中央制御室に警報を発信することから、故障を早期に把握し、復旧対応を行うことが可能である。</p> <p>c. 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)は安全保護系からSG水位等の信号を取り込み、作動信号を安全保護系に出力しているが、安全保護系に対して電気的、物理的分離を図ることにより、不具合の波及を防止する設計とする。</p> <p>(6) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)の信頼性評価</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS 緩和設備)の信頼性評価結果として、プラント稼動性に影響を与えるような誤動作率、及び不動作となる発生頻度を表1に示す。表1より、本設備の誤動作によりプラント外乱が発生する頻度は、PRAにおける過渡事象の発生頻度である 1.1×10^{-1} / 炉年に比べ十分小さく、また、不動作の発生頻度も十分に小さいことから、高い信頼性を有している。</p> <p>なお、誤動作率、不動作の発生頻度の評価の詳細は、表1に示す。</p>	<p>■②記載表現の相違(ATWS緩和設備、伊方同様)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、設備名称から「共通要因故障対策盤(自動制御盤)」（大阪の安全保護アナログ盤と同様の機能）を含むことが自明のため、「(共通要因故障対策盤(自動制御盤)を含む)」は記載しない。(伊方同様) ・以降、同様の相違は「②記載表現の相違(ATWS緩和設備、伊方同様)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。 <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 100px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div>

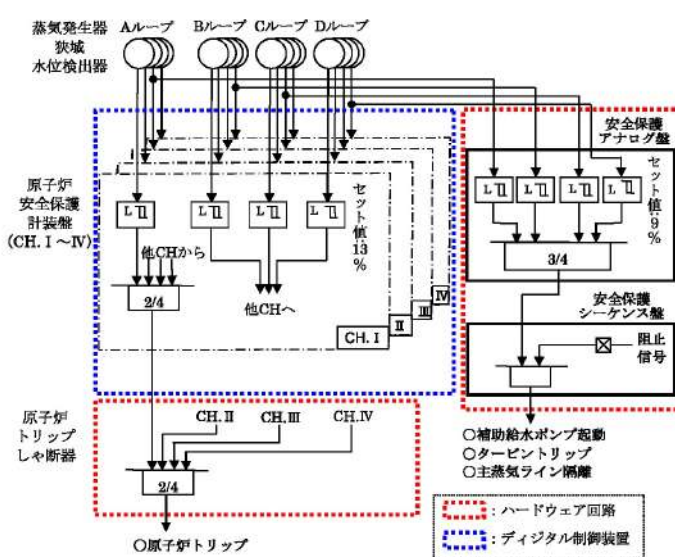
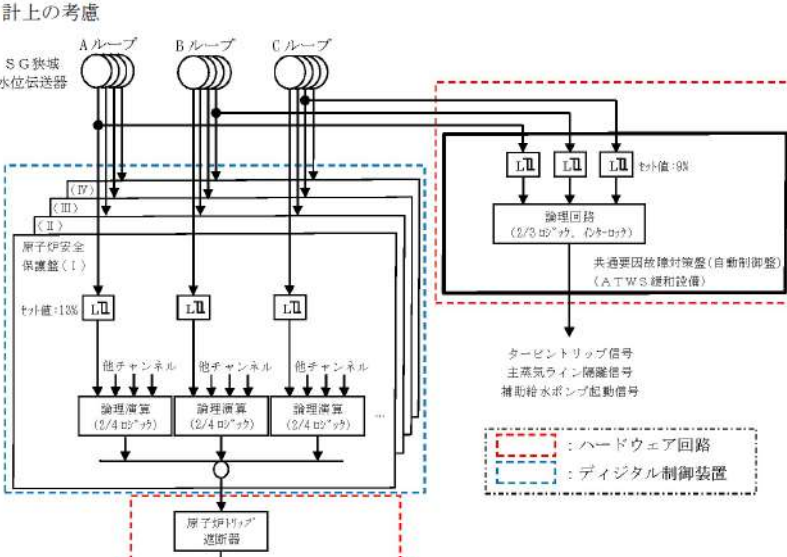
大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由												
<p style="text-align: center;">表1 ATWS緩和設備の信頼性評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>ATWS緩和設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誤動作率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動作の発生頻度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気隔離、タービントリップ、原子炉トリップ、主給水隔離のいずれかが誤動作する頻度</p> <p>※2：ATWSが発生し、且つATWS緩和機能が不動作である事象が発生する頻度</p>		ATWS緩和設備	誤動作率		不動作の発生頻度		<p style="text-align: center;">表1 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の信頼性評価結果</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>誤動作率</td> <td></td> </tr> <tr> <td>不動作の発生頻度</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：主蒸気ライン隔離、タービントリップ、原子炉トリップ、主給水隔離のいずれかが誤動作する頻度</p> <p>※2：ATWSが発生し、かつATWS緩和機能が不動作である事象が発生する頻度</p>		共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)	誤動作率		不動作の発生頻度		<p>・以降、同様の相違は「■③設備の相違(信頼性評価結果)」のみ記載し、相違理由の詳細を省略する。</p>
	ATWS緩和設備													
誤動作率														
不動作の発生頻度														
	共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)													
誤動作率														
不動作の発生頻度														

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(7) ATWS緩和設備が作動する事象及び設備作動時のプラント挙動</p> <p>表2に、添付十で想定されている「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合のプラント挙動、ATWS緩和設備に期待する機能、ATWS緩和設備作動に伴って期待する機能以外が作動することによる事象への影響及び長期的な運転員操作を整理した。</p> <p>表2に示すとおり、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」において、ATWSが発生した場合には、事象発生後の主蒸気流量と主給水流量のミスマッチに伴い、蒸気発生器水位が低下し、ATWS緩和設備が作動する。それに伴い①主蒸気隔離信号、②タービントリップ及び③補助給水ポンプ起動信号が発信する。ATWS緩和設備が作動する全事象において、③の機能は期待しているが、「主給水流量喪失」以外の事象は、①及び②の機能を期待していない。しかしながら、その機能の動作による影響は、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により出力を抑制する方向となるため、プラントへ悪影響を及ぼすものではない。</p> <p>また、上で挙げた以外の「運転時の異常な過渡変化」事象は、ATWS緩和設備が作動しない。これらの事象は、主給水流量が喪失していないため、蒸気発生器水位の低下に時間的余裕があり、また、ある出力状態でプラントはバランスするため、運転員による手動原子炉トリップ、補助給水ポンプ起動及びほう酸注入で対応が可能である。</p> <p>以上より、「運転時の異常な過渡変化」時においてATWSが発生した場合でも、ATWS緩和設備によりプラントに著しい影響を与えることにはならない。また、ATWS緩和設備が作動しない事象についても、運転員操作により、プラントに著しい影響を与えることにはならない。</p>	<p>(7) 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS 緩和設備)が作動する事象及び設備作動時のプラント挙動</p> <p>表2に、添付十で想定されている「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合のプラント挙動、ATWS緩和設備に期待する機能、ATWS緩和設備作動に伴って期待する機能以外が作動することによる事象への影響及び長期的な運転員操作を整理した。</p> <p>表2に示すとおり、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」において、ATWSが発生した場合には、事象発生後の主蒸気流量と主給水流量のミスマッチに伴い、蒸気発生器水位が低下し、ATWS緩和設備が作動する。それに伴い①主蒸気ライン隔離信号、②タービントリップ信号及び③補助給水ポンプ起動信号が発信する。ATWS緩和設備が作動する全事象において、③の機能は期待しているが、「主給水流量喪失」以外の事象は、①及び②の機能を期待していない。しかしながら、その機能の動作による影響は、減速材温度係数の負の反応度帰還効果により出力を抑制する方向となるため、プラントへ悪影響を及ぼすものではない。</p> <p>また、上で挙げた以外の「運転時の異常な過渡変化」事象は、ATWS緩和設備が作動しない。これらの事象は、主給水流量が喪失していないため、蒸気発生器水位の低下に時間的余裕があり、また、ある出力状態でプラントはバランスするため、運転員による手動原子炉トリップ、補助給水ポンプ起動及びほう酸注入で対応が可能である。</p> <p>以上より、「運転時の異常な過渡変化」時においてATWSが発生した場合でも、ATWS緩和設備によりプラントに著しい影響を与えることにはならない。また、ATWS緩和設備が作動しない事象についても、運転員操作により、プラントに著しい影響を与えることにはならない。</p>	<p>■記載表現の相違</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・タービントリップ信号

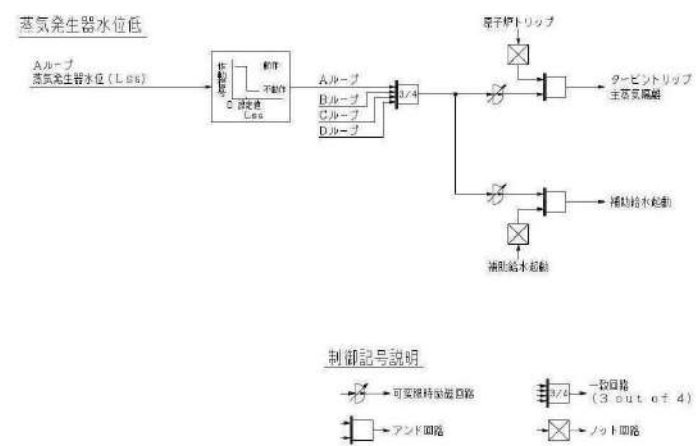
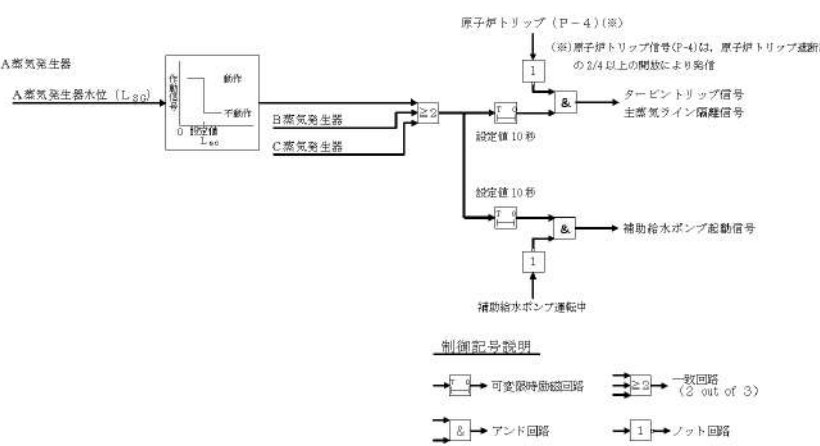
大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 設備概要</p> <p>(1) 機器仕様</p> <p>a. 概要</p> <p>個 数：1面/ユニット</p> <p>取付箇所：制御建屋 E.L.+21.8m</p> <p>設備概要：<u>ATWS緩和設備</u></p> <p>ATWS緩和設備は、原子炉停止機能喪失時に、原子炉出力を抑制するための設備の作動信号を、自動的に発信する設備である。ATWS緩和設備の機能は以下のとおり。</p> <p>①蒸気発生器水位低による主蒸気隔離</p> <p>②蒸気発生器水位低によるタービントリップ</p> <p>③蒸気発生器水位低による補助給水起動</p> <p><u>安全保護アナログ盤</u></p> <p>また、ATWS緩和設備が設置される安全保護アナログ盤は、デジタル安全保護系の共通要因故障に対する多様性を備えたバックアップ機能として、上記以外にも以下を有している。</p> <p>④蒸気発生器水位低による原子炉トリップ</p> <p>⑤蒸気発生器水位低による主給水隔離</p> <p>⑥蒸気発生器水位異常高による水位異常高警報発信</p> <p>⑦手動原子炉トリップ等の主要な手動操作器（従来のハード操作器）</p> <p>b. ATWS緩和設備作動信号</p> <p>作動に要する信号：蒸気発生器水位低信号“3 out of 4”</p> <p>設定値：計器スパンの7%以上かつ11%以下（セット値：9%）</p> <p>作動信号（※）：①主蒸気隔離信号</p> <p>②タービントリップ信号</p> <p>③補助給水起動信号</p> <p>（※）有効性評価では、①主蒸気隔離信号および③補助給水起動信号による機器の動作を想定。</p> <p>作動信号を発信させない条件：正常に原子炉トリップしている場合、作動信号①、②の発信を阻止。タービン動補助給水ポンプまたは電動補助給水ポンプのいずれかが正常に起動している場合、作動信号③の発信を阻止。</p>	<p>2. 設備概要</p> <p>(1) 機器仕様</p> <p>a. 概要</p> <p>個 数：1面/ユニット</p> <p>取付箇所：原子炉補助建屋 T.P.17.8m</p> <p>設備概要：<u>ATWS緩和設備</u></p> <p><u>共通要因故障対策盤(自動制御盤)</u>(ATWS緩和設備)は、原子炉停止機能喪失時に、原子炉出力を抑制するための設備の作動信号を、自動的に発信する設備である。ATWS緩和設備の機能は以下のとおり。</p> <p>①蒸気発生器水位低による主蒸気ライン隔離</p> <p>②蒸気発生器水位低によるタービントリップ</p> <p>③蒸気発生器水位低による補助給水ポンプ起動</p> <p><u>共通要因故障対策盤(自動制御盤)</u></p> <p>また、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)は、デジタル安全保護系の共通要因故障に対する多様性を備えたバックアップ機能として、上記以外にも以下を有している。</p> <p>④蒸気発生器水位低による原子炉トリップ</p> <p>⑤蒸気発生器水位低による主給水隔離</p> <p>⑥蒸気発生器水位異常高による水位異常高警報発信</p> <p>⑦手動原子炉トリップ等の主要な手動操作器（従来のハード操作器）</p> <p>b. 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)作動信号</p> <p>作動に要する信号：蒸気発生器水位低信号“2 out of 3”</p> <p>設定値：計器スパンの7%以上かつ11%以下（セット値：9%）</p> <p>作動信号（※）：①主蒸気ライン隔離信号</p> <p>②タービントリップ信号</p> <p>③補助給水ポンプ起動信号</p> <p>（※）有効性評価では、①主蒸気ライン隔離信号及び③補助給水ポンプ起動信号による機器の動作を想定。</p> <p>作動信号を発信させない条件：正常に原子炉トリップしている場合、作動信号①、②の発信を阻止。タービン動補助給水ポンプ又は電動補助給水ポンプのいずれかが正常に起動している場合、作動信号③の発信を阻止。</p>	<p>■建屋及び立地の相違</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通要因故障対策盤(自動制御盤) ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■記載表現の相違(デジタル)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、「技術基準規則 第三十五条(安全保護装置) 解釈」に基づき、「デジタル」と記載している。 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■①設備の相違(ループ数、伊方同様)</p> <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動信号 <p>■記載表現の相違(又は)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 設定値根拠</p> <p>ATWS緩和設備から発信する作動信号のセット値は、「蒸気発生器水位低」による原子炉トリップに対して本設備からの不必要な作動信号発信を防止するため、「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ信号のセット値である13%から、原子炉トリップ信号を発信する安全保護系計装設備の計装誤差(2%) および本設備の計装誤差(2%)を差し引き、9%に設定する。</p>  <p>※セット値：実機の計装設備にセットする値。 計装誤差：検出器などの計器誤差に余裕を加算したもの。</p> <p>(3) 設備概要 a. 設置場所</p> 	<p>(2) 設定値根拠</p> <p>共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS 緩和設備)から発信する作動信号のセット値は、「蒸気発生器水位低」による原子炉トリップに対して本設備からの不必要な作動信号発信を防止するため、「蒸気発生器水位低」原子炉トリップ信号のセット値である13%から、原子炉トリップ信号を発信する安全保護系計装設備の計装誤差(2%) 及び本設備の計装誤差(2%)を差し引き、9%に設定する。</p>  <p>※セット値：実機の計装設備にセットする値。 計装誤差：検出器等の計器誤差に余裕を加算したもの。</p> <p>(3) 設備概要 a. 設置場所</p>  <p>■ 建屋及び立地の相違</p>	

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																										
<p>b. 回路構成</p> <p>(a) ATWS緩和設備・安全保護系設備の回路構成概略および設計上の考慮</p>  <p>○原子炉トリップ</p>	<p>b. 回路構成</p> <p>(a) 共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)・安全保護系設備の回路構成概略及び設計上の考慮</p>  <p>○原子炉トリップ</p>	<p>■①設備の相違(ループ数、伊方同級)</p>																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>設計上の考慮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ATWS緩和設備</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計4台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した3/4ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 </td> </tr> <tr> <td>検出部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計16台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護系設備</td> <td>信号処理・ロジック部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 </td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 </td> </tr> </tbody> </table>			設計上の考慮	ATWS緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計4台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した3/4ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 	検出部	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計16台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 	安全保護系設備	信号処理・ロジック部	<ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 	電源	<ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>設計上の考慮</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計3台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した2/3ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 </td> </tr> <tr> <td>検出部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計12台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 </td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全保護系設備</td> <td>信号処理・ロジック部</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 </td> </tr> <tr> <td>電源</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 </td> </tr> </tbody> </table>			設計上の考慮	共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)		<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計3台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した2/3ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 	検出部	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計12台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 	安全保護系設備	信号処理・ロジック部	<ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 	電源	<ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 	
		設計上の考慮																										
ATWS緩和設備		<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計4台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した3/4ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 																										
	検出部	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計16台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 																										
安全保護系設備	信号処理・ロジック部	<ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 																										
	電源	<ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 																										
		設計上の考慮																										
共通要因故障対策盤(自動制御盤) (ATWS緩和設備)		<ul style="list-style-type: none"> 各蒸気発生器の狭域水位信号のうち1チャンネル(計3台)を取り込んでいるが、安全保護系とは電氣的・物理的に分離した構成である。 単一故障を考慮した2/3ロジックにて、本設備の不要な動作を防止することで、既設設備への悪影響を防止している。 																										
	検出部	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器ごとに各4台(計12台)設置し、それぞれが独立した構成としている。 																										
安全保護系設備	信号処理・ロジック部	<ul style="list-style-type: none"> 4チャンネルで独立した構成としている。 																										
	電源	<ul style="list-style-type: none"> 各系統で独立した計器用電源より給電している。 電源系の故障に対しては、フェイルセーフ動作となる設計である。 																										

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																		
<p>(b)原子炉出力を抑制する設備の作動信号の回路図</p>  <p>蒸気発生器水位低</p> <p>原子炉トリップ</p> <p>タービントリップ 主蒸気隔離</p> <p>補助給水起動</p> <p>制御記号説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 可変遅延回路 AND回路 NOT回路 1 out of 4 (3 out of 4) NOT回路 <p><タイマー設定根拠></p> <p>本設備は、安全保護系が不動作時に期待される機能であるため、不要な動作を回避する観点から、作動信号の発信に対してタイマーを設置している。</p> <p>タイマーとしては、安全保護系の作動遅れに余裕を見込んで10秒に設定している。ここで、安全保護系の作動遅れとは、安全保護系により正常に原子炉トリップした場合にATWS緩和設備の動作が抑制されるまでの時間であり、安全保護系の信号遅れ、原子炉トリップ遮断器の開時間および原子炉トリップ信号(P-4)により、ATWS緩和設備の動作が抑制されるまでの信号遅れを想定した約2秒を考慮したものである。</p> <p>表3 ATWS緩和設備作動遅れ時間</p> <table border="1" data-bbox="168 1085 974 1220"> <thead> <tr> <th></th> <th>主蒸気隔離</th> <th>補助給水起動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信号遅れ</td> <td>2秒^{※1}</td> <td>2秒^{※1}</td> </tr> <tr> <td>ATWS緩和設備タイマー</td> <td>10秒^{※2}</td> <td>10秒^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 安全解析上の設計要求 ※2 ATWS緩和設備の設計要求</p>		主蒸気隔離	補助給水起動	信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}	ATWS緩和設備タイマー	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}	<p>(b)原子炉出力を抑制する設備の作動信号の回路図</p>  <p>A蒸気発生器</p> <p>原子炉トリップ (P-4) (※)</p> <p>タービントリップ信号 主蒸気ライン隔離信号</p> <p>補助給水ポンプ起動信号</p> <p>補助給水ポンプ運転中</p> <p>制御記号説明</p> <ul style="list-style-type: none"> 可変遅延回路 AND回路 NOT回路 1 out of 3 (2 out of 3) NOT回路 <p><タイマー設定根拠></p> <p>本設備は、安全保護系が不動作時に期待される機能であるため、不要な動作を回避する観点から、作動信号の発信に対してタイマーを設置している。</p> <p>タイマーとしては、安全保護系の作動遅れに余裕を見込んで10秒に設定している。ここで、安全保護系の作動遅れとは、安全保護系により正常に原子炉トリップした場合に共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS 緩和設備)の動作が抑制されるまでの時間であり、安全保護系の信号遅れ、原子炉トリップ遮断器の開時間及び原子炉トリップ信号(P-4)により、共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS 緩和設備)の動作が抑制されるまでの信号遅れを想定した約2秒を考慮したものである。</p> <p>表3 ATWS緩和設備作動遅れ時間</p> <table border="1" data-bbox="1030 1085 1836 1220"> <thead> <tr> <th></th> <th>主蒸気ライン隔離</th> <th>補助給水ポンプ起動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>信号遅れ</td> <td>2秒^{※1}</td> <td>2秒^{※1}</td> </tr> <tr> <td>ATWS緩和設備タイマー</td> <td>10秒^{※2}</td> <td>10秒^{※2}</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 安全解析上の設計要求 ※2 ATWS緩和設備の設計要求</p>		主蒸気ライン隔離	補助給水ポンプ起動	信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}	ATWS緩和設備タイマー	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}	<p>■①設備の相違(ループ数、伊方同様)</p> <p>■名称の相違</p> <p>・原子炉トリップ遮断器</p>
	主蒸気隔離	補助給水起動																		
信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}																		
ATWS緩和設備タイマー	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}																		
	主蒸気ライン隔離	補助給水ポンプ起動																		
信号遅れ	2秒 ^{※1}	2秒 ^{※1}																		
ATWS緩和設備タイマー	10秒 ^{※2}	10秒 ^{※2}																		

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. 安全保護アナログ盤の機能</p> <p>(1) 安全保護アナログ盤の機能について</p> <p>デジタル安全保護系は、ソフトウェアの品質に対する考慮を満足させることにより、多重化された設備が共通の要因で同時に故障を生じる可能性は十分に小さいと考えるが、より一層の信頼性向上を目的として、大阪発電所3号及び4号炉では安全保護系にデジタル設備を適用するにあたり、安全機能を合理的にバックアップするハードウェアを用いた設備として、安全保護アナログ盤を設置している。</p> <p>また、ATWS緩和設備は、安全保護系と同時に安全機能が損なわれることがないように安全保護アナログ盤に設置している。</p> <p>(2) 安全保護アナログ盤の共通要因故障対策機能について</p> <p>a. 共通要因故障対策機能の設計方針</p> <p>安全保護アナログ盤には共通要因故障対策として、デジタル化された安全保護設備が全てフリーズし、安全保護機能の自動作動、手動操作、監視が全て不能となった状態において、「運転時の異常な過渡変化」又は「事故」が発生することを想定して、環境への大量の放射性物質の放出を防止することを目標とした機能を設置している。</p> <p>比較的発生頻度の高い事象（運転時の異常な過渡変化）に対しては、事象進展の防止を図り（異常な過渡変化の段階で事象進展を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷まで事象を進展させない）、また、発生頻度の低い事象（事故）に対しては炉心損傷を防止することにより、最終的な放射性物質の閉じ込めを行うこととしている。ただし、発生頻度の極めて小さい大中破断LOCAについては、共通要因故障との重ね合わせは対象外としている。（但し、放射性物質の放出防止のため、「閉じ込める」機能は設ける。）</p> <p>具体的には、起回事象の発生頻度と必要な安全機能（「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」）に事象進展速度を考慮して、デジタル安全保護系の共通要因故障が発生した場合にも深層防護の観点から適切な安全機能を確保できる必要最小限の対策を抽出し、それらの機能を有するデジタル安全保護系とは独立の設備（共通要因故障対策設備）を設置している。</p> <p>b. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能</p> <p>起回事象の発生頻度と「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の安全機能の観点から、運転時の異常な過渡変化又は事故と共通要因故障が重畳して発生する場合に、特に早期の作動を要する以下の機能について共通要因故障対策設備から自動起動させることとした。</p>	<p>3. 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の機能</p> <p>(1) 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の機能について</p> <p>デジタル安全保護系は、ソフトウェアの品質に対する考慮を満足させることにより、多重化された設備が共通の要因で同時に故障を生じる可能性は十分に小さいと考えるが、より一層の信頼性向上を目的として、泊発電所3号炉では安全保護系にデジタル設備を適用するに当たり、安全機能を合理的にバックアップするハードウェアを用いた設備として、共通要因故障対策盤（自動制御盤）を設置している。</p> <p>また、ATWS緩和設備は、安全保護系と同時に安全機能が損なわれることがないように共通要因故障対策盤（自動制御盤）に設置している。</p> <p>(2) 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の共通要因故障対策機能について</p> <p>a. 共通要因故障対策機能の設計方針</p> <p>共通要因故障対策盤（自動制御盤）には共通要因故障対策として、デジタル化された安全保護設備がすべてフリーズし、安全保護機能の自動作動、手動操作、監視がすべて不能となった状態において、「運転時の異常な過渡変化」又は「事故」が発生することを想定して、環境への大量の放射性物質の放出を防止することを目標とした機能を設置している。</p> <p>比較的発生頻度の高い事象（運転時の異常な過渡変化）に対しては、事象進展の防止を図り（異常な過渡変化の段階で事象進展を防止し、原子炉冷却材圧力バウンダリの損傷まで事象を進展させない）、また、発生頻度の低い事象（事故）に対しては炉心損傷を防止することにより、最終的な放射性物質の閉じ込めを行うこととしている。ただし、発生頻度の極めて小さい大中破断LOCAについては、共通要因故障との重ね合わせは対象外としている。（但し、放射性物質の放出防止のため、「閉じ込める」機能は設ける。）</p> <p>具体的には、起回事象の発生頻度と必要な安全機能（「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」）に事象進展速度を考慮して、デジタル安全保護系の共通要因故障が発生した場合にも深層防護の観点から適切な安全機能を確保できる必要最小限の対策を抽出し、それらの機能を有するデジタル安全保護系とは独立の設備（共通要因故障対策設備）を設置している。</p> <p>b. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能</p> <p>起回事象の発生頻度と「止める」、「冷やす」、「閉じ込める」の安全機能の観点から、運転時の異常な過渡変化又は事故と共通要因故障が重畳して発生する場合に、特に早期の作動を要する以下の機能について共通要因故障対策設備から自動起動させることとした。</p>	<p>■申請プラントの相違</p>

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【選定した自動起動が必要な機能】 原子炉トリップ、タービントリップ、主給水隔離、補助給水起動</p> <p>c. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能の作動信号 共通要因故障対策として自動起動させる各機能の作動信号を検討するにあたり、添付十の全事象を事象の進展（圧力の上昇等）の観点から以下のように分類した。</p> <p>◇1次系減圧事象：1次系弁の誤開または1次系の破損により、1次系が減圧する事象であり、1次系インベントリの減少により、炉心の健全性が悪化する。</p> <p>◇1次系加圧事象：出力上昇または2次側除熱異常により、1次系が加圧/加熱する事象であり、1次系圧力上昇、DNBRの観点で厳しい。</p> <p>◇2次冷却材喪失事象：2次系弁の誤開または2次系の破損により、1次系が冷却され反応度添加となる事象で、DNBR低下にはつながるものの、炉心健全性の観点では比較的問題は小さい。</p> <p>これらの3つの分類に対し、それぞれ以下の信号で事象を検知するとともに、自動停止（原子炉トリップ/タービントリップ）を行う。</p> <p>◎1次系減圧事象：「加圧器圧力低」 ◎1次系加圧事象：「加圧器圧力高」 ◎2次冷却材喪失事象：「蒸気発生器水位低」</p> <p>また、本信号で自動停止した場合に、主給水が継続して蒸気発生器が満水となると、事象判別が難しくなるため、同時に主給水隔離を行う。（例えば、主給水隔離が遅れて1次系が過冷却となり、加圧器圧力や加圧器水位が低下していくと、1次系の異常な減圧または原子炉冷却材喪失といった事象との判別が難しくなる。）</p> <p>さらに、自動停止後、高温停止状態を維持するには補助給水が必要となるため、安全保護系と同様に、「蒸気発生器水位低」信号により補助給水を自動起動する。</p> <p>なお、「蒸気発生器への過剰給水」については、上述の3つの分類に当てはまらないが、本事象に対しては「蒸気発生器水位異常高」警報を設けることにより事象を検知し、運転員による手動での原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離により事象収束を行うこととしている。</p> <p>以上を整理すると、共通要因故障対策としての安全保護アナログ盤の自動作動信号は下記の通りとなる。</p>	<p>【選定した自動起動が必要な機能】 原子炉トリップ、タービントリップ、主給水隔離、補助給水ポンプ起動</p> <p>c. 共通要因故障対策として自動起動が必要な機能の作動信号 共通要因故障対策として自動起動させる各機能の作動信号を検討するに当たり、添付十の全事象を事象の進展（圧力の上昇等）の観点から以下のように分類した。</p> <p>◇1次冷却系減圧事象：1次冷却系弁の誤開又は1次冷却系の破損により、1次冷却系が減圧する事象であり、1次冷却系インベントリの減少により、炉心の健全性が悪化する。</p> <p>◇1次冷却系加圧事象：出力上昇又は2次側除熱異常により、1次冷却系が加圧/加熱する事象であり、1次冷却系圧力上昇、DNBRの観点で厳しい。</p> <p>◇2次冷却材喪失事象：2次冷却系弁の誤開又は2次冷却系の破損により、1次冷却系が冷却され反応度添加となる事象で、DNBR低下にはつながるものの、炉心健全性の観点では比較的問題は小さい。</p> <p>これらの3つの分類に対し、それぞれ以下の信号で事象を検知するとともに、自動停止（原子炉トリップ/タービントリップ）を行う。</p> <p>◎1次冷却系減圧事象：「加圧器圧力低」 ◎1次冷却系加圧事象：「加圧器圧力高」 ◎2次冷却材喪失事象：「蒸気発生器水位低」</p> <p>また、本信号で自動停止した場合に、主給水が継続して蒸気発生器が満水となると、事象判別が難しくなるため、同時に主給水隔離を行う。（例えば、主給水隔離が遅れて1次冷却系が過冷却となり、加圧器圧力や加圧器水位が低下していくと、1次冷却系の異常な減圧又は原子炉冷却材喪失といった事象との判別が難しくなる。）</p> <p>さらに、自動停止後、高温停止状態を維持するには補助給水が必要となるため、安全保護系と同様に、「蒸気発生器水位低」信号により補助給水ポンプを自動起動する。</p> <p>なお、「蒸気発生器への過剰給水」については、上述の3つの分類に当てはまらないが、本事象に対しては「蒸気発生器水位異常高」警報を設けることにより事象を検知し、運転員による手動での原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離により事象収束を行うこととしている。</p> <p>以上を整理すると、共通要因故障対策としての共通要因故障対策盤（自動制御盤）の自動作動信号は下記の通りとなる。</p>	<p>■名称の相違 ・補助給水ポンプ起動</p> <p>■名称の相違 ・補助給水ポンプ起動</p>

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【安全保護アナログ盤の共通要因故障対策機能】</p> <p>①加圧器圧力低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ②加圧器圧力高による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ③蒸気発生器水位低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/補助給水起動 ④蒸気発生器水位異常高による警報発信</p> <p>(3) 安全保護アナログ盤のATWS緩和機能について 安全保護アナログ盤に設置しているATWS緩和設備は、「運転時の異常な過渡変化」発生時の原子炉トリップ失敗時に原子炉出力の抑制及び1次系の過圧を防止する設備を作動させることにより、ATWS事象を緩和するものであり、同設備が有する以下の機能について、有効性を確認している。</p> <p>【安全保護アナログ盤のATWS緩和機能】</p> <p>①蒸気発生器水位低によるタービントリップ ②蒸気発生器水位低による主蒸気隔離 ③蒸気発生器水位低による補助給水系起動</p> <p>2. 安全保護アナログ盤の自動作動機能について 前述の通り、多様化自動作動設備には共通要因故障対策機能及びATWS緩和機能を設置している。 これらの共通要因故障対策機能とATWS緩和機能を整理すると以下の通りとなる。</p> <p>・安全保護アナログ盤の主な自動作動機能</p> <p>【要素】 ①蒸気発生器水位低 ②加圧器圧力低 ③加圧器圧力高 ④蒸気発生器水位異常高</p> <p>【作動信号】</p> <p>①【要素】①、②、③いずれかによる主蒸気隔離 ②【要素】①、②、③いずれかによるタービントリップ ③【要素】①、②、③いずれかによる原子炉トリップ ④【要素】①、②、③いずれかによる主給水隔離 ⑤【要素】①による補助給水起動 ⑥【要素】④による蒸気発生器水位異常高警報発信</p>	<p>【共通要因故障対策盤（自動制御盤）の共通要因故障対策機能】</p> <p>①加圧器圧力低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ②加圧器圧力高による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離 ③蒸気発生器水位低による原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/補助給水ポンプ起動 ④蒸気発生器水位異常高による警報発信</p> <p>(3) 共通要因故障対策盤（自動制御盤）のATWS緩和機能について 共通要因故障対策盤（自動制御盤）に設置しているATWS緩和設備は、「運転時の異常な過渡変化」発生時の原子炉トリップ失敗時に原子炉出力の抑制及び1次冷却系の過圧を防止する設備を作動させることにより、ATWS事象を緩和するものであり、同設備が有する以下の機能について、有効性を確認している。</p> <p>【共通要因故障対策盤（自動制御盤）のATWS緩和機能】</p> <p>①蒸気発生器水位低によるタービントリップ ②蒸気発生器水位低による主蒸気ライン隔離 ③蒸気発生器水位低による補助給水ポンプ起動</p> <p>4. 共通要因故障対策盤（自動制御盤）の自動作動機能について 前述の通り、共通要因故障対策盤（自動制御盤）には共通要因故障対策機能及びATWS緩和機能を設置している。 これらの共通要因故障対策機能とATWS緩和機能を整理すると以下の通りとなる。</p> <p>・共通要因故障対策盤（自動制御盤）の主な自動作動機能</p> <p>【要素】 ①蒸気発生器水位低 ②加圧器圧力低 ③加圧器圧力高 ④蒸気発生器水位異常高</p> <p>【作動信号】</p> <p>①【要素】①、②、③いずれかによる主蒸気ライン隔離 ②【要素】①、②、③いずれかによるタービントリップ ③【要素】①、②、③いずれかによる原子炉トリップ ④【要素】①、②、③いずれかによる主給水隔離 ⑤【要素】①による補助給水ポンプ起動 ⑥【要素】④による蒸気発生器水位異常高警報発信</p>	<p>相違理由</p> <p>■名称の相違 ・補助給水ポンプ起動</p> <p>■名称の相違 ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動</p> <p>■名称の相違 ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動</p>

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>3. ATWS事象時における共通要因故障対策機能作動時のプラント挙動</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合に、ATWS緩和設備作動以外に共通要因故障対策機能が作動する場合がある。その場合のプラントへの影響を整理した。</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」については、ATWSが発生した場合に、蒸気発生器の水位が低下するため、ATWS緩和設備が作動する事象である。また、事象発生後の主蒸気流量及び主給水流量のミスマッチに伴う蒸気発生器での除熱の悪化により、1次冷却材温度及び原子炉圧力が上昇するため、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力高」信号が発信する可能性がある。しかし、共通要因故障対策機能により作動する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気隔離）は、ATWS緩和設備と同等であるため、作動のタイミングに相違はあるものの、基本的に事象が緩和される方向となり、プラントへの悪影響はない。その後、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水が起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>また、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、ATWS緩和設備が作動する事象ではないが、加圧器圧力が低下する事象（「制御棒の落下」、「原子炉冷却材系の異常な減圧」及び「出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動」）については、ATWSが発生した場合に、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力低」信号が発信する可能性がある。これらの事象では、原子炉圧力低下による1次冷却材密度低下等により炉心に負の反応度が添加されるため、事象発生後原子炉出力は低下していく。その後、共通要因故障対策機能による「加圧器圧力低」信号により発信する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気隔離）が作動すれば、主蒸気/主給水流量が零となり蒸気発生器での除熱能力が低下するため、一時的に1次冷却材温度が上昇するが、原子炉出力はさらに低下傾向となるため、プラントへの悪影響はない。さらに、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水が起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>その他の事象では、ATWS緩和機能及び共通要因故障対策機能が作動することなく、安定状態に落ち着くことから、共通要因故障対策機能による影響はない。</p> <p>以上より、ATWS発生時に共通要因故障対策機能が作動したとしても、プラントに悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p>5. ATWS事象時における共通要因故障対策機能作動時のプラント挙動</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象に対して、ATWSが発生した場合に、ATWS緩和設備作動以外に共通要因故障対策機能が作動する場合がある。その場合のプラントへの影響を整理した。</p> <p>「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、「原子炉起動時における制御棒の異常な引き抜き」、「原子炉冷却材流量の部分喪失」、「外部電源喪失」、「主給水流量喪失」及び「負荷の喪失」については、ATWSが発生した場合に、蒸気発生器の水位が低下するため、ATWS緩和設備が作動する事象である。また、事象発生後の主蒸気流量及び主給水流量のミスマッチに伴う蒸気発生器での除熱の悪化により、1次冷却材温度及び原子炉圧力が上昇するため、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力高」信号が発信する可能性がある。しかし、共通要因故障対策機能により作動する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気ライン隔離）は、ATWS緩和設備と同等であるため、作動のタイミングに相違はあるものの、基本的に事象が緩和される方向となり、プラントへの悪影響はない。その後、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水ポンプが起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>また、「運転時の異常な過渡変化」事象のうち、ATWS緩和設備が作動する事象ではないが、加圧器圧力が低下する事象（「制御棒の落下」、「原子炉冷却材系の異常な減圧」及び「出力運転中の非常用炉心冷却系の誤起動」）については、ATWSが発生した場合に、共通要因故障対策機能の「加圧器圧力低」信号が発信する可能性がある。これらの事象では、原子炉圧力低下による1次冷却材密度低下等により炉心に負の反応度が添加されるため、事象発生後原子炉出力は低下していく。その後、共通要因故障対策機能による「加圧器圧力低」信号により発信する機能（原子炉トリップ/タービントリップ/主給水隔離/主蒸気ライン隔離）が作動すれば、主蒸気/主給水流量が零となり蒸気発生器での除熱能力が低下するため、一時的に1次冷却材温度が上昇するが、原子炉出力はさらに低下傾向となるため、プラントへの悪影響はない。さらに、蒸気発生器水位の低下に伴い補助給水ポンプが起動することで安定状態に整定することから、事象が厳しくなることはない。</p> <p>その他の事象では、ATWS緩和機能及び共通要因故障対策機能が作動することなく、安定状態に落ち着くことから、共通要因故障対策機能による影響はない。</p> <p>以上より、ATWS発生時に共通要因故障対策機能が作動したとしても、プラントに悪影響を及ぼすことはない。</p>	<p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動 <p>■名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主蒸気ライン隔離 ・補助給水ポンプ起動

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p style="text-align: center;">ATWS緩和設備の信頼性評価について</p> <p>a. ATWS緩和設備の誤動作率の算出方法</p>	<p style="text-align: right;">添付資料1</p> <p style="text-align: center;">共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の信頼性評価について</p> <p>a. 共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)の誤動作率の算出方法</p>	<p>■名称の相違（共通要因故障対策盤(自動制御盤)(ATWS緩和設備)内ロジック回路）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違に伴い、回路名称も異なる。 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

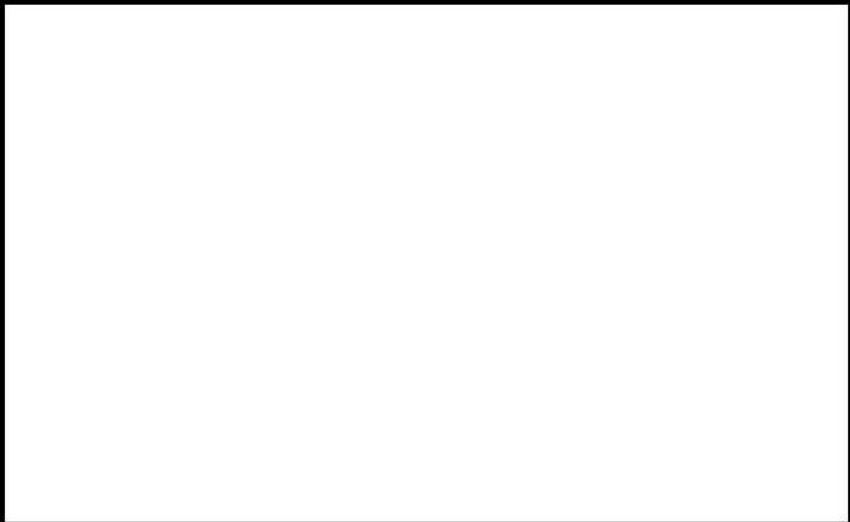

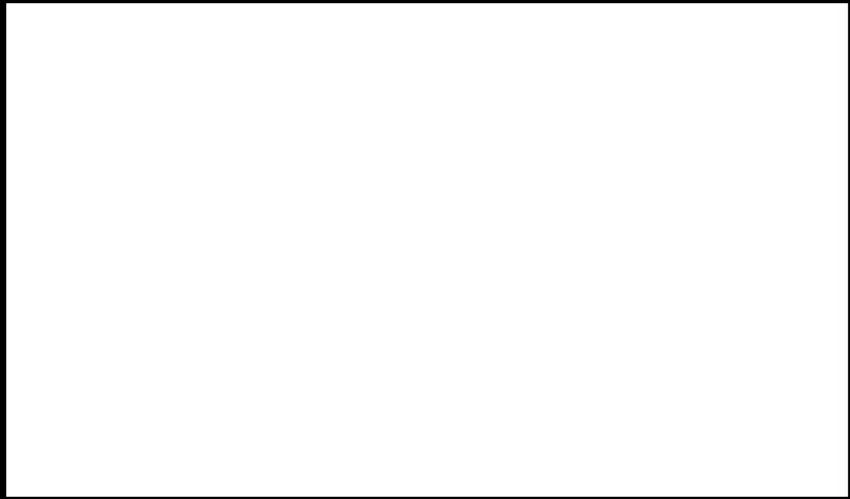

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■名称の相違（共通要因故障対策盤（自動制御盤）(AWS 緩和設備)内トリップ/補機作動回路)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備名称の相違に伴い、回路名称も異なる。 ・以降、同様の相違は相違理由欄の記載を省略する。 <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p>
		<p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■①設備の相違(ループ数、伊方同線)</p>
<p>図1 ATWS緩和設備の誤動作評価モデル（概略）</p>	<p>図1 共通要因故障対策設備の誤動作率評価モデル（概略）</p>	
		
<p>図2 誤動作フォルトツリー（概略）</p>	<p>図2 誤動作率評価フォルトツリー（概略）</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
2. 不動作の発生頻度	b. 不動作の発生頻度	
		<p>■設備の相違</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■名称の相違（共通要因故障対策盤（自動制御盤）(ATWS 緩和設備)内補機作動回路)</p> <p>・設備名称の相違(半)、回路名称も異なるが、実際の回路構成は同様。</p> <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <p>■③設備の相違(信頼性評価結果)</p> <p>■記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
		<p>■①設備の相違(ループ数、伊方同線)</p>
<p>図3 ATWS緩和設備のアンアベイラビリティ評価モデル (概略)</p>	<p>図3 アンアベイラビリティ評価モデル (概略)</p>	
		
<p>図4 アンアベイラビリティ評価フォルトツリー (概略)</p>	<p>図4 アンアベイラビリティ評価フォルトツリー (概略)</p>	

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA45H-9 r.6.0
提出年月日	令和5年10月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

45条

令和5年10月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【 いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部造水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賅える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作性の確実性について示されている 配置図における情報量は相違はなく、各設備の操作性の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計連携により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし
—	共用の禁止	—	—	—	—(単号炉申請であり共用設備なし)
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p>【共通（資料構成の変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 （変更前）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 （変更後）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 ・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 ・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 ・機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 ・重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 ・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 <p>【試験検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 ・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として揭示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 <p>【系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 <p>【容量設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 ・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 <p>【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-1 SA 設備基準適合性 一覧表</p>	<p>45-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉
1	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
2	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
3	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
4	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
5	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
6	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
7	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
8	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ
9	高圧注入ポンプ	高圧注入ポンプ

45-1-1

泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	高圧注入ポンプ	類似化区分	関連資料
1	C/D以外の室内-その他 (原子炉補助設備) (有効に機能を発揮する)	B-d	1 [補足説明資料]45-2 配置図
2	対象外(海水を揚水しない) (機密が漏れない)	-	[補足説明資料]45-4 系統図
3	【次系FAS】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	B	2
4	ポンプ (機能・性能及び備えの確認が可能) (分弁が可能)	A	3 [補足説明資料]45-3 試験・検査説明資料
5	【次系FAS】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず (DB補設と同じ系統構成で使用)	B-b	4 [補足説明資料]45-4 系統図
6	【次系FAS】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A-d	5 [補足説明資料]45-4 系統図
7	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	
8	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	B	6
9	【次系FAS】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	A	7
10	(共用しない)	-	-
11	【次系FAS】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/室内 (S/G2次面による炉心冷却多様性) (タービン駆動補助水ポンプ、専断補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び蒸気発生器と位置相対)	A-a	8 [補足説明資料]45-2 配置図
12	対象外(ポート無し)	-	

45-1-1

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	圧力バウンダリ設備	2	圧力バウンダリ設備	
2	圧力バウンダリ設備	3	圧力バウンダリ設備	
3	圧力バウンダリ設備	4	圧力バウンダリ設備	
4	圧力バウンダリ設備	5	圧力バウンダリ設備	
5	圧力バウンダリ設備	6	圧力バウンダリ設備	
6	圧力バウンダリ設備	7	圧力バウンダリ設備	
7	圧力バウンダリ設備	8	圧力バウンダリ設備	
8	圧力バウンダリ設備			

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉格納容器 (有効に機能を発揮する)	
2	対象外(海水を温水しない) (機密が漏れない)	
3	【次系FAB】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	
4	【次系FAB】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず (DB補設と同じ系統構成で使用)	
5	【次系のFAB】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	
6	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	
7	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	
8	【次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/国内 (S/G2次面による炉心冷却多様性) (タービン駆動補助水ポンプ、電熱補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び蒸気発生器と位置相分岐)	
9	対象外(ポート無し)	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	燃料取扱設備
2	燃料取扱設備
3	燃料取扱設備
4	燃料取扱設備
5	燃料取扱設備
6	燃料取扱設備
7	燃料取扱設備
8	燃料取扱設備
9	燃料取扱設備
10	燃料取扱設備
11	燃料取扱設備
12	燃料取扱設備
13	燃料取扱設備
14	燃料取扱設備
15	燃料取扱設備
16	燃料取扱設備
17	燃料取扱設備
18	燃料取扱設備
19	燃料取扱設備
20	燃料取扱設備
21	燃料取扱設備
22	燃料取扱設備
23	燃料取扱設備
24	燃料取扱設備
25	燃料取扱設備
26	燃料取扱設備
27	燃料取扱設備
28	燃料取扱設備
29	燃料取扱設備
30	燃料取扱設備
31	燃料取扱設備
32	燃料取扱設備
33	燃料取扱設備
34	燃料取扱設備
35	燃料取扱設備
36	燃料取扱設備
37	燃料取扱設備
38	燃料取扱設備
39	燃料取扱設備
40	燃料取扱設備
41	燃料取扱設備
42	燃料取扱設備
43	燃料取扱設備
44	燃料取扱設備
45	燃料取扱設備
46	燃料取扱設備
47	燃料取扱設備
48	燃料取扱設備
49	燃料取扱設備
50	燃料取扱設備
51	燃料取扱設備
52	燃料取扱設備
53	燃料取扱設備
54	燃料取扱設備
55	燃料取扱設備
56	燃料取扱設備
57	燃料取扱設備
58	燃料取扱設備
59	燃料取扱設備
60	燃料取扱設備
61	燃料取扱設備
62	燃料取扱設備
63	燃料取扱設備
64	燃料取扱設備
65	燃料取扱設備
66	燃料取扱設備
67	燃料取扱設備
68	燃料取扱設備
69	燃料取扱設備
70	燃料取扱設備
71	燃料取扱設備
72	燃料取扱設備
73	燃料取扱設備
74	燃料取扱設備
75	燃料取扱設備
76	燃料取扱設備
77	燃料取扱設備
78	燃料取扱設備
79	燃料取扱設備
80	燃料取扱設備
81	燃料取扱設備
82	燃料取扱設備
83	燃料取扱設備
84	燃料取扱設備
85	燃料取扱設備
86	燃料取扱設備
87	燃料取扱設備
88	燃料取扱設備
89	燃料取扱設備
90	燃料取扱設備
91	燃料取扱設備
92	燃料取扱設備
93	燃料取扱設備
94	燃料取扱設備
95	燃料取扱設備
96	燃料取扱設備
97	燃料取扱設備
98	燃料取扱設備
99	燃料取扱設備
100	燃料取扱設備

45-1-1



泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	燃料取扱設備	
2	燃料取扱設備	
3	燃料取扱設備	
4	燃料取扱設備	
5	燃料取扱設備	
6	燃料取扱設備	
7	燃料取扱設備	
8	燃料取扱設備	
9	燃料取扱設備	
10	燃料取扱設備	
11	燃料取扱設備	
12	燃料取扱設備	
13	燃料取扱設備	
14	燃料取扱設備	
15	燃料取扱設備	
16	燃料取扱設備	
17	燃料取扱設備	
18	燃料取扱設備	
19	燃料取扱設備	
20	燃料取扱設備	
21	燃料取扱設備	
22	燃料取扱設備	
23	燃料取扱設備	
24	燃料取扱設備	
25	燃料取扱設備	
26	燃料取扱設備	
27	燃料取扱設備	
28	燃料取扱設備	
29	燃料取扱設備	
30	燃料取扱設備	
31	燃料取扱設備	
32	燃料取扱設備	
33	燃料取扱設備	
34	燃料取扱設備	
35	燃料取扱設備	
36	燃料取扱設備	
37	燃料取扱設備	
38	燃料取扱設備	
39	燃料取扱設備	
40	燃料取扱設備	
41	燃料取扱設備	
42	燃料取扱設備	
43	燃料取扱設備	
44	燃料取扱設備	
45	燃料取扱設備	
46	燃料取扱設備	
47	燃料取扱設備	
48	燃料取扱設備	
49	燃料取扱設備	
50	燃料取扱設備	
51	燃料取扱設備	
52	燃料取扱設備	
53	燃料取扱設備	
54	燃料取扱設備	
55	燃料取扱設備	
56	燃料取扱設備	
57	燃料取扱設備	
58	燃料取扱設備	
59	燃料取扱設備	
60	燃料取扱設備	
61	燃料取扱設備	
62	燃料取扱設備	
63	燃料取扱設備	
64	燃料取扱設備	
65	燃料取扱設備	
66	燃料取扱設備	
67	燃料取扱設備	
68	燃料取扱設備	
69	燃料取扱設備	
70	燃料取扱設備	
71	燃料取扱設備	
72	燃料取扱設備	
73	燃料取扱設備	
74	燃料取扱設備	
75	燃料取扱設備	
76	燃料取扱設備	
77	燃料取扱設備	
78	燃料取扱設備	
79	燃料取扱設備	
80	燃料取扱設備	
81	燃料取扱設備	
82	燃料取扱設備	
83	燃料取扱設備	
84	燃料取扱設備	
85	燃料取扱設備	
86	燃料取扱設備	
87	燃料取扱設備	
88	燃料取扱設備	
89	燃料取扱設備	
90	燃料取扱設備	
91	燃料取扱設備	
92	燃料取扱設備	
93	燃料取扱設備	
94	燃料取扱設備	
95	燃料取扱設備	
96	燃料取扱設備	
97	燃料取扱設備	
98	燃料取扱設備	
99	燃料取扱設備	
100	燃料取扱設備	

45-1-3

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	高圧注入ポンプ
2	高圧注入ポンプ
3	高圧注入ポンプ
4	高圧注入ポンプ
5	高圧注入ポンプ
6	高圧注入ポンプ
7	高圧注入ポンプ
8	高圧注入ポンプ
9	高圧注入ポンプ

45-1-1



泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	高圧注入ポンプ	
2	高圧注入ポンプ	
3	高圧注入ポンプ	
4	高圧注入ポンプ	
5	高圧注入ポンプ	
6	高圧注入ポンプ	
7	高圧注入ポンプ	
8	高圧注入ポンプ	
9	高圧注入ポンプ	

45-1-4

45-1-4

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	圧力バウンダリ高圧時の冷却
2	冷却材の循環
3	冷却材の供給
4	冷却材の配管
5	冷却材の配管
6	冷却材の配管
7	冷却材の配管
8	冷却材の配管
9	冷却材の配管
10	冷却材の配管
11	冷却材の配管
12	冷却材の配管
13	冷却材の配管
14	冷却材の配管
15	冷却材の配管
16	冷却材の配管
17	冷却材の配管
18	冷却材の配管
19	冷却材の配管
20	冷却材の配管
21	冷却材の配管
22	冷却材の配管
23	冷却材の配管
24	冷却材の配管
25	冷却材の配管
26	冷却材の配管
27	冷却材の配管
28	冷却材の配管
29	冷却材の配管
30	冷却材の配管
31	冷却材の配管
32	冷却材の配管
33	冷却材の配管
34	冷却材の配管
35	冷却材の配管
36	冷却材の配管
37	冷却材の配管
38	冷却材の配管
39	冷却材の配管
40	冷却材の配管
41	冷却材の配管
42	冷却材の配管
43	冷却材の配管
44	冷却材の配管
45	冷却材の配管
46	冷却材の配管
47	冷却材の配管
48	冷却材の配管
49	冷却材の配管
50	冷却材の配管
51	冷却材の配管
52	冷却材の配管
53	冷却材の配管
54	冷却材の配管
55	冷却材の配管
56	冷却材の配管
57	冷却材の配管
58	冷却材の配管
59	冷却材の配管
60	冷却材の配管
61	冷却材の配管
62	冷却材の配管
63	冷却材の配管
64	冷却材の配管
65	冷却材の配管
66	冷却材の配管
67	冷却材の配管
68	冷却材の配管
69	冷却材の配管
70	冷却材の配管
71	冷却材の配管
72	冷却材の配管
73	冷却材の配管
74	冷却材の配管
75	冷却材の配管
76	冷却材の配管
77	冷却材の配管
78	冷却材の配管
79	冷却材の配管
80	冷却材の配管
81	冷却材の配管
82	冷却材の配管
83	冷却材の配管
84	冷却材の配管
85	冷却材の配管
86	冷却材の配管
87	冷却材の配管
88	冷却材の配管
89	冷却材の配管
90	冷却材の配管
91	冷却材の配管
92	冷却材の配管
93	冷却材の配管
94	冷却材の配管
95	冷却材の配管
96	冷却材の配管
97	冷却材の配管
98	冷却材の配管
99	冷却材の配管
100	冷却材の配管

45-1-1



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	余熱除去冷却器	
2	対象外(海水を温水しない)	
3	対象外(操作不要)	
4	【次系FAS】DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用(DB補設と同じ系統構成で使用)	
5	【次系のFAS】DBと同系統構成(設計基準対象施設として使用する場合は同じ系統構成)	
6	対象外(操作不要)	
7	【次系FAS】DB設備の容量等が十分(DB設備と同仕様で設計)	
8	【次系のFAS】防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内(S/G2次面による炉心冷却多様性)(タービン駆動補助水ポンプ、電熱補助給水ポンプ、主蒸気逃がし弁及び蒸気発生器と位置的分散)	
9	対象外(サポートなし)	

45-1-5

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	圧力バウンダリ高圧時の冷却
2	冷却材の供給
3	冷却材の循環
4	冷却材の配管
5	冷却材の配管
6	冷却材の配管
7	冷却材の配管
8	冷却材の配管
9	冷却材の配管
10	冷却材の配管
11	冷却材の配管
12	冷却材の配管
13	冷却材の配管
14	冷却材の配管
15	冷却材の配管
16	冷却材の配管
17	冷却材の配管
18	冷却材の配管
19	冷却材の配管
20	冷却材の配管
21	冷却材の配管
22	冷却材の配管
23	冷却材の配管
24	冷却材の配管
25	冷却材の配管
26	冷却材の配管
27	冷却材の配管
28	冷却材の配管
29	冷却材の配管
30	冷却材の配管
31	冷却材の配管
32	冷却材の配管
33	冷却材の配管
34	冷却材の配管
35	冷却材の配管
36	冷却材の配管
37	冷却材の配管
38	冷却材の配管
39	冷却材の配管
40	冷却材の配管
41	冷却材の配管
42	冷却材の配管
43	冷却材の配管
44	冷却材の配管
45	冷却材の配管
46	冷却材の配管
47	冷却材の配管
48	冷却材の配管
49	冷却材の配管
50	冷却材の配管
51	冷却材の配管
52	冷却材の配管
53	冷却材の配管
54	冷却材の配管
55	冷却材の配管
56	冷却材の配管
57	冷却材の配管
58	冷却材の配管
59	冷却材の配管
60	冷却材の配管
61	冷却材の配管
62	冷却材の配管
63	冷却材の配管
64	冷却材の配管
65	冷却材の配管
66	冷却材の配管
67	冷却材の配管
68	冷却材の配管
69	冷却材の配管
70	冷却材の配管
71	冷却材の配管
72	冷却材の配管
73	冷却材の配管
74	冷却材の配管
75	冷却材の配管
76	冷却材の配管
77	冷却材の配管
78	冷却材の配管
79	冷却材の配管
80	冷却材の配管
81	冷却材の配管
82	冷却材の配管
83	冷却材の配管
84	冷却材の配管
85	冷却材の配管
86	冷却材の配管
87	冷却材の配管
88	冷却材の配管
89	冷却材の配管
90	冷却材の配管
91	冷却材の配管
92	冷却材の配管
93	冷却材の配管
94	冷却材の配管
95	冷却材の配管
96	冷却材の配管
97	冷却材の配管
98	冷却材の配管
99	冷却材の配管
100	冷却材の配管

45-1-1

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	原子炉格納容器	相違理由
2	海水又は淡水	相違理由
3	対象外	相違理由
4	【次系FAS】 DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	相違理由
5	【次系のFAS】 DBと同等構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	相違理由
6	対象外	相違理由
7	対象外	相違理由
8	【次系のFAS】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (S/G2次間による炉心冷却と多様性) (S/G2次間による炉心冷却と異なる水源) (補助給水ピットと位置的分散)	相違理由
9	対象外(ポートなし)	相違理由

45-1-6

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	項目
1	1
2	2
3	3
4	4
5	5
6	6
7	7
8	8
9	9

45-1-1



泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	項目	
1	1	
2	2	
3	3	
4	4	
5	5	
6	6	
7	7	
8	8	
9	9	

45-1-7

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																														
	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">項目</th> <th style="width: 60%;">項目名</th> <th style="width: 10%;">規格化区分</th> <th style="width: 20%;">関連資料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第1項</td> <td> 第1項 第1号 第1号 第1号 構造風圧・遠隔操作力/屋外の天候/計測機 ① C/P以外の屋内-その他 (原子炉隔壁壁) (有効に構造を逸脱する) </td> <td>B d</td> <td>① [補足説明資料]45-2 配管図</td> </tr> <tr> <td> 第1項 第2号 第2号 第2号 海水 ② 対象外(海水を湧水しない) (機密が漏れない) 電機設備 (周辺構造物からの電磁界により構造を劣化させない) </td> <td>-</td> <td>[補足説明資料]45-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2項</td> <td> 第2項 操作性 ③ 対象外 (操作不要) </td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 第2項 試験・検証/稼働性/系統構成/外部入力 ④ 確認 (機能・性能及び備えの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (注:濃度及び有効水量の確認が可能) </td> <td>F</td> <td>④ [補足説明資料]45-3 試験・検査説明資料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第3項</td> <td> 第3項 切り替え性 ⑤ 【1次系FAS】 DB補設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用) </td> <td>B b</td> <td>⑤ [補足説明資料]45-4 系統図</td> </tr> <tr> <td> 第3項 設計 ⑥ 【1次系のFAS】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同じ系統構成) </td> <td>A d</td> <td>⑥ [補足説明資料]45-4 系統図</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第4項</td> <td> 第4項 設置場所 ⑦ 地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない </td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 第4項 設置場所 ⑧ 対象外 (操作不要) </td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第5項</td> <td> 第5項 管線Aの容量 ⑨ 対象外(管路) </td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 第5項 共用の禁止 (共用しない) </td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第6項</td> <td> 第6項 構造条件、自然現象、外部入力/稼働性、洪水、火災 ⑩ 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし </td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td> 第6項 サポート系設備 ⑪ 対象外(サポート系なし) </td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	項目	項目名	規格化区分	関連資料	第1項	第1項 第1号 第1号 第1号 構造風圧・遠隔操作力/屋外の天候/計測機 ① C/P以外の屋内-その他 (原子炉隔壁壁) (有効に構造を逸脱する)	B d	① [補足説明資料]45-2 配管図	第1項 第2号 第2号 第2号 海水 ② 対象外(海水を湧水しない) (機密が漏れない) 電機設備 (周辺構造物からの電磁界により構造を劣化させない)	-	[補足説明資料]45-4 系統図	第2項	第2項 操作性 ③ 対象外 (操作不要)	-	-	第2項 試験・検証/稼働性/系統構成/外部入力 ④ 確認 (機能・性能及び備えの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (注:濃度及び有効水量の確認が可能)	F	④ [補足説明資料]45-3 試験・検査説明資料	第3項	第3項 切り替え性 ⑤ 【1次系FAS】 DB補設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	B b	⑤ [補足説明資料]45-4 系統図	第3項 設計 ⑥ 【1次系のFAS】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同じ系統構成)	A d	⑥ [補足説明資料]45-4 系統図	第4項	第4項 設置場所 ⑦ 地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-	第4項 設置場所 ⑧ 対象外 (操作不要)	-	-	第5項	第5項 管線Aの容量 ⑨ 対象外(管路)	-	-	第5項 共用の禁止 (共用しない)	-	-	第6項	第6項 構造条件、自然現象、外部入力/稼働性、洪水、火災 ⑩ 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	-	-	第6項 サポート系設備 ⑪ 対象外(サポート系なし)	-	-	<p>【設備の相違】(本文に記載より45頁)</p> <p>・(ほう)機注タンク(BIT)の設置有無による比較対象なし</p> <p>出稼前段階のグラント(高圧3/4号炉、川内1/2号炉等)では、主蒸気管破断(過冷却事象)に対する対応として、高濃度のほう機注水を保有するほう機注タンクをポンプ付仕掛け設置している。大飯3/4号炉(伊方3号炉、立井3/4号炉)、豊田取替用水タンクのほう機注水で充分な濃縮率は確保可能であることから、BITを明設置としているが、泊3号炉では、明形のみ運転に柔軟性をもたせるため、高圧3/4号炉、川内1/2号炉等と同様にBITを設置している。</p>
項目	項目名	規格化区分	関連資料																																													
第1項	第1項 第1号 第1号 第1号 構造風圧・遠隔操作力/屋外の天候/計測機 ① C/P以外の屋内-その他 (原子炉隔壁壁) (有効に構造を逸脱する)	B d	① [補足説明資料]45-2 配管図																																													
	第1項 第2号 第2号 第2号 海水 ② 対象外(海水を湧水しない) (機密が漏れない) 電機設備 (周辺構造物からの電磁界により構造を劣化させない)	-	[補足説明資料]45-4 系統図																																													
第2項	第2項 操作性 ③ 対象外 (操作不要)	-	-																																													
	第2項 試験・検証/稼働性/系統構成/外部入力 ④ 確認 (機能・性能及び備えの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (注:濃度及び有効水量の確認が可能)	F	④ [補足説明資料]45-3 試験・検査説明資料																																													
第3項	第3項 切り替え性 ⑤ 【1次系FAS】 DB補設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	B b	⑤ [補足説明資料]45-4 系統図																																													
	第3項 設計 ⑥ 【1次系のFAS】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同じ系統構成)	A d	⑥ [補足説明資料]45-4 系統図																																													
第4項	第4項 設置場所 ⑦ 地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-																																													
	第4項 設置場所 ⑧ 対象外 (操作不要)	-	-																																													
第5項	第5項 管線Aの容量 ⑨ 対象外(管路)	-	-																																													
	第5項 共用の禁止 (共用しない)	-	-																																													
第6項	第6項 構造条件、自然現象、外部入力/稼働性、洪水、火災 ⑩ 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	-	-																																													
	第6項 サポート系設備 ⑪ 対象外(サポート系なし)	-	-																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	相違理由
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	高圧バウンダリ
2	冷却材循環
3	冷却材供給
4	冷却材配管
5	冷却材配管
6	冷却材配管
7	冷却材配管
8	冷却材配管
9	冷却材配管
10	冷却材配管
11	冷却材配管
12	冷却材配管
13	冷却材配管
14	冷却材配管
15	冷却材配管
16	冷却材配管
17	冷却材配管
18	冷却材配管
19	冷却材配管
20	冷却材配管
21	冷却材配管
22	冷却材配管
23	冷却材配管
24	冷却材配管
25	冷却材配管
26	冷却材配管
27	冷却材配管
28	冷却材配管
29	冷却材配管
30	冷却材配管
31	冷却材配管
32	冷却材配管
33	冷却材配管
34	冷却材配管
35	冷却材配管
36	冷却材配管
37	冷却材配管
38	冷却材配管
39	冷却材配管
40	冷却材配管
41	冷却材配管
42	冷却材配管
43	冷却材配管
44	冷却材配管
45	冷却材配管
46	冷却材配管
47	冷却材配管
48	冷却材配管
49	冷却材配管
50	冷却材配管
51	冷却材配管
52	冷却材配管
53	冷却材配管
54	冷却材配管
55	冷却材配管
56	冷却材配管
57	冷却材配管
58	冷却材配管
59	冷却材配管
60	冷却材配管
61	冷却材配管
62	冷却材配管
63	冷却材配管
64	冷却材配管
65	冷却材配管
66	冷却材配管
67	冷却材配管
68	冷却材配管
69	冷却材配管
70	冷却材配管
71	冷却材配管
72	冷却材配管
73	冷却材配管
74	冷却材配管
75	冷却材配管
76	冷却材配管
77	冷却材配管
78	冷却材配管
79	冷却材配管
80	冷却材配管
81	冷却材配管
82	冷却材配管
83	冷却材配管
84	冷却材配管
85	冷却材配管
86	冷却材配管
87	冷却材配管
88	冷却材配管
89	冷却材配管
90	冷却材配管
91	冷却材配管
92	冷却材配管
93	冷却材配管
94	冷却材配管
95	冷却材配管
96	冷却材配管
97	冷却材配管
98	冷却材配管
99	冷却材配管
100	冷却材配管

45-1-1

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	タービン駆動補助給水ポンプ	
2	タービン駆動補助給水ポンプ	
3	タービン駆動補助給水ポンプ	
4	タービン駆動補助給水ポンプ	
5	タービン駆動補助給水ポンプ	
6	タービン駆動補助給水ポンプ	
7	タービン駆動補助給水ポンプ	
8	タービン駆動補助給水ポンプ	
9	タービン駆動補助給水ポンプ	
10	タービン駆動補助給水ポンプ	
11	タービン駆動補助給水ポンプ	
12	タービン駆動補助給水ポンプ	
13	タービン駆動補助給水ポンプ	
14	タービン駆動補助給水ポンプ	
15	タービン駆動補助給水ポンプ	
16	タービン駆動補助給水ポンプ	
17	タービン駆動補助給水ポンプ	
18	タービン駆動補助給水ポンプ	
19	タービン駆動補助給水ポンプ	
20	タービン駆動補助給水ポンプ	
21	タービン駆動補助給水ポンプ	
22	タービン駆動補助給水ポンプ	
23	タービン駆動補助給水ポンプ	
24	タービン駆動補助給水ポンプ	
25	タービン駆動補助給水ポンプ	
26	タービン駆動補助給水ポンプ	
27	タービン駆動補助給水ポンプ	
28	タービン駆動補助給水ポンプ	
29	タービン駆動補助給水ポンプ	
30	タービン駆動補助給水ポンプ	
31	タービン駆動補助給水ポンプ	
32	タービン駆動補助給水ポンプ	
33	タービン駆動補助給水ポンプ	
34	タービン駆動補助給水ポンプ	
35	タービン駆動補助給水ポンプ	
36	タービン駆動補助給水ポンプ	
37	タービン駆動補助給水ポンプ	
38	タービン駆動補助給水ポンプ	
39	タービン駆動補助給水ポンプ	
40	タービン駆動補助給水ポンプ	
41	タービン駆動補助給水ポンプ	
42	タービン駆動補助給水ポンプ	
43	タービン駆動補助給水ポンプ	
44	タービン駆動補助給水ポンプ	
45	タービン駆動補助給水ポンプ	
46	タービン駆動補助給水ポンプ	
47	タービン駆動補助給水ポンプ	
48	タービン駆動補助給水ポンプ	
49	タービン駆動補助給水ポンプ	
50	タービン駆動補助給水ポンプ	
51	タービン駆動補助給水ポンプ	
52	タービン駆動補助給水ポンプ	
53	タービン駆動補助給水ポンプ	
54	タービン駆動補助給水ポンプ	
55	タービン駆動補助給水ポンプ	
56	タービン駆動補助給水ポンプ	
57	タービン駆動補助給水ポンプ	
58	タービン駆動補助給水ポンプ	
59	タービン駆動補助給水ポンプ	
60	タービン駆動補助給水ポンプ	
61	タービン駆動補助給水ポンプ	
62	タービン駆動補助給水ポンプ	
63	タービン駆動補助給水ポンプ	
64	タービン駆動補助給水ポンプ	
65	タービン駆動補助給水ポンプ	
66	タービン駆動補助給水ポンプ	
67	タービン駆動補助給水ポンプ	
68	タービン駆動補助給水ポンプ	
69	タービン駆動補助給水ポンプ	
70	タービン駆動補助給水ポンプ	
71	タービン駆動補助給水ポンプ	
72	タービン駆動補助給水ポンプ	
73	タービン駆動補助給水ポンプ	
74	タービン駆動補助給水ポンプ	
75	タービン駆動補助給水ポンプ	
76	タービン駆動補助給水ポンプ	
77	タービン駆動補助給水ポンプ	
78	タービン駆動補助給水ポンプ	
79	タービン駆動補助給水ポンプ	
80	タービン駆動補助給水ポンプ	
81	タービン駆動補助給水ポンプ	
82	タービン駆動補助給水ポンプ	
83	タービン駆動補助給水ポンプ	
84	タービン駆動補助給水ポンプ	
85	タービン駆動補助給水ポンプ	
86	タービン駆動補助給水ポンプ	
87	タービン駆動補助給水ポンプ	
88	タービン駆動補助給水ポンプ	
89	タービン駆動補助給水ポンプ	
90	タービン駆動補助給水ポンプ	
91	タービン駆動補助給水ポンプ	
92	タービン駆動補助給水ポンプ	
93	タービン駆動補助給水ポンプ	
94	タービン駆動補助給水ポンプ	
95	タービン駆動補助給水ポンプ	
96	タービン駆動補助給水ポンプ	
97	タービン駆動補助給水ポンプ	
98	タービン駆動補助給水ポンプ	
99	タービン駆動補助給水ポンプ	
100	タービン駆動補助給水ポンプ	

45-1-11

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
9	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

泊発電所3号炉 SA基準適合性 一覧表(常設)

項目	内容	相違理由
1	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	補助給水ピット	2	補助給水ピット	
3	冷却材の循環	3	冷却材の循環	
4	冷却材の循環	4	冷却材の循環	
5	冷却材の循環	5	冷却材の循環	
6	冷却材の循環	6	冷却材の循環	
7	冷却材の循環	7	冷却材の循環	
8	冷却材の循環	8	冷却材の循環	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	補助給水ピット	
2	冷却材の循環	
3	冷却材の循環	
4	冷却材の循環	
5	冷却材の循環	
6	冷却材の循環	
7	冷却材の循環	
8	冷却材の循環	
9	冷却材の循環	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	2	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	3	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	4	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	5	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	6	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	7	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	8	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	9	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
2	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
3	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
4	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
5	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
6	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
7	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
8	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
9	運転中の冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁
2	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁
3	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁
4	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁
5	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁
6	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁
7	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁
8	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	
1	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁	相違理由
2	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁	相違理由
3	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁	相違理由
4	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁	相違理由
5	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁	相違理由
6	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁	相違理由
7	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁	相違理由
8	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁	相違理由
9	タービン駆動補助給水ポンプ駆動電気入口弁	相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉										泊発電所3号炉										相違理由		
項目	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10	大飯	2	3	4	5	6	7	8	9	10	【記載表現の相違】 主蒸気管において、個別記載から系統に含まれる設備としての記載への変更により比較資料なし (女川審査実績の反映による)	
項目	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10	泊	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		
項目	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊	大飯	泊		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

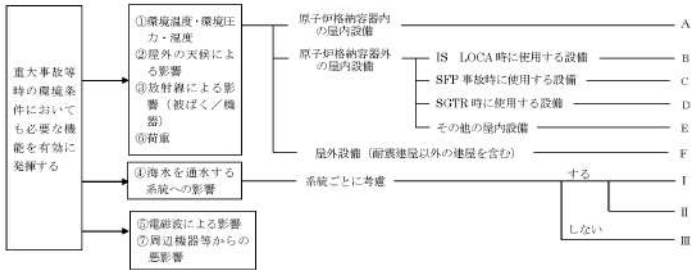
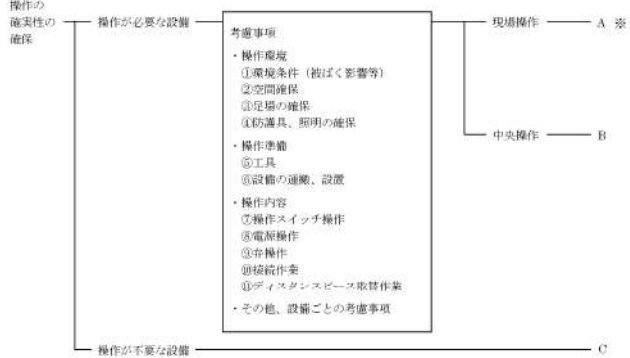
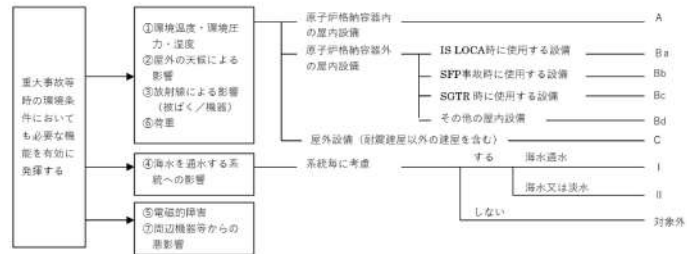

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
2	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
3	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
4	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
5	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
6	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
7	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備
8	運転中、冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
項目	内容	
1	電動補助給水ポンプ	相違理由
2	C/D以外の室内-その他(原子炉建屋)	B+d
3	海水又は淡水(海水を過水する可能性あり)(機密が漏れられない)	II
4	【S/G2次側による冷却】中央制御室操作(中央制御室の制御盤での操作が可能)	B
5	ポンプ(機能・性能及び備えの確認が可能)(分弁が可能)	A
6	【S/G2次側による冷却】DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用(DB補設と同じ系統構成で使用)	B+d
7	【S/G2次側による冷却】DBと同等系統構成(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	A+d
8	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
9	中央制御室操作(操作は中央制御室から可能)	B
10	【S/G2次側による冷却】DB設備の容量等が十分(DB設備と同等で設計)	A
11	(共用しない)	-
12	【S/G2次側による冷却】防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	-
13	対象(サボート系あり)異なる駆動源(DB設備としての電源に多様性を持った代替電源から給電)	C

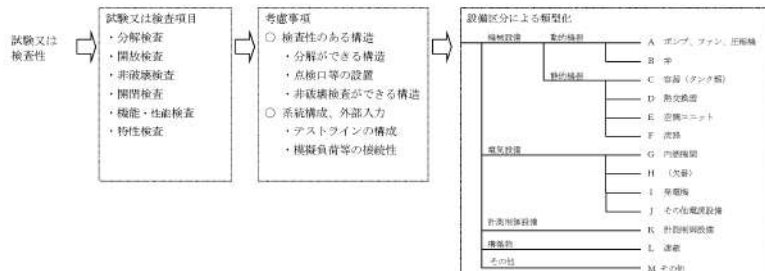
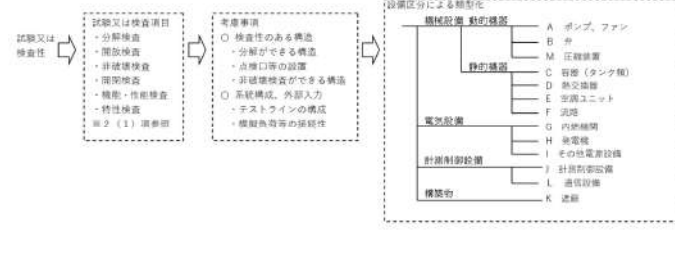
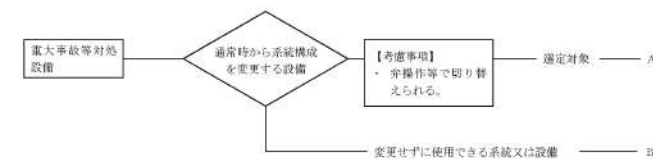

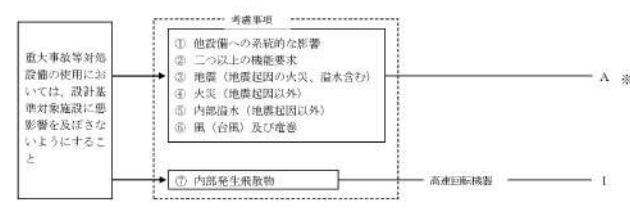
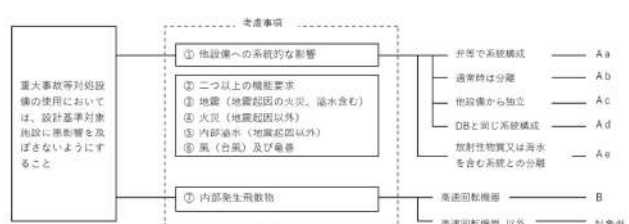
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>④海水を通水する系統については、Ⅰ：通常時に海水を通水する系統、Ⅱ：淡水又は海水から選択できる系統、Ⅲ：海水を通水しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A③、A⑤、A⑦等)</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p>  <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A③等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

泊発電所3号炉

■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号
 設置場所について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号
 常設重大事故等対処設備の容量等について

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号
 発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	-

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号
 常設重大事故防止設備の共通要因故障について

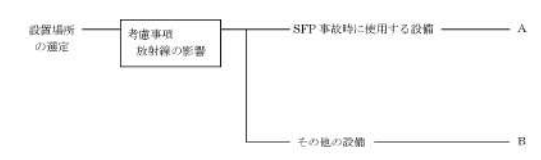
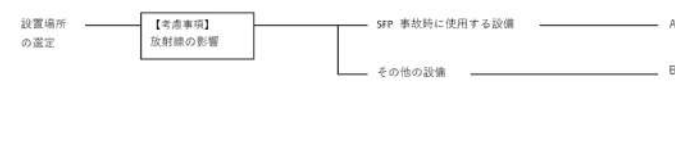

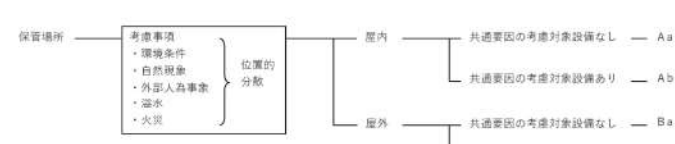
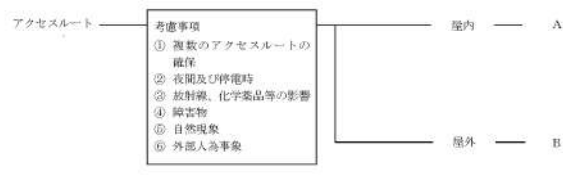

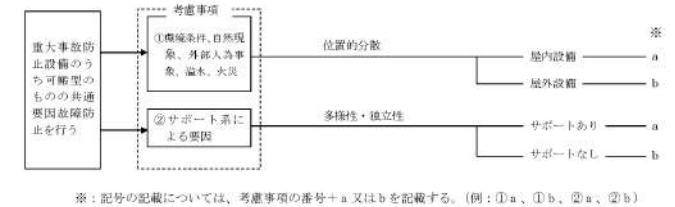
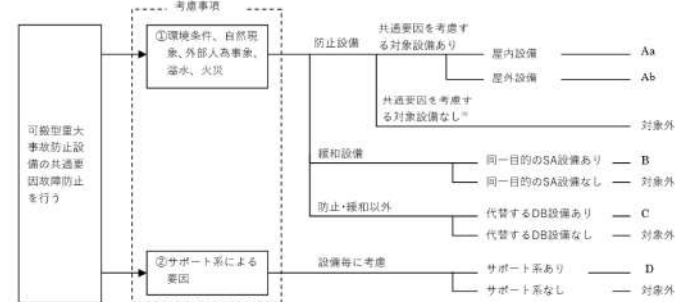
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="246 255 918 510"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <p>必要数量</p> <ul style="list-style-type: none"> A 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 B 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 C ①、②以外 <p>予備数量の考え方へ</p> <div data-bbox="246 558 918 798"> <p>【考慮事項】</p> <p>④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか</p> <p>⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認、一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか</p> </div> <p>予備数量</p> <ul style="list-style-type: none"> a プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 b 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 c ④、⑤以外 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <div data-bbox="1164 255 1836 430"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか</p> <p>② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</p> </div> <p>必要数量</p> <ul style="list-style-type: none"> A 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 B 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 C ①、②以外 <p>予備数量も含めて設計方針とする。</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="246 893 918 1149"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <p>接続</p> <ul style="list-style-type: none"> A コネクタ接続 B ボルト締フランジ接続 C より簡便な接続規格等による接続 D その他の措置 E 接続なし 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <div data-bbox="1164 893 1836 1149"> <p>【考慮事項】</p> <p>① 容易かつ確実な接続</p> <p>② 接続部の規格の統一</p> </div> <p>接続</p> <ul style="list-style-type: none"> A 親子のボルト・ネジによる接続 B ボルト締フランジ接続 C より簡便な接続規格等による接続 D 専用の接続方法による接続 <p>母線供給</p> <ul style="list-style-type: none"> A 通信・計装各設備電源 B 大口径等 C 小口径等 D 専用の接続方法による接続 <p>水・空気配管</p> <ul style="list-style-type: none"> A 親子のボルト・ネジによる接続 B ボルト締フランジ接続 C より簡便な接続規格等による接続 D 専用の接続方法による接続 <p>油配管、計装付属配管</p> <ul style="list-style-type: none"> A 親子のボルト・ネジによる接続 B ボルト締フランジ接続 C より簡便な接続規格等による接続 D 専用の接続方法による接続 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="246 1212 918 1452"> <p>【考慮事項】</p> <p>・放射線による影響因子</p> <p>・漏水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> </div> <p>接続箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> A 屋内（壁面含む） B 屋内及び屋外 C その他（空気） D 接続箇所なし 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <div data-bbox="1164 1212 1836 1452"> <p>【考慮事項】</p> <p>・環境条件</p> <p>・漏水、火災</p> <p>・自然現象</p> <p>・外部人為事象</p> </div> <p>接続箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> A 屋内（壁面含む） 対象外 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">45-2 配置図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">45-2 配置図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>凡例</p> <p>：設計基準対象施設</p> <p>：重大事故等対処設備</p> </div>	<p>・設備の相違、配置箇所 の相違により、比較対象資料は一致せず。</p> <p>・SA基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし（以降、配置図において相違理由省略）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

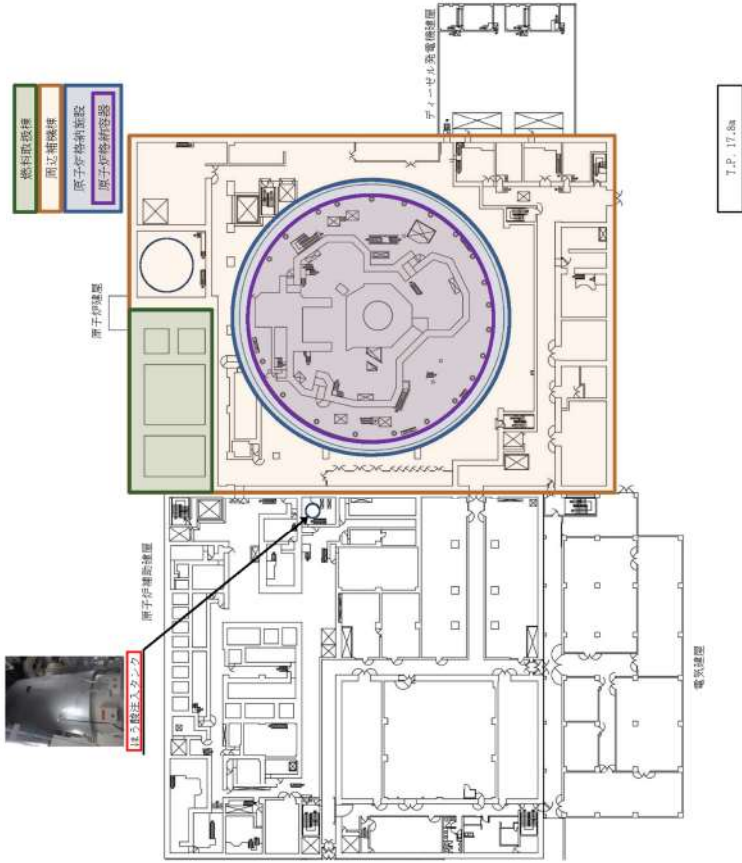
大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="206 220 990 1331" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="443 1334 801 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 詳細みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="913 1340 981 1362" style="text-align: right;">45-2-2</div>	<div data-bbox="1137 284 1859 1260" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 1289 1742 1311" style="text-align: center;"> 図45-2-1 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード） </div> <div data-bbox="1482 1369 1541 1391" style="text-align: center;">45-2-1</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="206 220 987 1329" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="421 1332 786 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠図本の範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="913 1337 981 1361" style="text-align: right; margin-top: 10px;">45-2-3</div>	<div data-bbox="1144 279 1883 1268" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 1284 1736 1308" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 図45-2-2 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード） </div> <div data-bbox="1480 1364 1541 1388" style="text-align: right; margin-top: 10px;">45-2-2</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
	 <p data-bbox="1272 1289 1742 1311">図 45-2-5 配置図 (1 次冷却系のフィードアンドブリード)</p> <p data-bbox="1482 1369 1550 1391">45-2-5</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 220 990 1331" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="398 1337 766 1359" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 図面みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはありません。 </div> <div data-bbox="913 1340 981 1362" style="text-align: right;">45-2-6</div>	<div data-bbox="1124 271 1886 1241" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1299 1284 1702 1308" style="text-align: center;"> 図45-2-7 配置図 (蒸気発生器2次側からの除熱) </div> <div data-bbox="1478 1364 1545 1388" style="text-align: center;">45-2-7</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="203 220 992 1331" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="405 1334 768 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 図面内の範囲は従前に係る事項で付添で公開することができます。 </div> <div data-bbox="913 1337 978 1362" style="text-align: right;">45-2-8</div>	<div data-bbox="1115 300 1832 1216" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 1286 1738 1311" style="text-align: center;"> 図45-2-8 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード） </div> <div data-bbox="1480 1366 1541 1391" style="text-align: center;">45-2-8</div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>45-3 試験・検査説明資料</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は程度	検査名	備考 (1)中(2)は 既述部分省略)	
C 高気圧蒸器	圧熱管 3.382 本 1 次側 22 次側	1. 非破壊試験	高	26M	高気圧蒸器圧熱管材料検査		
		1. 断取点検	高	13M	1 次系断取点検検査		
	マンホール	2. 断取点検	高	13M			
		3. 断取点検 (ガスケット・ラジエータ・ ガスケット・ラジエータ) (ガスケット・ラジエータ) (ガスケット・ラジエータ)	高	13M			
	圧熱管 3.382 本 1 次側 22 次側	1. 非破壊試験	高	26M	高気圧蒸器圧熱管材料検査		
		1. 断取点検	高	13M	1 次系断取点検検査		
	マンホール	2. 断取点検	高	13M			
		3. 断取点検 (ガスケット・ラジエータ) (ガスケット・ラジエータ)	高	13M			
	加圧器	3 階 RC-065 3W-RC-068 3W-RC-067	1. 運転・性能試験	高	1F		加圧器安全弁機能検査
			2. 漏えい試験	高	B		加圧器安全弁漏えい検査
加圧器送水弁	3POV-452A	3. 分弁点検	高	13M	加圧器安全弁分解検査		
		1. 運転・性能試験 (運転部を含む)	高	1F	加圧器送水弁機能検査		
		2. 漏えい試験	高	1F	加圧器送水弁漏えい検査		
加圧器送水弁	3. 分弁点検	3. 分弁点検	高	26M	加圧器送水弁分解検査		
		4. 分弁点検 (特性点検)	高	26M			
加圧器送水弁	3POV-452B	2. 断取点検 (特性点検)	高	13M			
		1. 運転・性能試験 (運転部を含む)	高	1F	加圧器送水弁機能検査		
加圧器送水弁	3. 分弁点検	2. 漏えい試験	高	1F	加圧器送水弁漏えい検査		
		3. 分弁点検	高	26M	加圧器送水弁分解検査		
加圧器送水弁	4. 分弁点検 (特性点検)	4. 分弁点検	高	26M			
		2. 断取点検 (特性点検)	高	13M			

別紙-1 (3/10)

別紙-1 (3/10)

機器又は系統名	実機名(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は程度	検査名	備考 (1)中(2)は 既述部分省略)	
C 高気圧蒸器	圧熱管 3.382 本 1 次側 22 次側	1. 非破壊試験	高	26M	高気圧蒸器圧熱管材料検査		
		1. 断取点検	高	13M	1 次系断取点検検査		
	マンホール	2. 断取点検	高	13M			
		3. 断取点検 (ガスケット・ラジエータ・ ガスケット・ラジエータ) (ガスケット・ラジエータ)	高	13M			
	圧熱管 3.382 本 1 次側 22 次側	1. 非破壊試験	高	26M	高気圧蒸器圧熱管材料検査		
		1. 断取点検	高	13M	1 次系断取点検検査		
	マンホール	2. 断取点検	高	13M			
		3. 断取点検 (ガスケット・ラジエータ) (ガスケット・ラジエータ)	高	13M			
	加圧器	3 階 RC-065 3W-RC-068 3W-RC-067	1. 運転・性能試験	高	1F		加圧器安全弁機能検査
			2. 漏えい試験	高	B		加圧器安全弁漏えい検査
加圧器送水弁	3POV-452A	3. 分弁点検	高	13M	加圧器安全弁分解検査		
		1. 運転・性能試験 (運転部を含む)	高	1F	加圧器送水弁機能検査		
		2. 漏えい試験	高	1F	加圧器送水弁漏えい検査		
加圧器送水弁	3. 分弁点検	3. 分弁点検	高	26M	加圧器送水弁分解検査		
		4. 分弁点検 (特性点検)	高	26M			
加圧器送水弁	3POV-452B	2. 断取点検 (特性点検)	高	13M			
		1. 運転・性能試験 (運転部を含む)	高	1F	加圧器送水弁機能検査		
加圧器送水弁	3. 分弁点検	2. 漏えい試験	高	1F	加圧器送水弁漏えい検査		
		3. 分弁点検	高	26M	加圧器送水弁分解検査		
加圧器送水弁	4. 分弁点検 (特性点検)	4. 分弁点検	高	26M			
		2. 断取点検 (特性点検)	高	13M			

別紙1-6

試原-15

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-114</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-11</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="219 229 992 1311" style="border: 2px solid black; height: 678px; width: 345px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="374 1326 837 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1149 285 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1334 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-115</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-12</p> <p style="text-align: right;">試原-17</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 233 1003 1313" style="border: 2px solid black; height: 677px; width: 340px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="383 1326 848 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1149 288 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 323px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：O3-16-116</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：HT3-13</p> <p style="text-align: right;">試原-19</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 215 992 1316" style="border: 2px solid black; height: 690px; width: 337px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1332 824 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1149 284 1877 1308" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1324 1702 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する 設備記号を付す	
C 蒸気発生器	圧検管 3.382 本	1. 非破壊試験	高	20M	蒸気発生器圧検管材質検査		
	1 次側	1. 開閉点検	高	13M	1 次系蒸気交換器検査		
	2 次側	1. 開閉点検	高	13M			
	マンホール	2. 腐食点検 (カソードモニタリング) (電気抵抗法) (ガスケット取替時)	高	13M			
	D 蒸気発生器	圧検管 3.382 本	1. 非破壊試験	高	20M	蒸気発生器圧検管材質検査	
		1 次側	1. 開閉点検	高	13M	1 次系蒸気交換器検査	
		2 次側	1. 開閉点検	高	13M		
		マンホール	1. 腐食点検 (カソードモニタリング) (電気抵抗法) (ガスケット取替時)	高	13M		
	加圧器	3 階 RC-065 3W-RC-065 3V-RC-067	1. 運転・性能試験	高	1F	加圧器安全弁機能検査	
			2. 漏えい試験	高	B	加圧器安全弁漏えい検査	
3. 分解点検			高	13M	加圧器安全弁分解検査		
加圧器送水弁	3PCV-452A	1. 運転・性能試験 (駆動装置含む)	高	1F	加圧器送水弁機能検査		
		2. 漏えい試験	高	1F	加圧器送水弁漏えい検査		
		3. 分解点検	高	20M	加圧器送水弁分解検査		
加圧器送水弁配電盤	3PCV-452B	1. 運転・性能試験 (特性点検)	高	20M			
		2. 漏えい試験	高	1F	加圧器送水弁機能検査		
		3. 分解点検	高	1F	加圧器送水弁漏えい検査		
加圧器送水弁配電盤		1. 分解点検	高	20M	加圧器送水弁分解検査		
		2. 漏えい試験	高	13M			

別紙 1-6

別紙 1-9

比較のため前項より転記

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：O3-16-110</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：HT3-6</p> <p style="text-align: right;">試-原-30</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="474 1369 931 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 191 1008 1356" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="481 1364 929 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1142 287 1870 1308" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1288 1324 1736 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉格納施設 検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編] 要領書番号：O3-16-326</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 193 1014 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 372px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1256 1321 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する 設備記号技術)
原子炉冷却材系統設備 [主蒸気・主凝水設備]	原子炉冷却材系統設備[一次冷却材の蓄(式)貯設備] その他機器	1.分解点検後 2.分解点検後	高 高		
	主蒸気安全弁	1.機能・性能試験 1.漏えい試験	高 高	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏えい検査	
原子炉冷却材系統設備 [主蒸気・主凝水設備]	3V-MS-526A 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-526D 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530D	1.漏えい試験	高	主蒸気安全弁漏えい検査	
	A, C系 3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530C	1.漏えい試験 1.漏えい試験	高 高	主蒸気安全弁漏えい検査 主蒸気安全弁漏えい検査	
	4機	1.機能・性能試験 (機器部を含む)	高	主蒸気安全弁機能検査	
	3PCV-3610 3PCV-3620 3PCV-3630 3PCV-3640	1.漏えい試験 2.分解点検後	高 高	主蒸気安全弁漏えい検査	
	4機	1.漏えい試験 (特性点検)	高	主蒸気安全弁漏えい検査	
	3V-MS-533A 3V-MS-533B 3V-MS-533C 3V-MS-533D	1.分解点検 2.分解点検 (特性点検)	高 高 高 高	主蒸気冷却水循環設備 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査	
	主蒸気冷却水循環設備	1.分解点検 2.分解点検 (特性点検)	高 高 高	主蒸気冷却水循環設備 2次系弁検査 2次系弁検査	

別紙-1 (3/30)

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する 設備記号技術)
原子炉冷却材系統設備 [一次冷却材の蓄(式)貯設備] その他機器	原子炉冷却材系統設備[一次冷却材の蓄(式)貯設備] その他機器	1.分解点検後 2.分解点検後	高 高		
	主蒸気安全弁	1.機能・性能試験 1.漏えい試験	高 高	主蒸気安全弁機能検査 主蒸気安全弁漏えい検査	
原子炉冷却材系統設備 [主蒸気・主凝水設備]	3V-MS-526A 3V-MS-527B 3V-MS-528B 3V-MS-529B 3V-MS-530B 3V-MS-526D 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530D	1.漏えい試験	高	主蒸気安全弁漏えい検査	
	A, C系 3V-MS-526A 3V-MS-527A 3V-MS-528A 3V-MS-529A 3V-MS-526C 3V-MS-527C 3V-MS-528C 3V-MS-529C 3V-MS-530C	1.漏えい試験 1.漏えい試験	高 高	主蒸気安全弁漏えい検査 主蒸気安全弁漏えい検査	
	4機	1.機能・性能試験 (機器部を含む)	高	主蒸気安全弁機能検査	
	3PCV-3610 3PCV-3620 3PCV-3630 3PCV-3640	1.漏えい試験 2.分解点検後	高 高	主蒸気安全弁漏えい検査	
	4機	1.漏えい試験 (特性点検)	高	主蒸気安全弁漏えい検査	
	3V-MS-533A 3V-MS-533B 3V-MS-533C 3V-MS-533D	1.分解点検 2.分解点検 (特性点検)	高 高 高 高	主蒸気冷却水循環設備 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査	
	主蒸気冷却水循環設備	1.分解点検 2.分解点検 (特性点検)	高 高 高	主蒸気冷却水循環設備 2次系弁検査 2次系弁検査	

別紙-1 (3/30)

別紙1-6

試原-43

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違がない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明する。試験検査が可能であることも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-120</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-27</p> <p style="text-align: right;">試原-44</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1709 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-28</p> <p style="text-align: right;">試-原-46</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 194 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1014 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 375px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 640px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1329 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="486 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1160 284 1861 1278" style="border: 2px solid black; height: 623px; width: 313px;"></div> <div data-bbox="1429 1283 1854 1311" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1146 288 1872 1315" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1424 1321 1868 1347" style="text-align: right; font-size: small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する設備記号(注)
高圧タービン 〔蒸気タービンは附属する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	日昇7高圧給水配管設備	1.開閉点検	高	130M	2次系蒸気機器検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	130M		
		1.開閉点検	高	65M	2次系蒸気機器検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	65M		
		1.開閉・性能試験 (ポンプ、電機設備等)	電	1F	高圧タービン附属設備機器検査	
		1.開閉・性能試験 (ポンプ、電機設備等)	電	1F	補助給水系統機器検査	
		1.開閉・性能試験 (ポンプ、電機設備等)	電	1F	補助給水系統機器検査	
		1.開閉・性能試験 (ポンプ、電機設備等)	電	1F	補助給水系統機器検査	
日電動補助給水ポンプ・電動機	A.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助診断:3M)
		2.分解点検	高	78M		
		3.緊急点検 (冷却油入替他)	高	20M		
		4.緊急点検 (潤滑油入替他)	高	20M		
		1.分解点検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助診断:3M)
		2.分解点検	高	78M		
		3.緊急点検 (冷却油入替他)	高	20M		
		4.緊急点検 (潤滑油入替他)	高	20M		
		1.開閉・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ機器検査	(補助診断:3M)
		2.分解点検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	
Aタービン駆主蒸気ポンプ・タービン	Aタービン駆主蒸気ポンプ・タービン	1.緊急点検 (ストローマダメ)	高	20M		
		2.分解点検	高	B	2次系ポンプ機器検査	
		2.分解点検	高	32M		
		3.分解点検 (タービン)	高	32M	2次系ポンプ分解検査	

泊発電所3号炉

図12-1-1 図12-10

機器又は系統名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する設備記号(注)
高圧タービン 〔蒸気タービンは附属する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	日昇7高圧給水配管設備	1.開閉点検	高	130M	2次系蒸気機器検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	130M		
		1.開閉点検	高	65M	2次系蒸気機器検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	65M		
		1.開閉・性能試験 (ポンプ、電機設備等)	電	1F	高圧タービン附属設備機器検査	
		1.開閉・性能試験 (ポンプ、電機設備等)	電	1F	補助給水系統機器検査	
		1.開閉・性能試験 (ポンプ、電機設備等)	電	1F	補助給水系統機器検査	
		1.開閉・性能試験 (ポンプ、電機設備等)	電	1F	補助給水系統機器検査	
日電動補助給水ポンプ・電動機	A.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助診断:3M)
		2.分解点検	高	78M		
		3.緊急点検 (冷却油入替他)	高	20M		
		4.緊急点検 (潤滑油入替他)	高	20M		
		1.分解点検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(補助診断:3M)
		2.分解点検	高	78M		
		3.緊急点検 (冷却油入替他)	高	20M		
		4.緊急点検 (潤滑油入替他)	高	20M		
		1.開閉・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ機器検査	(補助診断:3M)
		2.分解点検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	
Aタービン駆主蒸気ポンプ・タービン	Aタービン駆主蒸気ポンプ・タービン	1.緊急点検 (ストローマダメ)	高	20M		
		2.分解点検	高	B	2次系ポンプ機器検査	
		2.分解点検	高	32M		
		3.分解点検 (タービン)	高	32M	2次系ポンプ分解検査	

図12-1-1 図12-10

図12-1-1 図12-10

相違理由

保全計画の相違

・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違がない。

・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。

・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（1/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-60</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1012 1364" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 374px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-16-131</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 285 1870 1310" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1706 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

機器又は系統名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	保全の 重要性	保全方式 又は制度	検査名	備考 (○)中記 (設備診断技術)
高圧タービン 〔蒸気タービンは閉鎖する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	日算7高圧給水配管設備	1.開閉点検	高	130M	2次系蒸気機器検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	130M		
		1.開閉点検	高	65M	2次系蒸気機器検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	65M		
		1.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等)	電	1F	高圧タービン附属設備運転検査	
		1.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等)	電	1F	補助給水系統運転検査	
		A.電機補助給水ポンプ・電機設備	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(運転診断:3M)
		2.分解点検 (電機機)	高	78M		
3.異常点検 (油清油入替他)	高	20M				
4.異常点検 (油清油入替他)	高	20M				
1.分解点検 (ポンプ)	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(運転診断:3M)		
2.分解点検 (電機機)	高	78M				
3.異常点検 (油清油入替他)	高	20M				
4.異常点検 (油清油入替他)	高	20M				
1.運転・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ運転検査	(運転診断:3M)		
2.分解点検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査			
3.異常点検 (ストレーナ清掃)	高	20M				
1.運転・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ運転検査			
2.分解点検 (ポンプ)	高	52M				
3.異常点検 (タービン)	高	20M	2次系ポンプ運転検査			

比較のため前項より転記

図付2-65

機器又は系統名	実名称(機器名)	名称及び試験の項目	保全の 重要性	保全方式 又は制度	検査名	備考 (○)中記 (設備診断技術)
高圧タービン 〔蒸気タービンは閉鎖する 蒸気ポンプ及び汽水設備 並びに給水配管設備〕	日算7高圧給水配管設備	1.開閉点検	高	130M	2次系蒸気機器検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	130M		
		1.開閉点検	高	65M	2次系蒸気機器検査	
		2.非破壊試験	高	130M		
		3.漏えい試験	高	65M		
		1.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等)	電	1F	高圧タービン附属設備運転検査	
		1.運転・性能試験 (ポンプ・電機設備等)	電	1F	補助給水系統運転検査	
		A.電機補助給水ポンプ・電機設備	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(運転診断:3M)
		2.分解点検 (電機機)	高	78M		
3.異常点検 (油清油入替他)	高	20M				
4.異常点検 (油清油入替他)	高	20M				
1.分解点検 (ポンプ)	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査	(運転診断:3M)		
2.分解点検 (電機機)	高	78M				
3.異常点検 (油清油入替他)	高	20M				
4.異常点検 (油清油入替他)	高	20M				
1.運転・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ運転検査	(運転診断:3M)		
2.分解点検	高	52M	補助給水系統ポンプ分解検査			
3.異常点検 (ストレーナ清掃)	高	20M				
1.運転・性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ運転検査			
2.分解点検 (ポンプ)	高	52M				
3.異常点検 (タービン)	高	20M	2次系ポンプ分解検査			

図付2-65

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査 (2/2) 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-66</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 191 1012 1369" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 287 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1327 1706 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 蒸気タービンの附属設備 検 査 名：2次系ポンプ機能検査 要領書番号：O3-13-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 蒸気タービン 検 査 名：2次系ポンプ機能検査 要領書番号：HT3-121</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1012 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 374px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1151 288 1863 1230" style="border: 2px solid black; height: 590px; width: 318px;"></div> <div data-bbox="1429 1246 1863 1270" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 （蒸気タービンの附属設備） 検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-24</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 （蒸気タービン附属設備） 検 査 名：補助給水系ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-24</p> <p style="text-align: right;">試-原-62</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1274 1342 1722 1366" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1868 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1294 1361 1742 1385" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	実称名(機種名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査名	備考 (○印は適用する設備診断技術)
白濁予備圧縮水取器	1. 開取点検 2. 非取器点検 3. 開えい点検	1. 開取点検	高 130M	2次系高圧取器検査	
		2. 非取器点検	高 100M		
		3. 開えい点検	高 130M		
グラウンド蒸気循環水塔	1. 開取点検 2. 非取器点検 3. 開えい点検	1. 開取点検	高 40M	2次系高圧取器検査	
		2. 非取器点検	高 130M		
		3. 開えい点検	高 65M		
熱水、黄水、蒸気タービン補助水、凝縮水ポンプ及び貯水設備並びに給水配管設備	熱水、黄水、蒸気タービン補助水、凝縮水ポンプ、電機設備	1. 開取点検 (電動機)	高 1F	蒸気タービン附属設備機能検査	
		2. 非取器点検 (ポンプ、電動機、原動機、弁、予選機等を含む)	高 1F	補助給水機能検査	タービン補助給水ポンプ起動弁
		3. 開取点検 (ポンプ)	高 53M	補助給水ポンプ分解検査	(点検箇所: 30M)
		4. 開取点検 (電動機)	高 78M		
		5. 開取点検 (ポンプ)	高 28M		
		6. 開取点検 (ポンプ)	高 26M		
		7. 開取点検 (ポンプ)	高 26M		
		8. 開取点検 (電動機)	高 B	2次系ポンプ機能検査	(点検箇所: 30M)
		9. 開取点検 (ポンプ)	高 53M	補助給水ポンプ分解検査	
		10. 開取点検 (ポンプ)	高 26M		
タービン補助給水ポンプ、タービン	1. 開取点検 (電動機)	1. 開取点検	高 53M	補助給水ポンプ分解検査	
		2. 非取器点検 (電動機)	高 78M		
		3. 開取点検 (ポンプ)	高 26M		
タービン補助給水ポンプ、タービン	1. 開取点検 (電動機)	1. 開取点検	高 B	2次系ポンプ機能検査	(点検箇所: 30M)
		2. 非取器点検 (電動機)	高 53M	補助給水ポンプ分解検査	
		3. 開取点検 (ポンプ)	高 26M		
タービン補助給水ポンプ、タービン	1. 開取点検 (電動機)	1. 開取点検	高 53M	補助給水ポンプ分解検査	
		2. 非取器点検 (電動機)	高 78M		
		3. 開取点検 (ポンプ)	高 26M		

泊発電所3号炉

別紙-1 (12/30)

機器又は系統名	実称名(機種名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査名	備考 (○印は適用する設備診断技術)
タービン補助給水ポンプ、タービン	タービン補助給水ポンプ、タービン	1. 開取点検 (電動機)	高 53M	補助給水ポンプ分解検査	(点検箇所: 30M)
		2. 非取器点検 (電動機)	高 78M		
		3. 開取点検 (ポンプ)	高 26M		
		4. 開取点検 (電動機)	高 B	2次系ポンプ機能検査	(点検箇所: 30M)
		5. 開取点検 (ポンプ)	高 53M	補助給水ポンプ分解検査	
		6. 開取点検 (ポンプ)	高 26M		
		7. 開取点検 (ポンプ)	高 26M		
		8. 開取点検 (電動機)	高 B	2次系ポンプ機能検査	(点検箇所: 30M)
		9. 開取点検 (ポンプ)	高 53M	補助給水ポンプ分解検査	
		10. 開取点検 (ポンプ)	高 26M		
タービン補助給水ポンプ、タービン	タービン補助給水ポンプ、タービン	1. 開取点検 (電動機)	高 53M	補助給水ポンプ分解検査	(点検箇所: 30M)
		2. 非取器点検 (電動機)	高 78M		
		3. 開取点検 (ポンプ)	高 26M		
		4. 開取点検 (電動機)	高 B	2次系ポンプ機能検査	(点検箇所: 30M)
		5. 開取点検 (ポンプ)	高 53M	補助給水ポンプ分解検査	
		6. 開取点検 (ポンプ)	高 26M		
		7. 開取点検 (ポンプ)	高 26M		
		8. 開取点検 (電動機)	高 B	2次系ポンプ機能検査	(点検箇所: 30M)
		9. 開取点検 (ポンプ)	高 53M	補助給水ポンプ分解検査	
		10. 開取点検 (ポンプ)	高 26M		

別紙1-28

相違理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（2/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 268 958 1316" style="border: 2px solid black; height: 657px; width: 320px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="376 1321 808 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 288 1870 1316" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 323px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="208 277 981 1342" style="border: 2px solid black; height: 667px; width: 345px; margin: 10px auto;"></div>	<div data-bbox="1146 282 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 2</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 計測制御系統施設 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 検査名：1次系ポンプ機能検査(1/2) [原子炉編] 要領書番号：O3-16-319</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 計測制御系統設備 燃料設備 検査名：1次系ポンプ機能検査 要領書番号：HT3-83</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1155 272 1865 1286" style="border: 2px solid black; height: 635px; width: 317px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1420 1294 1861 1318" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：HT3-16</p> <p style="text-align: right;">試原-72</p>	<p>保全計画の相違</p> <p>・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1153 279 1865 1289" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1422 1297 1861 1318" style="font-size: small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>保全計画の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統施設 検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-15-16</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-17</p> <p style="text-align: right;">試-原-74</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 193 1008 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 371px;"></div> <div data-bbox="486 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1311" style="border: 2px solid black; height: 644px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉		泊発電所 3 号炉		相違理由	
機器又は装置名	型式(機器名)	試験及び試験の項目	保全の重要性	検査名	備考 (○)中に記載する 機器等は注1) 日・ポンプ等には運転量の分 割にあわせて実施 (運転診断:3M)
日余熱除去ポンプ、電動機	3V-RH-G50A 3V-RH-G50B 3V-RH-Q00C 3V-RH-Q50D 3V-RH-Q51A 3V-RH-Q51B	1.運転・性能試験	高	1.一次系ポンプ機能検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (電動機)	高		
		4.潤滑油体 レベル(オイルレベル)調整	高		
		5.陸揚点検 (潤滑油入量)	高		
		6.陸揚点検 (潤滑油入量)	電		
		7.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		8.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		9.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		10.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		11.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		12.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		13.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		14.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		15.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
A 系副除去冷却器	1.開閉点検	1.開閉点検	高	1.一次系冷却器検査	
		2.劣化確認試験	高	1.一次系冷却器検査	
		3.漏えい試験	高		
		1.開閉点検	高	1.一次系冷却器検査	
		2.劣化確認試験	高		
		3.漏えい試験	高		
		1.開閉点検	高	1.一次系冷却器検査	
		2.劣化確認試験	高		
		3.漏えい試験	高		
		1.開閉点検	高	1.一次系冷却器検査	
		2.劣化確認試験	高		
		3.漏えい試験	高		
		1.開閉点検	高	1.一次系冷却器検査	
		2.劣化確認試験	高		
		3.漏えい試験	高		
日余熱除去冷却器 その他の弁	1.開閉・性能試験	1.開閉・性能試験	高・電	1.一次系弁検査 1.二次系弁検査 1.三次系弁検査	
		2.分解点検	高	52M~260M 1.二次系弁検査	
		3.分解点検	電	1.30M	
		4.陸揚点検	高・電	65M~130M	
		5.陸揚点検	電		一部6Mあり
		6.陸揚点検	電		
		7.陸揚点検	電		
		8.陸揚点検	電		
		9.陸揚点検	電		
		10.陸揚点検	電		
		11.陸揚点検	電		
		12.陸揚点検	電		
		13.陸揚点検	電		
		14.陸揚点検	電		
		15.陸揚点検	電		

図原-1, 3, 7(3)

機器又は装置名	型式(機器名)	試験及び試験の項目	保全の重要性	検査名	備考 (○)中に記載する 機器等は注1) 日・ポンプ等には運転量の分 割にあわせて実施 (運転診断:3M)
日余熱除去ポンプ、電動機	3V-RH-G50A 3V-RH-G50B 3V-RH-Q00C 3V-RH-Q50D 3V-RH-Q51A 3V-RH-Q51B	1.運転・性能試験	高	1.一次系ポンプ機能検査	
		2.分解点検 (ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	
		3.分解点検 (電動機)	高		
		4.潤滑油体 レベル(オイルレベル)調整	高		
		5.陸揚点検 (潤滑油入量)	高		
		6.陸揚点検 (潤滑油入量)	電		
		7.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		8.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		9.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		10.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		11.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		12.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		13.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		14.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
		15.分解点検	高	1.30M 非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
A 系副除去冷却器	1.開閉点検	1.開閉点検	高	1.一次系冷却器検査	
		2.劣化確認試験	高	1.一次系冷却器検査	
		3.漏えい試験	高		
		1.開閉点検	高	1.一次系冷却器検査	
		2.劣化確認試験	高		
		3.漏えい試験	高		
		1.開閉点検	高	1.一次系冷却器検査	
		2.劣化確認試験	高		
		3.漏えい試験	高		
		1.開閉点検	高	1.一次系冷却器検査	
		2.劣化確認試験	高		
		3.漏えい試験	高		
		1.開閉点検	高	1.一次系冷却器検査	
		2.劣化確認試験	高		
		3.漏えい試験	高		
日余熱除去冷却器 その他の弁	1.開閉・性能試験	1.開閉・性能試験	高・電	1.一次系弁検査 1.二次系弁検査 1.三次系弁検査	
		2.分解点検	高	52M~260M 1.二次系弁検査	
		3.分解点検	電	1.30M	
		4.陸揚点検	高・電	65M~130M	
		5.陸揚点検	電		一部6Mあり
		6.陸揚点検	電		
		7.陸揚点検	電		
		8.陸揚点検	電		
		9.陸揚点検	電		
		10.陸揚点検	電		
		11.陸揚点検	電		
		12.陸揚点検	電		
		13.陸揚点検	電		
		14.陸揚点検	電		
		15.陸揚点検	電		

別紙1-11

図原-76

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とする SA 設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所</p> <p style="text-align: center;">第3号機 第11回</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 燃料設備 原子炉格納施設</p> <p>検 査 名：1次系熱交換器検査</p> <p>要領書番号：O3-11-91</p>		<p>保全計画の相違</p> <p>・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1149 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 323px;"></div> <div data-bbox="1261 1321 1709 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は装置名	型式(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (0)中に用いる設備製造技術)		
蓄圧入系主要弁駆動部	蓄圧入系主要弁駆動部	1.分弁点検	高	182M				
		2.検漏点検(特性点検)	高	13M~182M				
		1.開閉点検	高	130M				
		1.開閉点検	高	130M				
		1.開閉点検	高	130M				
		1.開閉点検	高	130M				
		1.開閉点検	高	130M				
		1.開閉点検	高	130M				
		1.開閉点検	高	130M				
		1.開閉点検	高	130M				
		1.開閉点検	高	130M				
		1.開閉点検	高	130M				
		1.開閉点検	高	130M				
		1.開閉点検	高	130M				
原子炉冷却系系統範囲(蓄圧用炉心冷却)式 その他の弁	原子炉冷却系系統範囲(蓄圧用炉心冷却)式 その他の弁	1.開閉点検	高	10Y	原子炉格納容器再循環サブシステム-検査			
		1.開閉点検	高	B	1次系弁駆査			
		2.分弁点検	高	65M~200M	1次系弁駆査			
		3.分弁点検	低	76M~155M	1次系停止弁検査			
		4.検漏点検	高・低	76M~130M		一部BMあり		
		1.開閉点検	高	B	1次系弁駆査			
		2.分弁点検	高・低	65M~182M				
		1.開閉点検	高	13M~182M				
		1.分弁点検	高	13M~91M				
		2.分弁点検	低	13M~130M				
		原子炉冷却系系統範囲(蓄圧用炉心冷却)式 その他の機器	原子炉冷却系系統範囲(蓄圧用炉心冷却)式 その他の機器	1.開閉点検	高	10Y	原子炉格納容器再循環サブシステム-検査	
				1.開閉点検	高	B	1次系弁駆査	
				2.分弁点検	高	65M~200M	1次系弁駆査	
				3.分弁点検	低	76M~155M	1次系停止弁検査	
4.検漏点検	高・低			76M~130M		一部BMあり		
1.開閉点検	高			B	1次系弁駆査			
2.分弁点検	高・低			65M~182M				
1.開閉点検	高			13M~182M				
1.分弁点検	高			13M~91M				
2.分弁点検	低			13M~130M				

泊発電所3号炉

別紙-1 (1)(2)

機器又は装置名	型式(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	検査名	備考 (0)中に用いる設備製造技術)
蓄圧入系主要弁駆動部	蓄圧入系主要弁駆動部	1.分弁点検	高	182M		
		2.検漏点検(特性点検)	高	13M~182M		
		1.開閉点検	高	130M		
		1.開閉点検	高	130M		
		1.開閉点検	高	130M		
		1.開閉点検	高	130M		
		1.開閉点検	高	130M		
		1.開閉点検	高	130M		
		1.開閉点検	高	130M		
		1.開閉点検	高	130M		
		1.開閉点検	高	130M		
		1.開閉点検	高	130M		
		1.開閉点検	高	130M		
		1.開閉点検	高	130M		
原子炉冷却系系統範囲(蓄圧用炉心冷却)式 その他の弁	原子炉冷却系系統範囲(蓄圧用炉心冷却)式 その他の弁	1.開閉点検	高	10Y	原子炉格納容器再循環サブシステム-検査	
		1.開閉点検	高	B	1次系弁駆査	
		2.分弁点検	高	65M~200M	1次系弁駆査	
		3.分弁点検	低	76M~155M	1次系停止弁検査	
		4.検漏点検	高・低	76M~130M		一部BMあり
		1.開閉点検	高	B	1次系弁駆査	
		2.分弁点検	高・低	65M~182M		
		1.開閉点検	高	13M~182M		
		1.分弁点検	高	13M~91M		
		2.分弁点検	低	13M~130M		

別紙1-13

試原-80

相違理由

保安計画の相違

- 対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
- 設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
- 定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 193 1010 1370" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="486 1370 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1870 1313" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1704 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1870 1315" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1420 1321 1863 1343" style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計である記述の確認資料として建屋配置図に図示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	実施機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査名	備考 (0)中核設備 (1)重要設備 (2)一般設備
原子炉冷却系機器類(系統除去設備)一式 その他の弁駆動部	原子炉冷却系機器類(系統除去設備)一式 その他の弁駆動部	1.駆動・性能試験	高・低	1.次系弁検査	有効性評価No.3の反映
		2.分解点検	高・低		
原子炉冷却系機器類(系統除去設備)一式 その他機器	原子炉冷却系機器類(系統除去設備)一式 その他機器	3.調整点検(特注点検)	高		
		1.分解点検	高		
その他AM(代用装置)機器	その他AM(代用装置)機器	2.分解点検	低		
		4.調整点検	高		
原子炉冷却系機器類(系統除去設備)一式 (系統除去設備(主任主人検査)を含む))	原子炉冷却系機器類(系統除去設備)一式 (系統除去設備(主任主人検査)を含む))	1.駆動・性能試験(ポンプ、電機機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F 非常用炉心冷却系ポンプ駆動検査	プロシージャ中の 「検査計画」 A. 日高庄主入ポンプ A. 日高庄主入ポンプ (運転診断:3M)
		2.調整点検	高		
		3.調整点検(ポンプ)	高		
		4.調整点検(潤滑油入射)	高		
		1.分解点検(ポンプ)	高		
		2.分解点検(電機機)	高		
		3.調整点検(ポンプ)	高		
		4.調整点検(潤滑油入射)	高		
		1.分解点検(ポンプ)	高		
		2.分解点検(電機機)	高		
日高庄主入ポンプ・電機機	日高庄主入ポンプ・電機機	1.調整点検(ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分替検査	運転中の 「検査計画」 A. 日高庄主入ポンプ A. 日高庄主入ポンプ (運転診断:3M)
		2.調整点検(電機機)	高		

泊発電所3号炉

別紙1-13(04/04)

機器又は系統名	実施機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度又は頻度	検査名	備考 (1)中核設備 (2)重要設備 (3)一般設備
原子炉冷却系機器類(系統除去設備)一式 その他の弁駆動部	原子炉冷却系機器類(系統除去設備)一式 その他の弁駆動部	1.駆動・性能試験	高・低	1.次系弁検査	有効性評価No.3の反映
		2.分解点検	高・低		
原子炉冷却系機器類(系統除去設備)一式 その他機器	原子炉冷却系機器類(系統除去設備)一式 その他機器	3.調整点検(特注点検)	高		
		1.分解点検	高		
その他AM(代用装置)機器	その他AM(代用装置)機器	2.分解点検	低		
		4.調整点検	高		
原子炉冷却系機器類(系統除去設備)一式 (系統除去設備(主任主人検査)を含む))	原子炉冷却系機器類(系統除去設備)一式 (系統除去設備(主任主人検査)を含む))	1.駆動・性能試験(ポンプ、電機機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F 非常用炉心冷却系ポンプ駆動検査	プロシージャ中の 「検査計画」 A. 日高庄主入ポンプ A. 日高庄主入ポンプ (運転診断:3M)
		2.調整点検	高		
		3.調整点検(ポンプ)	高		
		4.調整点検(潤滑油入射)	高		
		1.分解点検(ポンプ)	高		
		2.分解点検(電機機)	高		
		3.調整点検(ポンプ)	高		
		4.調整点検(潤滑油入射)	高		
		1.分解点検(ポンプ)	高		
		2.分解点検(電機機)	高		
日高庄主入ポンプ・電機機	日高庄主入ポンプ・電機機	1.調整点検(ポンプ)	高	非常用炉心冷却系ポンプ分替検査	運転中の 「検査計画」 A. 日高庄主入ポンプ A. 日高庄主入ポンプ (運転診断:3M)
		2.調整点検(電機機)	高		

別紙1-13

試原-63

相違理由

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：O3-16-123</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：HT3-16</p> <p style="text-align: right;">試-原-84</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1149 284 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 323px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1334 1704 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 0</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第15保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備、原子炉格納施設 検 査 名：運転中の主要機器機能検査 要領書番号：O3-15-114</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第1保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 原子炉格納施設 検 査 名：運転中の主要機器機能検査（状態監視含む） 要領書番号：HT3-運-1</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1137 280 1877 1241" style="border: 2px solid black; height: 602px; width: 330px;"></div> <div data-bbox="1352 1267 1805 1299" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の定期事業者検査要領書では、試験対象設備について設備概要を作成していないが、設備概要は、当該定期事業者検査要領書において対象SA設備が含まれることを示す書類である。 ・泊では、対象SA設備に関する記載のある定期事業者検査要領書の構成書類を示しており、いずれの関連書類においても、対象SA設備が定期事業者検査対象として検査実績があることを示しており、試験検査対象を示していることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第13回 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：高圧注入系ポンプ分解検査 要領書番号：O3-13-17</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 要領書番号：HT3-17</p> <p style="text-align: right;">試-原-86</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 288 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1329 1709 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

別紙-1 別表(3)

設備又は設備名	設備名(別表(1))	設備の位置	設備の仕様	設備の仕様	備考
冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	
	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	

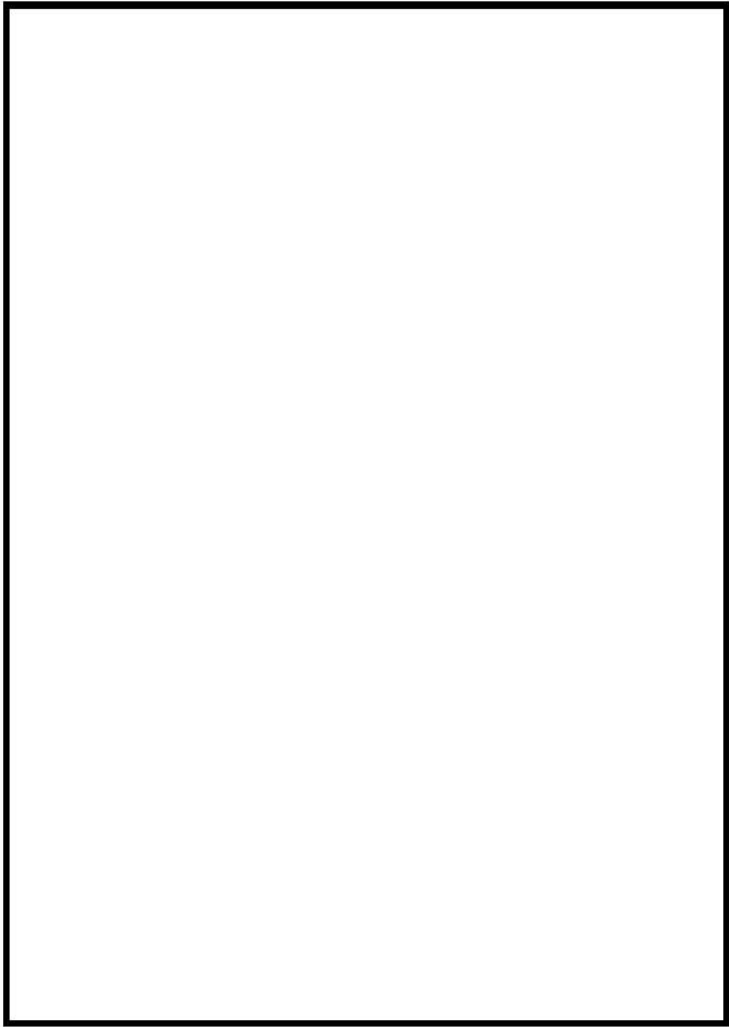
別紙1-13

試原-88

設備の相違(本文比較表より
 別紙)
 ・ほう酸注入タンク(低圧)の
 設置有無により比較対象
 なし
 ・比較対象のプラント(高
 圧3/4号炉、川内1/2号炉
 等)では、主蒸気管断(過
 冷却等)に対する対応と
 して、高圧のほう酸水を
 保有するほう酸注入タン
 クをポンプ吐出側に設置
 している。大飯3/4号炉以
 降(伊方3号炉、志摩3/4
 号炉)、燃料取替用水タン
 クのほう酸水で充分な水
 障界性は確保可能である
 ことから、BIT を未設置と
 しているが、泊3号炉で
 は、将来の炉心移行に柔軟
 性をもたせるため、高圧
 3/4号炉、川内1/2号炉等
 と同様にBIT を設置して
 いる。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  </div>	<p>設備の相違(本文記載表より転記)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸注入タンク(BIT)の設置有無により比較対象なし ・比較対象側のプラント(高浜3/4号炉、川内1/2号炉等)では、主蒸気管線断(過冷却時等)に対する対応として、高濃度のほう酸水を保有するほう酸注入タンクをポンプ吐出側に設置している。大飯3/4号炉以降(伊方3号炉、志摩3/4号炉)、燃料取替用水タンクのほう酸水で充分な非臨界性は確保可能であることから、BITを非設置としているが、泊3号炉では、将来の炉心運用柔軟性をもたせるため、高浜3/4号炉、川内1/2号炉等と同様にBITを設置している。

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実機数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	検査名	備考 (○印は適用する設備を指す)
原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-077A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-077B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-077C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-077D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-079A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-079B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-079C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-079D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	蓄圧タンク	1.機能・信頼試験 (注、弁長期別検査等)	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-134A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-134B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-134C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-134D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-138A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-138B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-139C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-139D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	実機数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	検査名	備考 (○印は適用する設備を指す)
原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-077A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-077B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-077C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-077D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-079A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-079B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-079C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-079D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	蓄圧タンク	1.機能・信頼試験 (注、弁長期別検査等)	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-134A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-134B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-134C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-134D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-138A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-138B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-139C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-139D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	

別紙1-15(1)

機器又は系統名	実機数(機組名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	検査名	備考 (○印は適用する設備を指す)
原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-082D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-077A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-077B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-077C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-077D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-079A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-079B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-079C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-079D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	蓄圧タンク	1.機能・信頼試験 (注、弁長期別検査等)	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-132D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-134A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-134B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-134C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-134D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-138A	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-138B	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-139C	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	
	3V-SI-139D	1.分断点検	高	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	

別紙1-15

試原90

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることに相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	実地敷(機名)	点検及び試験の項目	保安方式 重要度 又は制度	検査名	備考 (①内は適用する 設備番号及び仕様)
機器又は系統名	普通圧入系主要弁駆動型	1.分断点検	高 130M	保安方式 高 130M	
	A蓄圧タンク	2.閉鎖点検 3.開鎖点検 1.閉鎖点検	高 130M~192M	保安方式 高 130M~192M	
	B蓄圧タンク	1.閉鎖点検	高 130M	保安方式 高 130M	
	C蓄圧タンク	1.閉鎖点検	高 130M	保安方式 高 130M	
	D蓄圧タンク	1.閉鎖点検	高 130M	保安方式 高 130M	
	燃料管用水レット	1.外観点検	高 1F	保安方式 高 1F	
	A、B燃料管管高信頼アッププログラム	1.外観点検	高 1F	保安方式 高 1F	
	A、B燃料管管高信頼アッププログラム	1.外観点検	高 1F	保安方式 高 1F	
	原子炉冷却系系統地区[非常用炉心冷却]1式 [クランプハンギンク型]	2.外観点検	高 10Y	保安方式 高 10Y	
	原子炉冷却系系統地区[非常用炉心冷却]1式 [クランプハンギンク型]	1.機架・吊組試験 2.分断点検 3.閉鎖点検 4.開鎖点検	高・低 B 高 85M~290M 低 78M~192M	保安方式 高・低 B 高 85M~290M 低 78M~192M	
原子炉冷却系系統地区[非常用炉心冷却]1式 [クランプハンギンク型]	1.機架・吊組試験	高・低 B	保安方式 高・低 B		
原子炉冷却系系統地区[非常用炉心冷却]1式 [クランプハンギンク型]	2.分断点検	高・低 B	保安方式 高・低 B		
原子炉冷却系系統地区[非常用炉心冷却]1式 [クランプハンギンク型]	3.閉鎖点検	高・低 B	保安方式 高・低 B		
原子炉冷却系系統地区[非常用炉心冷却]1式 [クランプハンギンク型]	1.分断点検	高 130M~192M	保安方式 高 130M~192M		
原子炉冷却系系統地区[非常用炉心冷却]1式 [クランプハンギンク型]	2.分断点検	高 130M~192M	保安方式 高 130M~192M		

泊発電所3号炉

別紙1-15

試原-90

比較のため前項より転記

機器又は系統名	実地敷(機名)	点検及び試験の項目	保安方式 重要度 又は制度	検査名	備考 (①内は適用する 設備番号及び仕様)
機器又は系統名	普通圧入系主要弁駆動型	1.分断点検	高 130M	保安方式 高 130M	
	A蓄圧タンク	2.閉鎖点検 3.開鎖点検 1.閉鎖点検	高 130M~192M	保安方式 高 130M~192M	
	B蓄圧タンク	1.閉鎖点検	高 130M	保安方式 高 130M	
	C蓄圧タンク	1.閉鎖点検	高 130M	保安方式 高 130M	
	D蓄圧タンク	1.閉鎖点検	高 130M	保安方式 高 130M	
	燃料管用水レット	1.外観点検	高 1F	保安方式 高 1F	
	A、B燃料管管高信頼アッププログラム	1.外観点検	高 1F	保安方式 高 1F	
	A、B燃料管管高信頼アッププログラム	1.外観点検	高 1F	保安方式 高 1F	
	原子炉冷却系系統地区[非常用炉心冷却]1式 [クランプハンギンク型]	2.外観点検	高 10Y	保安方式 高 10Y	
	原子炉冷却系系統地区[非常用炉心冷却]1式 [クランプハンギンク型]	1.機架・吊組試験 2.分断点検 3.閉鎖点検 4.開鎖点検	高・低 B 高 85M~290M 低 78M~192M	保安方式 高・低 B 高 85M~290M 低 78M~192M	
原子炉冷却系系統地区[非常用炉心冷却]1式 [クランプハンギンク型]	1.機架・吊組試験	高・低 B	保安方式 高・低 B		
原子炉冷却系系統地区[非常用炉心冷却]1式 [クランプハンギンク型]	2.分断点検	高・低 B	保安方式 高・低 B		
原子炉冷却系系統地区[非常用炉心冷却]1式 [クランプハンギンク型]	3.閉鎖点検	高・低 B	保安方式 高・低 B		
原子炉冷却系系統地区[非常用炉心冷却]1式 [クランプハンギンク型]	1.分断点検	高 130M~192M	保安方式 高 130M~192M		
原子炉冷却系系統地区[非常用炉心冷却]1式 [クランプハンギンク型]	2.分断点検	高 130M~192M	保安方式 高 130M~192M		

非常用炉心冷却系主要弁駆動型
 蓄は、これまで検査の実績がない
 ため、定期検査検査準備は添
 付していない。

相違理由

保安計画の相違
 ・駆動部を有する弁
 の表記の相違
 ・駆動部と弁本体に
 ついて一括表記又
 は別々表記の違い
 であり、試験検査が
 行えることの確認
 記録であることに
 相違はない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：非常用炉心冷却系機能検査 要領書番号：HT3-16</p> <p style="text-align: right;">試-原-91</p>	<p>保全計画の相違 ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1144 284 1870 1310" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1256 1326 1704 1348" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>保全計画の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：非常用炉心冷却系主要弁分解検査 要領書番号：O3-16-125</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="241 260 958 1318" style="border: 2px solid black; height: 663px; width: 320px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="398 1321 824 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 284 1868 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 322px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1706 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	実地名(機地名)	点検及び試験の項目	保全の要度等又は制度	検査名	備考 (①内は適用する設備の記号)	
機器又は系統名 【主要機器等】	蓄圧注入系主系昇降動機	1.分拆点検 2.調整点検 3.異常点検 4.異常点検	高 高 高 高	132M 13M~192M 130M 130M		
	A蓄圧タンク	1.異常点検	高	130M		
	B蓄圧タンク	1.異常点検	高	130M		
	C蓄圧タンク	1.異常点検	高	130M		
	D蓄圧タンク	1.異常点検	高	130M		
	燃料貯留用バレット	1.外観点検	高	1F		
	A、B燃料貯留用高圧降圧装置	1.外観点検	高	1F		
	A、B燃料貯留用高圧降圧装置クローリン	1.外観点検	高	1F		
	原子炉冷却系系統施設【非常用炉心冷却】1式 【設備】 その他の弁	1.運転・目視点検 2.分拆点検 3.分拆点検 4.異常点検	高・低 高・低 高 高	10Y B 85M~290M 78M~192M	原子炉冷却系降圧降圧装置サブシステム検査 1次系弁検査 1次系弁検査 1次系弁検査 1次系弁検査	
	原子炉冷却系系統施設【非常用炉心冷却】1式 【設備】 その他の弁	1.運転・目視点検	高・低	72M~132M	1次系弁検査	
原子炉冷却系系統施設【非常用炉心冷却】1式 【設備】 その他の機器	1.分拆点検 2.分拆点検	高・低 高	B 13M~192M 13M~91M 13M~130M			

泊発電所3号炉

別紙1-13(1/2)

機器又は系統名	実地名(機地名)	点検及び試験の項目	保全の要度等又は制度	検査名	備考 (①内は適用する設備の記号)	
機器又は系統名 【主要機器等】	蓄圧注入系主系昇降動機	1.分拆点検 2.調整点検 3.異常点検 4.異常点検	高 高 高 高	132M 13M~192M 130M 130M		
	A蓄圧タンク	1.異常点検	高	130M		
	B蓄圧タンク	1.異常点検	高	130M		
	C蓄圧タンク	1.異常点検	高	130M		
	D蓄圧タンク	1.異常点検	高	130M		
	燃料貯留用バレット	1.外観点検	高	1F		
	A、B燃料貯留用高圧降圧装置	1.外観点検	高	1F		
	A、B燃料貯留用高圧降圧装置クローリン	1.外観点検	高	1F		
	原子炉冷却系系統施設【非常用炉心冷却】1式 【設備】 その他の弁	1.運転・目視点検 2.分拆点検 3.分拆点検 4.異常点検	高・低 高・低 高 高	10Y B 85M~290M 78M~192M	原子炉冷却系降圧降圧装置サブシステム検査 1次系弁検査 1次系弁検査 1次系弁検査 1次系弁検査	
	原子炉冷却系系統施設【非常用炉心冷却】1式 【設備】 その他の機器	1.分拆点検 2.分拆点検	高・低 高	B 13M~192M 13M~91M 13M~130M		

別紙1-13

試原-94

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="271 331 913 1235" style="border: 2px solid black; width: 287px; height: 566px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="387 1246 815 1273" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1149 288 1872 1310" style="border: 2px solid black; width: 323px; height: 640px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="181 233 1003 1331" style="border: 2px dashed black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <div data-bbox="271 331 913 1235" style="border: 2px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="387 1246 815 1270" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: 80%; text-align: center;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> </div> <div data-bbox="353 1347 846 1426" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;">比較のため前項より転記</div>	<div data-bbox="1146 284 1872 1295" style="border: 2px solid black; width: 80%; height: 80%; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1424 1302 1861 1326" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: 80%; text-align: center;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の凝王タンクはマンホール取付箇所が相違しているため各タンクの構造図が存在する。いずれも開放点検が可能な構造であることを示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="179 231 1008 1332" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <div data-bbox="268 327 918 1236" style="border: 2px solid black; width: 290px; height: 570px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="392 1244 817 1268" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: 190px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div> <div data-bbox="353 1348 846 1428" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 220px; text-align: center;">比較のため前項より転記</div> </div>	<div data-bbox="1153 279 1870 1292" style="border: 2px solid black; width: 320px; height: 635px; margin: 0 auto;"></div> <div data-bbox="1422 1300 1870 1324" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px auto; width: 200px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊の凝王タンクはマンホール取付箇所が相違しているため各タンクの構造が異なる。 いずれも開放点検が可能な構造であることを示している。

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	突触機(機器名)	点検及び試験の項目	保全方式又は制度	検査名
	蓄圧入系主要弁駆動部	4.分断点検	182M	
		2.閉鎖点検(特性点検)	13M~182M	
	A.蓄圧タンク	1.開鎖点検	130M	
	B.蓄圧タンク	1.開鎖点検	130M	
	C.蓄圧タンク	1.開鎖点検	130M	
	D.蓄圧タンク	1.開鎖点検	130M	
	燃料取扱用水ピット	1.外観点検	1F	
	A. B格納容器再循環システム	1.外観点検	1F	
	A. B格納容器再循環システムクリーン	1.外観点検	1F	
	原子炉冷却系系統範囲(通常用炉心冷却)方式 その他の弁	2.外観点検 1.開鎖・性能試験	高・低 10Y 1次系弁駆査 クリーン検査	原子炉格納容器再循環システム クリーン検査 1次系弁駆査 1次系弁駆査 1次系停止弁検査 一部BMあり
	原子炉冷却系系統範囲(通常用炉心冷却)方式 設備] 設備] その他の弁駆動部	4.閉鎖点検 1.開鎖・性能試験 (グラントパッキン取替)	高・低 65M~200M	
	原子炉冷却系系統範囲(通常用炉心冷却)方式 設備] 設備] その他の機器	2.分断点検 3.分断点検 4.閉鎖点検 1.開鎖・性能試験	高・低 78M~150M 高・低 78M~130M	
		2.分断点検	高・低 65M~182M	
		6.閉鎖点検 特性点検	高・低 13M~182M	
		1.分断点検	高 13M~91M	
		2.分断点検	低 13M~130M	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
機器又は系統名	蓄圧入系主要弁駆動部	点検及び試験の項目	保全方式又は制度	検査名
		4.分断点検	182M	
		2.閉鎖点検(特性点検)	13M~182M	
	A.蓄圧タンク	1.開鎖点検	130M	
	B.蓄圧タンク	1.開鎖点検	130M	
	C.蓄圧タンク	1.開鎖点検	130M	
	D.蓄圧タンク	1.開鎖点検	130M	
	燃料取扱用水ピット	1.外観点検	1F	
	A. B格納容器再循環システム	1.外観点検	1F	
	A. B格納容器再循環システムクリーン	1.外観点検	1F	
	原子炉冷却系系統範囲(通常用炉心冷却)方式 その他の弁	2.外観点検 1.開鎖・性能試験	高・低 10Y 1次系弁駆査 クリーン検査	原子炉格納容器再循環システム クリーン検査 1次系弁駆査 1次系弁駆査 1次系停止弁検査 一部BMあり
	原子炉冷却系系統範囲(通常用炉心冷却)方式 設備] 設備] その他の弁駆動部	4.閉鎖点検 1.開鎖・性能試験 (グラントパッキン取替)	高・低 65M~200M	
	原子炉冷却系系統範囲(通常用炉心冷却)方式 設備] 設備] その他の機器	2.分断点検 3.分断点検 4.閉鎖点検 1.開鎖・性能試験	高・低 78M~150M 高・低 78M~130M	
		2.分断点検	高・低 65M~182M	
		6.閉鎖点検 特性点検	高・低 13M~182M	
		1.分断点検	高 13M~91M	
		2.分断点検	低 13M~130M	

別紙-110(前)

別紙-110(後)

機器又は系統名	蓄圧入系主要弁駆動部	点検及び試験の項目	保全方式又は制度	検査名
1F-182M 蓄圧入系主要弁駆動部	4.分断点検	182M		
1F-130M 蓄圧入系主要弁駆動部	2.閉鎖点検(特性点検)	13M~182M		
1F-130M 蓄圧入系主要弁駆動部	1.開鎖点検	130M		
1F-130M 蓄圧入系主要弁駆動部	1.開鎖点検	130M		
1F-130M 蓄圧入系主要弁駆動部	1.開鎖点検	130M		
燃料取扱用水ピット	1.外観点検	1F		
A. B格納容器再循環システム	1.外観点検	1F		
A. B格納容器再循環システムクリーン	1.外観点検	1F		
原子炉冷却系系統範囲(通常用炉心冷却)方式 その他の弁	2.外観点検 1.開鎖・性能試験	高・低 10Y 1次系弁駆査 クリーン検査	原子炉格納容器再循環システム クリーン検査 1次系弁駆査 1次系弁駆査 1次系停止弁検査 一部BMあり	
原子炉冷却系系統範囲(通常用炉心冷却)方式 設備] 設備] その他の弁駆動部	4.閉鎖点検 1.開鎖・性能試験 (グラントパッキン取替)	高・低 65M~200M		
原子炉冷却系系統範囲(通常用炉心冷却)方式 設備] 設備] その他の機器	2.分断点検 3.分断点検 4.閉鎖点検 1.開鎖・性能試験	高・低 78M~150M 高・低 78M~130M		
	2.分断点検	高・低 65M~182M		
	6.閉鎖点検 特性点検	高・低 13M~182M		
	1.分断点検	高 13M~91M		
	2.分断点検	低 13M~130M		

別紙-113

別紙-110

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることを相違はない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違はない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 194 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1153 274 1865 1252" style="border: 2px solid black; height: 613px; width: 318px;"></div> <div data-bbox="1361 1268 1803 1292" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設 備 名：原子炉冷却系統設備 検 査 名：1次系容器検査 要領書番号：HT3-89</p> <p style="text-align: right;">試原-111</p>	<p>保全計画の相違 ・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1151 280 1865 1289" style="border: 2px solid black; height: 632px; width: 319px;"></div> <div data-bbox="1420 1297 1861 1321" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	<p>保全計画の相違</p> <p>・泊では、試験検査が可能な設計であることを示す関連する定期事業者検査について示している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1128 256 1906 1369" style="border: 2px dashed black; padding: 10px; height: 697px; width: 347px;"></div> <div data-bbox="1420 1294 1861 1323" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div data-bbox="1294 1369 1787 1447" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">比較のため他項より転記</div>	<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全計画として、泊は格納容器再循環サンプと格納容器再循環サンプスクリーンについて一括にて計画しており、定期事業者検査実績を示している。 ・大飯は再循環サンプスクリーンの定期事業者検査実績がないため、設計図書にて試験検査が可能であることを示している。 ・試験検査が行えることに関連資料であることに相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1369" style="border: 2px solid black; height: 737px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1128 261 1906 1369" style="border: 2px dashed black; padding: 10px; height: 694px; width: 347px;"></div> <div data-bbox="1420 1294 1861 1318" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div> <div data-bbox="1279 1369 1771 1447" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;">比較のため他項より転記</div>	<p>関連資料の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全計画として、泊は格納容器再循環サンプと格納容器再循環サンプスクリーンについて一括にて計画しており、定期事業者検査実績を示している。 ・大飯は再循環サンプスクリーンの定期事業者検査実績がないため、説明書にて試験検査が可能であることを示している。 ・試験検査が行えることに関連資料であることに相違はない。

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

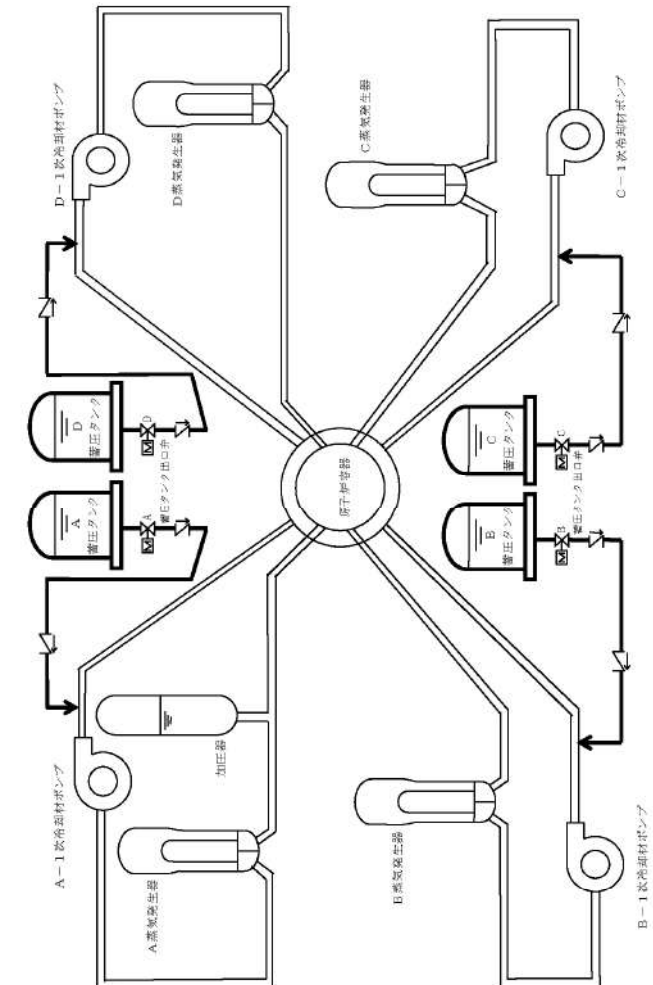
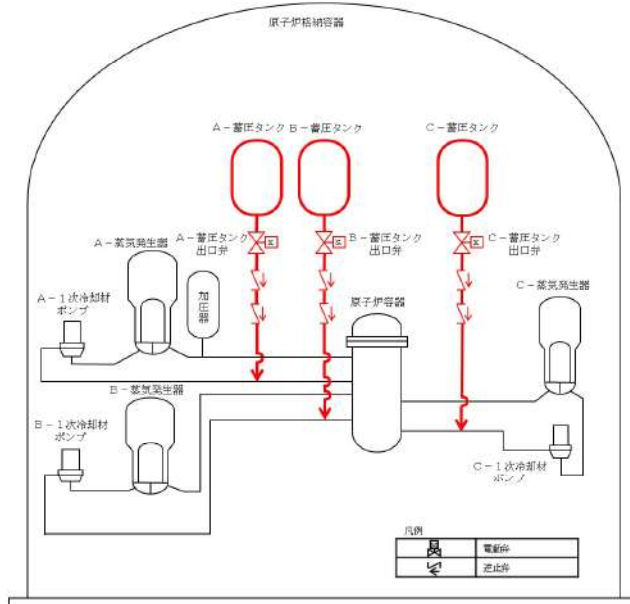
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">45-5 系統図</p>	<p style="text-align: center;">45-4 系統図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p style="text-align: center;">原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 概略系統図(3)</p>	 <p style="text-align: center;">図 45-4-2 1次冷却系のフィードアンドブリード（蓄圧注入系による注水）</p>	

45-5-3

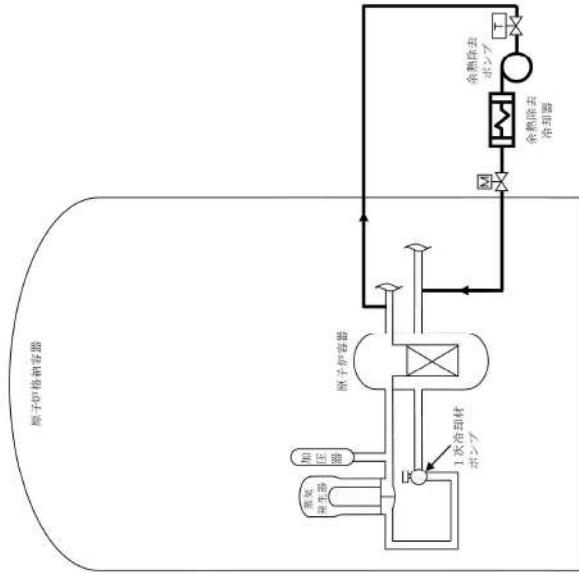
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由



原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 概略系図(4)

45-5-4

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	A-余熱除去冷却器補機冷却水出口弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
②	A-余熱除去ポンプ	起動→停止 →起動	中央制御室	操作器操作	交流電源
③	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	切→入	原子炉補助建屋 T.P.10.3m	スイッチ操作	交流電源
④	A-余熱除去ポンプR W S P / 再循環サンプ 側入口弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑤	余熱除去Aライン入口止め弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑥	A-余熱除去ポンプ入口C/V内側隔離弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑦	余熱除去Aライン流量制御弁	全開確認 →調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑧	A-余熱除去ポンプミニフロー弁	全開→全開 →全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑨	A-余熱除去冷却器出口流量調節弁	全開→調整開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑩	A-蓄圧タンク出口弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑪	B-蓄圧タンク出口弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑫	C-蓄圧タンク出口弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	交流電源
⑬	A-加圧器逃がし弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気
⑭	B-加圧器逃がし弁	全開→全開	中央制御室	操作器操作	直流電源 制御用空気

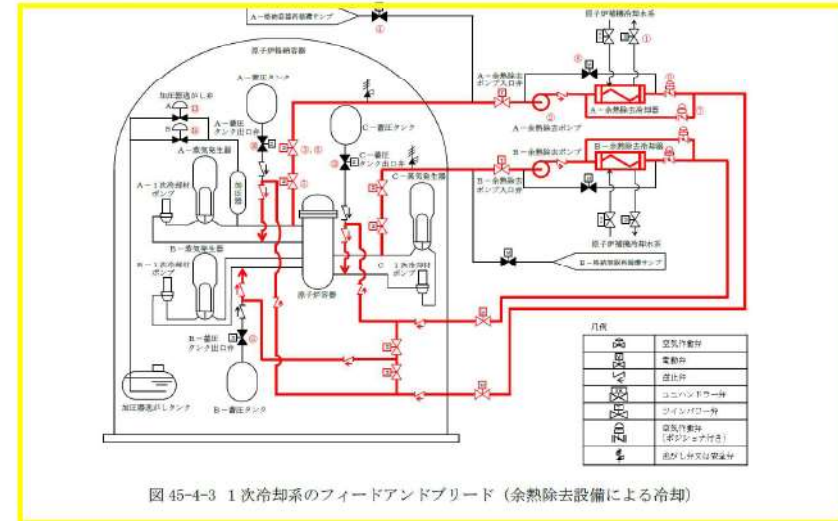
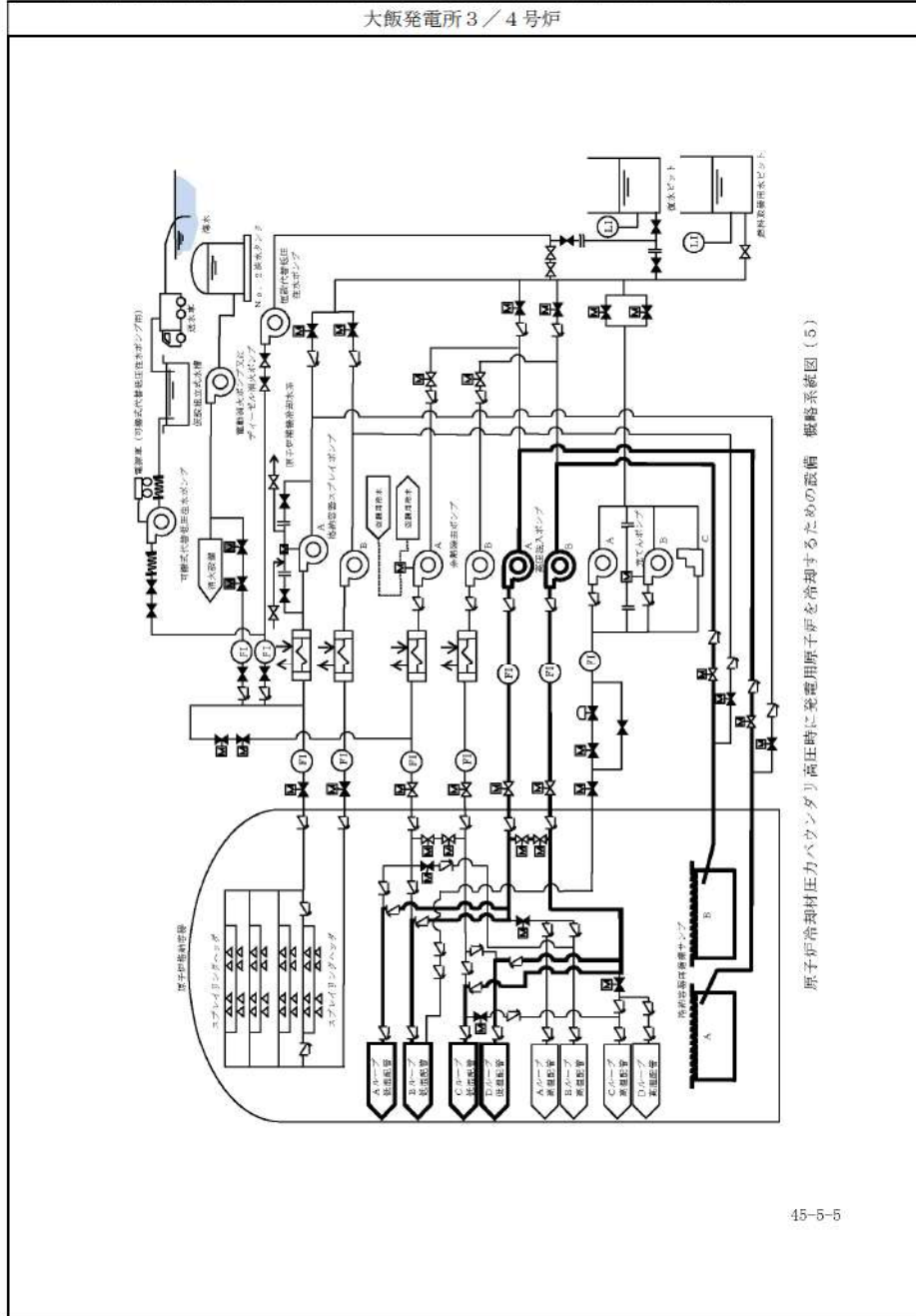


図 45-4-3 1次冷却系のフィードアンドブリード（余熱除去設備による冷却）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

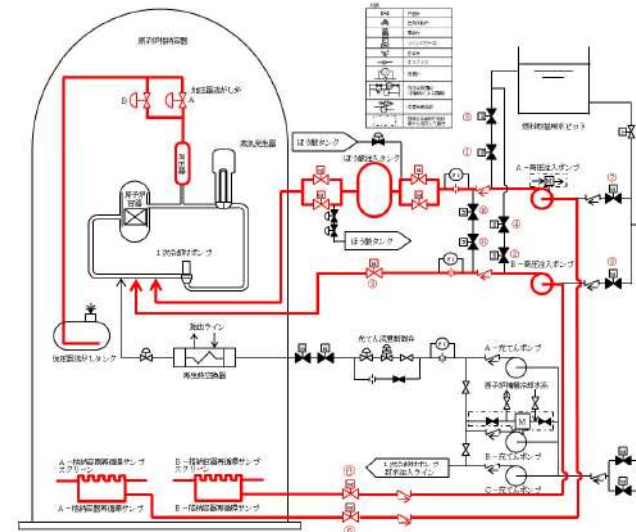
第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備



45-5-5

泊発電所3号炉

No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
①	A-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	運動	交流電流
②	B-高圧注入ポンプ第1ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	運動	交流電流
③	A-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	運動	交流電流
④	B-高圧注入ポンプ第2ミニフロー弁	全開→全閉	中央制御室	運動	交流電流
⑤	A-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	全開→全閉	中央制御室	運動	交流電流
⑥	B-安全注入ポンプ再循環サンプ側入口C/V外側隔離弁	全開→全閉	中央制御室	運動	交流電流
⑦	A-高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側入口弁	全開→全閉	中央制御室	運動	交流電流
⑧	B-高圧注入ポンプ燃料取替用水ビット側入口弁	全開→全閉	中央制御室	運動	交流電流
⑨	補助高圧注入ラインC/V外側隔離弁	全開→全閉	中央制御室	運動	交流電流
⑩	A-高圧注入ポンプ出口C/V外側連絡弁	全開→全閉	中央制御室	運動	交流電流
⑪	B-高圧注入ポンプ出口C/V外側連絡弁	全開→全閉	中央制御室	運動	交流電流



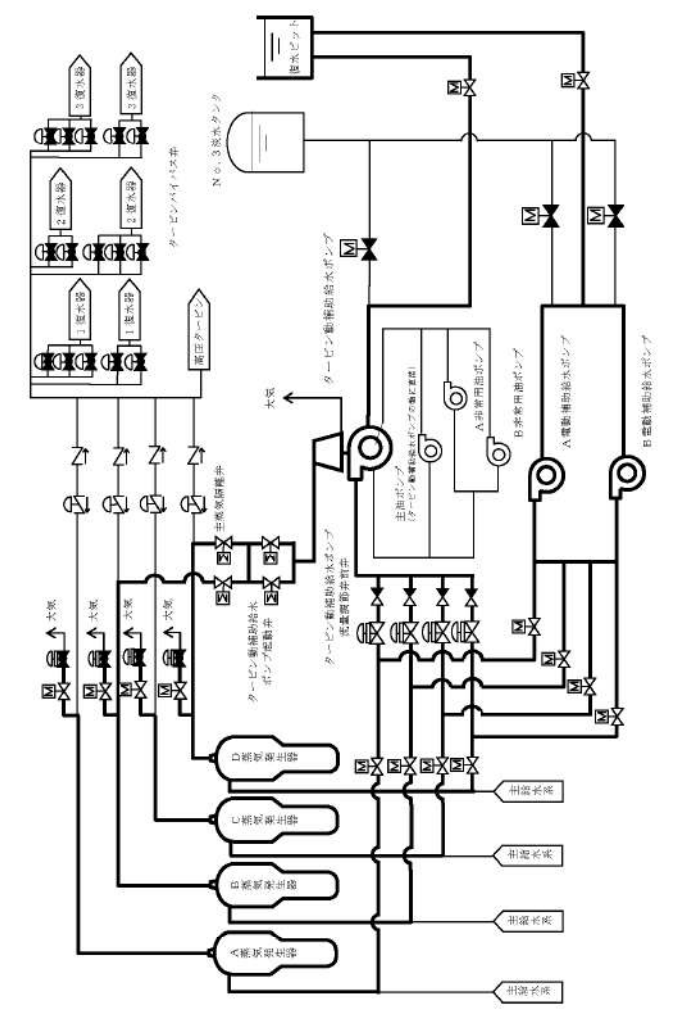
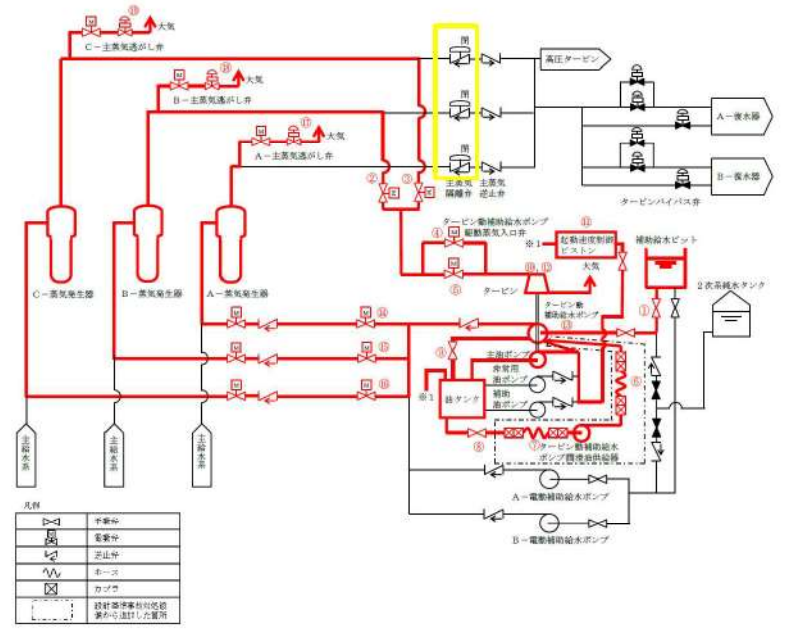
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉					相違理由
		No	機器名称	状態の変化	操作場所	操作方法	備考
		①	補助給水ピットタービン動補助給水ポンプ側出口弁	全開確認	周辺補機棟 T.P. 24. 8a	手動操作	—
		②	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気B主蒸気ライン元弁	全開確認	周辺補機棟 T.P. 29. 3a	手動操作	—
		③	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気C主蒸気ライン元弁	全開確認	周辺補機棟 T.P. 29. 3a	手動操作	—
		④	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁A	全開確認 →全開	周辺補機棟 T.P. 10. 3a 中間床	手動操作	—
		⑤	タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁B	全開確認 →全開	周辺補機棟 T.P. 10. 3a 中間床	手動操作	—
		⑥	ホース	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 10. 3a	—	—
		⑦	専用工具（タービン動補助給水ポンプ潤滑油供給器）	ホース接続	周辺補機棟 T.P. 10. 3a	—	—
		⑧	タービン動補助給水ポンプ油タンクドレン弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P. 10. 3a	手動操作	—
		⑨	タービン動補助給水ポンプ軸受廃油止め弁	全開→全閉	周辺補機棟 T.P. 10. 3a	手動操作	—
		⑩	専用工具（蒸気加減弁開操作用）	専用工具 取付け	周辺補機棟 T.P. 10. 3a	—	—
		⑪	タービン動補助給水ポンプ起動速度制御ピストン	専用工具 取付け	周辺補機棟 T.P. 10. 3a	—	—
		⑫	タービン動補助給水ポンプ蒸気加減弁	全開→調整開	周辺補機棟 T.P. 10. 3a	手動操作	—
		⑬	タービン動補助給水ポンプ	停止→起動	周辺補機棟 T.P. 10. 3a	連動	—
		⑭	A-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	周辺補機棟 T.P. 10. 3a 中間床	手動操作	■
		⑮	B-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	周辺補機棟 T.P. 10. 3a 中間床	手動操作	■
		⑯	C-補助給水ポンプ出口流量調節弁	流量調整	周辺補機棟 T.P. 10. 3a 中間床	手動操作	■
		⑰	A-主蒸気逃がし弁	全開→調整開	周辺補機棟 T.P. 33. 1a	手動操作	■
		⑱	B-主蒸気逃がし弁	全開→調整開	周辺補機棟 T.P. 33. 1a	手動操作	■
		⑲	C-主蒸気逃がし弁	全開→調整開	周辺補機棟 T.P. 33. 1a	手動操作	■

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

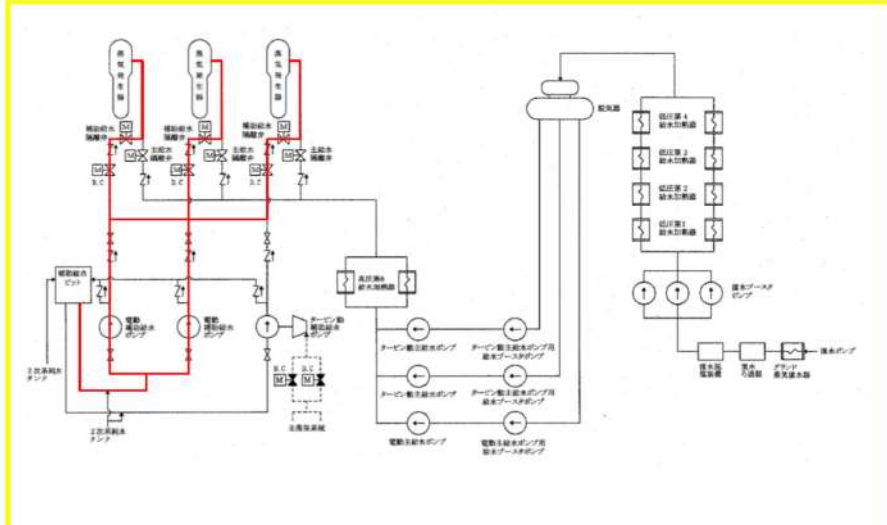
第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備 概略系統図(2)</p>	 <p>図45-4-5 蒸気発生器2次側からの除熱 (現場手動操作によるタービン動補給水ポンプの機能回復)</p>	<p>相違理由</p>

45-5-2

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p style="text-align: center;">図 45-4-6 蒸気発生器2次側からの除熱 (常設代替交流電源設備による電動補助給水ポンプの機能回復)</p>	<p>本SA手段は、重大事故等対処設備（設計基準仕様）として使用する手段であるため、本手段を示す系統図は2次冷却設備（重大事故等時）に掲載し、まとめ資料本文にて「原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備」の系統図には含めていない。（女川2号炉と同様）</p> <p>本補足資料では、泊3号炉において比較対象とする大飯3/4号炉の前ページの系統図と同様のSA手段を設定していることを明示するため、2次冷却設備（重大事故等時）に示す系統図に掲載している。</p>

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-6 容量設定根拠 3号炉</p>	<p>45-5 容量設定根拠</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>水源評価結果について（全交流動力電源喪失）</p> <p>水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】</p> <p>○水源</p> <p>・復水ピット： <input type="text"/> m³（有効水量）</p> <p>○水使用パターン：</p> <p>復水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器（SG）への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 <input type="text"/> C</p> <p>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去：<input type="text"/> m³ （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</p> <p>② 高温停止状態から冷却維持温度（<input type="text"/> C）までの顕熱除去：<input type="text"/> m³ （1次冷却材及び蒸気発生器保有水等の顕熱）</p> <p>③ 蒸気発生器水位回復：<input type="text"/> m³</p> <p>上記①～③の合計：<input type="text"/> m³</p> <p>④ 崩壊熱除去：<input type="text"/> m³</p> <div style="border: 2px solid black; height: 150px; width: 100%; margin-top: 10px;"></div> <p>復水ピットの水位低警報値までの水量 <input type="text"/> m³（有効水量）から、1次冷却系を出力運転状態から <input type="text"/> C一定維持まで冷却するために必要な注水量 <input type="text"/> m³ を引いた量 <input type="text"/> m³ の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、<input type="text"/> 時間</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>2. 水源に関する評価（蒸気発生器注水）</p> <p>重要事故シーケンス</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCA】及び</p> <p>【全交流動力電源喪失+原子炉補機冷却機能喪失+RCPシールLOCAが発生しない場合】</p> <p>○水源</p> <p>補助給水ピット：570m³（有効水量）</p> <p>○水使用パターン</p> <p>補助給水ピット枯渇時間の評価に用いる蒸気発生器への必要注水量を以下に示す。</p> <p>【必要注水量内訳】 注水温度 40℃</p> <p>① 出力運転状態から高温停止状態までの顕熱除去：<input type="text"/> m³ （原子炉トリップ遅れ、燃料及び1次冷却材蓄積熱量他）</p> <p>② 高温停止状態から冷却維持温度（170℃）までの顕熱除去：<input type="text"/> m³ （1次冷却材及び蒸気発生器保有水量等の顕熱）</p> <p>③ 蒸気発生器水位回復：<input type="text"/> m³</p> <p>上記①～③の合計：<input type="text"/> m³</p> <p>④ 崩壊熱除去：<input type="text"/> m³</p> <div style="text-align: center;"> <p>補助給水ピット容量（有効水量）570m³</p> <p>249.3m³（①+②+③）</p> <p>補助給水量 820.7m³（④）</p> <p>如停止後経過時間 [h]</p> </div> <p>補助給水ピットの有効水量 570m³ から、1次冷却材系統を出力運転状態から 170℃まで減温するために必要な給水量等（249.3m³）を引いた量（320.7m³）の水がなくなる時間を崩壊熱除去に応じた注水量カーブから求め、7.4時間後となる。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>補助給水ピットへの補給は、海から取水する。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>後になる。</p> <p>□時間までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>復水ピットへの補給は、海から取水する。</p> <p>○ 水源評価結果</p> <p>事象発生□時間後までに、送水車による復水ピットへの補給を行うことにより対応可能である。</p> <p>□時間までに、送水車で補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認。</p> <p>□枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p>	<p>○水源評価結果</p> <p>事故後、7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を行うことにより、対応可能である。</p> <p>7.4時間までに、可搬型大型送水ポンプ車により補給が可能なのは成立性評価（所要時間）にて確認した。</p>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>45-6 単線結線図</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図4.5-6-1 交流電源単線結線図</p> <p>※1：常設代替交流電源設備の主要設備 ※2：可搬型代替交流電源設備の主要設備 ※3：代替所内電気設備の主要設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>図 45-6-2 直流電源単線結線図</p> <p>※1：常設代替交流電源設備の主要設備 ※2：可搬型代替交流電源設備の主要設備 ※3：代替所内電気設備の主要設備 ※4：所内常設直流電源設備の主要設備</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>46-8 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p>	<p>45-7 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの機能回復</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>1. 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動</p> <p>通常、タービン動補助給水ポンプは、起動信号により直流駆動の非常用油ポンプが自動起動し、タービン動補助給水ポンプの制御油圧の確立及び軸受油の供給を開始する。軸受油の確立後、直流駆動のタービン動補助給水ポンプ起動弁及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁が開となると、駆動蒸気が供給され、タービン動補助給水ポンプが起動する。このように、タービン動補助給水ポンプは常に起動可能な状態で待機している。</p> <p>常設直流電源系統が喪失した場合には、非常用油ポンプによる制御油及び軸受油が確保できなくなり、タービン動補助給水ポンプは起動しないが、軸受油については、現場にて手動油ポンプ及びホースを用いて軸受へ給油し、蒸気加減弁については、現場にてタービン動補助給水ポンプ起動用工具を用いて、起動制御ピストンを押し上げて、蒸気加減弁レバーを押し下げることにより、蒸気加減弁を開放することができる。その後、手動操作にてタービン動補助給水ポンプ起動弁を開放し、駆動蒸気を供給することにより、タービン動補助給水ポンプを起動することが可能である。</p> <p>一度運転状態となれば、通常起動時と同様に軸直結の主油ポンプから油が供給されることから、運転に与える影響が無く、十分な機関の運転継続が可能である。</p>	<p>1. 現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの機能回復</p> <p>通常、タービン動補助給水ポンプは、起動信号により直流駆動の補助油ポンプが自動起動し、タービン動補助給水ポンプの制御油圧の確立及び軸受油の供給を開始する。軸受油の確立後、直流駆動のタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁及びタービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁が開となると、駆動蒸気が供給され、タービン動補助給水ポンプが起動する。このように、タービン動補助給水ポンプは常に起動可能な状態で待機している。</p> <p>常設直流電源系統が喪失した場合には、補助油ポンプによる制御油及び軸受油が確保できなくなり、タービン動補助給水ポンプは起動しないが、軸受油については、現場にて潤滑油供給器及びホースを用いて軸受へ給油し、蒸気加減弁については、現場にて起動速度制御ピストン引上げ治具を用いて、起動速度制御ピストンを押し上げて、起動レバーを取り付けた油圧増幅器出力軸を押し下げることにより、蒸気加減弁を開放することができる。あわせて、手動操作にてタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁を開放し、駆動蒸気を供給することにより、タービン動補助給水ポンプを起動することが可能である。</p> <p>一度運転状態となれば、通常起動時と同様に軸直結の主油ポンプから油が供給されることから、運転に与える影響が無く、十分な期間の運転継続が可能である。</p>	<p>相違理由</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制御油及び軸受油を供給するポンプについて、大飯と泊の相違について、次頁に記載する。 ・上記以外は、名称の相違のみで各構成部品の有する機能は同一である。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後掲する起動手順のとおり、タービン動補助給水ポンプ駆動蒸気入口弁を手動により開とした状態として、タービン動補助給水ポンプの蒸気加減弁を開放することで、タービン動補助給水ポンプを起動する手順に従った記載とした。 <p>編集識別の注記（全ページ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本資料は、既提出資料の記載から大飯の記載に合わせ込みを行っており、細部にわたっては既提出資料からの変更箇所（追記・削除・修正）がありますが、既提出資料の本旨からの変更はありません。 ・変更箇所を黄色マークで識別した場合、記載箇所の入替などもあり、全面的に黄色マーカーとなることから、黄色マーカーでの変更箇所の識別は行っておりません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p>現場での入力によるタービン動機補助給水ポンプの起動 概略系統図</p>	<p>現場手動操作によるタービン動機補助給水ポンプの機能回復 系統概要図</p>	<p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制御油及び軸受油供給ポンプについて、大飯は非常用油ポンプを 2 台設置、泊は補助油ポンプ 1 台及び非常用油ポンプ 1 台を設置している。 ・ 泊の補助油ポンプは潤滑油供給圧を維持するよう起動信号を受け起動し、非常用油ポンプは潤滑油圧低下を検知し自動起動する設計とし、ポンプ名称を変えているが、タービン動機補助給水ポンプの起動及び運転継続に必要な制御油及び軸受油を供給する機能は同じである。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">手動油ポンプによる軸受油供給 概要系統</p>	<p style="text-align: center;">潤滑油供給器による軸受油供給 系統概要図</p>	<p>相違理由</p> <p>設備構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設備名称に相違はあるが、作動油及び軸受油を貯留する油タンクとポンプ軸受をホース・供給ポンプ等にて接続し、手で軸受油を供給する操作方法は同一である。 ・ 各部品重量の相違は、末端カブラの有無、ホース長の差異、使用時の掘付台の有無等によるものであり、使用している設備仕様は同一である。 ・ 相違する設備として、大飯は軸受部に接続するホース端にコック弁を設置し、コック弁を介して可搬ホースと軸受部を接続する構成としているが、泊はホースと軸受との接続部にコック弁を設けず、カブラ接続のみとしている。カブラは、接続の切離しにより、オス・メスのカブラ両端は自動閉止機能を有しているため、コック弁がなくとも操作性に相違はない。

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>2. 操作手順</p> <p>現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動手順は以下のとおり。</p> <p>① 運転員等は、中央制御室及び現場にてタービン動補助給水ポンプ起動前の系統構成が確立されていることを確認する。</p> <p>② 運転員等は、現場にて手動油ポンプ及びホースを用いて軸受への給油ラインを構成し、手動油ポンプにより軸受に給油する。</p> <p>③ 運転員等は、現場にて制御レバー及び起動速度制御ピストンに起動用工具（ジャッキ）を取り付けて、ジャッキを押し上げて制御レバー及び起動速度制御ピストンを開とする。</p> <p>④ 運転員等は、現場にて蒸気加減弁に起動用工具（起動レバー）を取り付ける。</p> <p>⑤ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプ起動弁を手動にて開放する。</p> <p>⑥ 運転員等は、蒸気加減弁の起動レバーを押し上げて蒸気加減弁を開放してタービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプの起動状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑧ 運転員等は、タービン動補助給水ポンプ油ポンプ吐出圧力の上昇確認後、蒸気加減弁の起動レバーの押し下げを徐々に緩め蒸気加減弁が開位置で維持されることを確認後、蒸気加減弁の起動レバーを取り外す。</p> <p>⑨ 運転員等は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプによる軸受への給油を確認後、手動油ポンプによる軸受への給油を停止する。</p> <p>⑩ 運転員等は、起動速度制御ピストンが油圧にて上昇していることを確認し、ジャッキを取り外す。</p> <p>⑪ 運転員等は、現場にてタービン動補助給水ポンプの運転状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑫ 運転員等は、現場でのタービン動補助給水ポンプ吐出圧力の監視及び中央制御室での補助給水流量等の監視により、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が実施できていることを確認する。</p>	<p>2. 操作手順</p> <p>現場での人力によるタービン動補助給水ポンプの起動手順は以下のとおり。</p> <p>① 運転員は、中央制御室及び現場にてタービン動補助給水ポンプ起動前の系統構成が確立されていることを確認する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場にて潤滑油供給器及びホースを用いて軸受への給油ラインを構成し、潤滑油供給器により軸受に給油し、各軸受箱下に設置されている油窓を覗き、油面の上昇を確認する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場にて制御レバー及び起動速度制御ピストンにジャッキ及び引上げ治具を取り付けて、ジャッキを押し上げて制御レバー及び起動速度制御ピストンを開とする。</p> <p>④ 運転員は、起動速度制御ピストンへの制御油バイパス弁を開とする。</p> <p>⑤ 運転員及び災害対策要員は、現場にて蒸気加減弁に起動用工具（起動レバー）を取り付ける。</p> <p>⑥ 運転員は、現場にてタービン動補助給水ポンプ駆動蒸気弁を手動にて開放する。</p> <p>⑦ 運転員は、蒸気加減弁の起動レバーを徐々に押し下げ蒸気加減弁を開放してタービン動補助給水ポンプを起動する。</p> <p>⑧ 運転員及び災害対策要員は、現場にてタービン動補助給水ポンプの起動状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑨ 運転員及び災害対策要員は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプ吐出圧力の上昇確認後、蒸気加減弁の起動レバーの押し下げを徐々に緩め蒸気加減弁が開位置で維持されることを確認後、蒸気加減弁の起動レバーを取り外す。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、タービン動補助給水ポンプ主油ポンプによる軸受への給油を確認後、潤滑油供給器による軸受への給油を停止する。</p> <p>⑪ 災害対策要員は、起動速度制御ピストンが油圧にて上昇していることを確認し、ジャッキを取り外す。</p> <p>⑫ 運転員は、現場にてタービン動補助給水ポンプの運転状態に異常の無いことを確認する。</p> <p>⑬ 運転員は、現場でのタービン動補助給水ポンプ吐出圧力の監視及び中央制御室での補助給水流量等の監視により、タービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水が実施できていることを確認する。</p>	<p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、操作手順の主語を全て「運転員等」として重大事故等時の対応にあたる要員の総称で記載しているが、泊は、現場で仮設供給装置等による設置・操作を行う「災害対策要員」と系統弁の操作を行う「運転員」とし、その両者が行うポンプ起動後の運転状態確認については「運転員及び災害対策要員」として、策定している起動手順書を元に書き分けている。 <p>記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の手順記載事項の相違については、今回の修正前において、記載していた事項かつ手順書において実施する事項としている内容のため、継続して記載することとした。 （手順②）潤滑油供給後の送油確認を油窓で行うことを記載。 （手順④）手順③にて、治具を用いて起動速度制御ピストンをタービン動補助給水ポンプ起動できる状態にした後、直流電源喪失状態においてもポンプ起動後の主油ポンプからの給油が可能となるよう給油ラインの電磁弁をバイパスする経路を構成することを記載。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由																			
3. タイムチャート		3. タイムチャート																					
手順の項目	要員(数)	経過時間(分)				備考																	
		10	20	30	40		50	60	70	80	90												
		タービン動補給給水ポンプ(現場手動操作)及びタービン動補給給水ポンプ起動時(現場手動操作)によるタービン動補給給水ポンプの起動開始																					
		約45分																					
タービン動補給給水ポンプ(現場手動操作)及びタービン動補給給水ポンプ起動時(現場手動操作)によるタービン動補給給水ポンプの機能回復	運転員等(現場)	1	移動																				
			移動(タービン動補給給水ポンプ起動時へ)																				
			タービン動補給給水ポンプ起動準備操作																				
		1	移動																				
			軸受への給油準備																				
			高気加減弁開閉操作																				
		1	移動																				
			軸受への給油準備																				
			給油操作																				
		1	移動																				
			高気加減弁開閉準備																				
			高気加減弁開閉操作																				

※ 現場移動時間には防護具着用時間を含む。

手順の項目		要員(数)		経過時間(分)						備考					
				10	20	30	40	50	60		70	80	90		
				現場手動操作によるタービン動補給給水ポンプ起動											
				40分											
				▽											
現場手動操作によるタービン動補給給水ポンプの機能回復	運転員(現場) B	1	移動、蒸気機待機 ^{※1}										②		
			潤滑油供給器接続											③~⑦	
			タービン動補給給水ポンプ起動準備 ^{※3}											⑧	
		タービン動補給給水ポンプ起動操作 ^{※4}													
		災害対策要員 A, B	2	移動、機材準備 ^{※2}											②
				潤滑油供給器接続											③~⑤
	タービン動補給給水ポンプ起動準備 ^{※3}													⑧	
	移動、機材準備 ^{※2}													④	
	高気加減弁開閉準備 ^{※3}													⑤⑦	
	タービン動補給給水ポンプ起動操作 ^{※4}													⑧	

※1：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機器の操作時間に余裕を見込んだ時間
 ※2：中央制御室から機器操作場所までの移動時間及び機材準備の作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※3：潤滑油供給器接続、高気加減弁開閉準備及びタービン動補給給水ポンプ起動準備の作業時間に余裕を見込んだ時間
 ※4：機器の操作時間に余裕を見込んだ時間

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>45-9 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定及び海水注入時の影響評価</p>	<p>45-8 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定及び海水注入時の影響評価</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定及び海水注入時の影響評価</p> <p>1. 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定について</p> <p>全交流動力電源喪失（以下、「SBO」という）時において、蒸気発生器2次側へは、復水ビットを水源として、タービン動補助給水ポンプにより給水される。既設ラインの不具合等で、復水ビットへの水補給ができない場合においては、送水車等を用いて復水ビットへの補給を実施する。この場合の水源として、No. 2、3淡水タンク及び海水がある。これらの作業を実施する際の水源の選定について、以下の通りまとめた。</p> <p>(1) 給水時の水源の選定について</p> <p>重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）に使用する復水ビットが枯渇し、復水ビットへの補給が必要となった場合、No. 3淡水タンクから復水ビットへの補給を実施する。次に、No. 2淡水タンクを水源とする消火設備の消火栓による復水ビットへの補給を実施するが、構内で火災が発生している場合において、消火設備は、重大事故等時の対応よりも消火活動に優先して使用する。</p> <p>これらのタンクの水量は有限であるが、タンク切替え完了後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないようにし、最終的には海水に水源を切り替えることで水の供給が中断することはなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。</p>	<p style="text-align: center;">蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定および海水注入時の影響評価</p> <p>1. 蒸気発生器2次側への給水時の水源の選定について</p> <p>全交流動力電源喪失（以下、「SBO」という。）時において、蒸気発生器2次側へは、補助給水ビットを水源として、タービン動補助給水ポンプにより給水される。既設ラインの不具合等で、補助給水ビットへの水補給ができない場合においては、可搬型大型送水ポンプ車を用いて補助給水ビットへの補給を実施する。この場合の水源として原水槽、代替給水ビット及び海水がある。また、原水槽に補給する水源として2次系純水タンク及びろ過水タンクがある。これらの作業を実施する際の水源選定について、以下の通りまとめた。</p> <p>(1) 給水時の水源の選定について</p> <p>重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側からの除熱（注水）に使用する補助給水ビットが枯渇し、補助給水ビットへの補給が必要となった場合、各水源から補助給水ビットへ供給される。補助給水ビットへの供給には水質のよい淡水を優先して使用する。原水槽又は海水へのアクセスに時間を要する場合は、T.P.31mに設置する代替給水ビットを優先して使用する。原水槽に補給する水源として2次系純水タンク及びろ過水タンクがあるが、ろ過水タンクは構内で火災が発生した場合に消火活動の水源として優先的に使用するため、2次系純水タンクを優先して使用し、火災が発生しておらず、2次系純水タンクが重大事故等時に破損等により使用できなければ、ろ過水タンクを使用する。</p> <p>これらのタンク等の水量は有限であるが、タンク切替え完了後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないようにし、最終的には海水に水源を切り替えることで水の供給が中断することはなく、重大事故等の収束に必要な十分な量の水を確保する。</p>	<p>設備名称の相違</p> <p>水源構成の相違</p> <p>・泊の原水槽は、貯水している水に加え、2次系純水及びろ過水の貯留水を原水槽に落水させ原水槽から取水できる手段を整備している。</p> <p>記載内容の相違</p> <p>・泊は、淡水源の原水槽への補給水源を2つ有しており、そのうちのろ過水は消火設備の水源としている。大飯と同様、消火設備の水源は、消火活動の使用に優先的に使用することは同じである。</p> <p>・このため、原水槽への補給には2次系純水を優先して使用する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																				
<p>2. 蒸気発生器2次側への海水注入による影響評価</p> <p>SBO時において、復水ビットからタービン動補助給水ポンプを使用して蒸気発生器（以下、「SG」という）に注水することとしているが、約18.7時間後に復水ビットの水が枯渇することとなる。この対処として、送水車にて復水ビットへ海水を補給することとしており、これによりSGへの継続給水が可能となる。</p> <p>本資料ではSG2次側に海水の塩分が析出するまでの期間と、SG2次側の塩分濃度の高い水をSGブローダウン系統から一定量放出することにより、塩分析出による流路閉塞、伝熱阻害を発生させることなく冷却を継続できることについて説明する。</p> <p>(1) 塩分析出までの期間</p> <p>a. 海水中の塩分濃度と塩分の溶解度</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水中の塩分濃度については、大飯原子力発電所の位置する若狭湾での調査結果^{*1}を基に、保守的に□wt%と設定する。 ※1：若狭湾における海洋環境モニタリングシステム等に関する調査研究、若狭湾エネルギー研究センター（平成18年度）他 海水の主成分及び各成分を表1、2に示す。塩化ナトリウムは海水成分の77.9%を占め、溶媒温度が高い領域での溶解度が主要3物質の中で最も小さい。このことから、海水成分の溶解度を塩化ナトリウムで代表させ、塩化ナトリウムの実際の溶解度に対して保守的な溶解度として、□wt%を塩分の溶解度として設定する。 <div data-bbox="336 909 907 1125" style="text-align: center;"> <p>表1 海水の主成分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">海水成分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">海水</td> <td>水分 (96.5%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">塩分 (3.5%)</td> <td>塩化ナトリウム (77.9%)</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム (9.6%)</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム (6.1%)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日本原子力研究開発機構ホームページ)</p> </div> <div data-bbox="353 1268 855 1308" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div>	海水成分		海水	水分 (96.5%)	—	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)	塩化マグネシウム (9.6%)	硫酸マグネシウム (6.1%)	その他	<p>2. 蒸気発生器2次側への海水注入による影響評価</p> <p>SBO時において、補助給水ビットからタービン動補助給水ポンプを使用して蒸気発生器（以下、「SG」という。）に注水することとしているが、約7時間後に補助給水ビットの水が枯渇することとなる。この対処として、可搬型大型送水ポンプ車にて補助給水ビットへ海水を補給することとしており、これによりSGへの継続給水が可能となる。</p> <p>本資料ではSG2次側に海水の塩分が析出するまでの期間と、SG2次側の塩分濃度の高い水をSGブローダウン系統から一定量放出することにより、塩分析出による流路閉塞、伝熱阻害を発生させることなく冷却を継続できることについて説明する。</p> <p>(1) 塩分析出までの期間</p> <p>a. 海水中の塩分濃度と塩分の溶解度</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水中の塩分濃度については、泊発電所温排水影響調査^{*1}の結果を基に、保守的に□wt%と設定する。 ※1：参考 図 泊発電所周辺海域における塩分濃度測定結果の経年変化（平成19年度～平成25年度） 海水の主成分及び各成分を表1、2に示す。塩化ナトリウムは海水成分の77.9%を占め、溶媒温度が高い領域での溶解温度が主要3物質の中で最も小さい。このことから、海水成分の溶解度を塩化ナトリウムで代表させ、塩化ナトリウムの実際の溶解度に対して保守的な溶解度として、□wt%を塩分の溶解度として設定する。 <div data-bbox="1265 901 1747 1125" style="text-align: center;"> <p>表1 海水の主成分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">海水成分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">海水</td> <td>水分 (96.5%)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">塩分 (3.5%)</td> <td>塩化ナトリウム (77.9%)</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム (9.6%)</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム (6.1%)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典：日本原子力研究開発機構ホームページ)</p> </div> <div data-bbox="1272 1268 1841 1308" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	海水成分		海水	水分 (96.5%)	—	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)	塩化マグネシウム (9.6%)	硫酸マグネシウム (6.1%)	その他	<p>相違理由</p> <p>出典の相違 記載方針の相違 ・泊は、塩分濃度の調査結果を参考として示す。</p>
海水成分																						
海水	水分 (96.5%)	—																				
	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)																				
		塩化マグネシウム (9.6%)																				
		硫酸マグネシウム (6.1%)																				
		その他																				
海水成分																						
海水	水分 (96.5%)	—																				
	塩分 (3.5%)	塩化ナトリウム (77.9%)																				
		塩化マグネシウム (9.6%)																				
		硫酸マグネシウム (6.1%)																				
		その他																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p style="text-align: center;">表2 各海水成分の水に対する溶解度^{※2}</p> <table border="1" data-bbox="336 287 907 406"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>0℃</th> <th>20℃</th> <th>40℃</th> <th>60℃</th> <th>80℃</th> <th>100℃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化ナトリウム</td> <td>26.28</td> <td>26.38</td> <td>26.65</td> <td>27.05</td> <td>27.54</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム</td> <td>34.6</td> <td>35.3</td> <td>36.5</td> <td>37.9</td> <td>39.8</td> <td>42.3</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム</td> <td>18.0</td> <td>25.2</td> <td>30.8</td> <td>35.3</td> <td>35.8</td> <td>33.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※2：100gの飽和溶液中に溶存する各物質の量をグラム(g)で表したものの (出典：理科年表)</p> <p>b. 炉心の冷却に必要な海水流量</p> <p>炉心の冷却のために必要なSGへの海水供給流量及び海水積算給水流量を図1及び図2に示す。</p> <div data-bbox="212 582 974 1117" style="border: 2px solid black; height: 335px; width: 340px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="353 1244 855 1289" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 224px;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <p style="text-align: right;">45-9-3</p>	物質	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃	塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2	塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3	硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5	<p style="text-align: center;">表2 各海水成分の水に対する溶解度[※]</p> <table border="1" data-bbox="1220 271 1814 391"> <thead> <tr> <th>成分</th> <th>0℃</th> <th>20℃</th> <th>40℃</th> <th>60℃</th> <th>80℃</th> <th>100℃</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>塩化ナトリウム</td> <td>26.28</td> <td>26.38</td> <td>26.65</td> <td>27.05</td> <td>27.54</td> <td>28.2</td> </tr> <tr> <td>塩化マグネシウム</td> <td>34.6</td> <td>35.3</td> <td>36.5</td> <td>37.9</td> <td>39.8</td> <td>42.3</td> </tr> <tr> <td>硫酸マグネシウム</td> <td>18.0</td> <td>25.2</td> <td>30.8</td> <td>35.3</td> <td>35.8</td> <td>33.5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※：100gの飽和溶液中に溶存する各物質の量をグラム(g)で表したものの (出典：理科年表)</p> <p>b. 炉心の冷却に必要な海水流量</p> <p>炉心の冷却のために必要なSGへの海水供給流量及び海水積算流量を図1及び図2に示す。</p> <div data-bbox="1131 622 1870 1117" style="border: 2px solid black; height: 310px; width: 330px; margin: 10px auto;"></div> <p style="text-align: center;">図1 SGへの海水供給流量（SG3基の合計）</p> <div data-bbox="1191 1241 1780 1273" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px auto; width: 263px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	成分	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃	塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2	塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3	硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5	
物質	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃																																																				
塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2																																																				
塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3																																																				
硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5																																																				
成分	0℃	20℃	40℃	60℃	80℃	100℃																																																				
塩化ナトリウム	26.28	26.38	26.65	27.05	27.54	28.2																																																				
塩化マグネシウム	34.6	35.3	36.5	37.9	39.8	42.3																																																				
硫酸マグネシウム	18.0	25.2	30.8	35.3	35.8	33.5																																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="257 279 1008 853" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="392 938 936 986" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1070 295 1937 821" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1160 829 1758 869" style="text-align: center;"> <p>図2 SGへの積算水量（SG3基の合計）</p> </div> <div data-bbox="1124 890 1747 922" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;"> <p>枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. SG 2次側に塩分が析出する時期について</p> <p>(a) 本事象において、SG水位は狭域水位計の監視範囲内に維持することとしている。ここではSG 2次側の保有水量については、SG狭域水位 33%時の水量とし、保守的に \square t/基と設定した。このとき、SG 4基の保有水中に溶解可能な塩分量は以下の通りである。</p> <p>溶解可能な塩分量 = \square t/基 \times 4基 \times \square wt% = \square t</p> <p>(b) 海水の塩分濃度を \square wt%とした場合、SG 4基へ持ち込む塩分量が \square tとなる海水供給量は以下の通りである。</p> <p>海水供給量 = \square t \div \square wt% = \square t</p> <p>(c) 図2より、SGへの海水の積算給水量が \square tを超えるのは \square 時間後 \square 日後)となる。また、この時期までの間はSG 2次側に著しい塩分の析出は生じない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>c. 蒸気発生器2次側に塩分が析出する時期について</p> <p>○本事象において、SG水位は狭域水位計の0%以上67%未満^{※1}に維持することとしている。そこでSG 2次側の保有水量については、保守的にSG狭域水位0%時の水量とし、約70t/基と設定した。このとき、SG 3基の保有水中に溶解可能な塩分量は以下のとおりである。</p> <p>・溶解可能な塩分量 = 約70t/基 \times 3基 \times 25wt% = 約52t</p> <p>※1：0%はSGの伝熱管が完全に水没している水位 67%はSG水位高の警報設定値</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p>本記載は、伊方3号炉の参考掲載</p> </div>	<p>c. SG2次側に塩分が析出する時期について</p> <p>(a) 本事象において、SG水位は狭域水位計の可視範囲内に維持することとしている。そこでSG2次側の保有水量については、保守的にSG狭域水位0%時の水量とし、\square t/基と設定した。このとき、SG3基の保有水中に溶解可能な塩分量は以下のとおりである。</p> <p>・溶解可能な塩分量 = \square t/基 \times 3基 \times \square wt% = \square t</p> <p>(b) 海水の塩分濃度を \square wt%とした場合、SG3基へ持ち込む塩分量が \square tとなる海水供給量は以下のとおりである。</p> <p>・海水供給量 = \square t \div \square wt% = \square t</p> <p>(c) 図2より、SGへの海水の積算給水量が \square tを超えるのは \square 時間後 \square 日後)となる。また、この時期までの間は2次側に著しい塩分の析出は生じない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto; text-align: center;"> <p>\square 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</p> </div>	<p>設計方針の相違</p> <p>・大飯は、SG内部保有水として狭域33%水位を保有水量として設定しているが、泊はSG狭域0%時の保有水量を設定している（伊方と同様）。</p> <p>・SG保有水量が少ないほど、溶解可能な塩分量が少なくなり、塩分析出までの海水供給量は少なくなり、塩分析出までの期間は短くなる評価となる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 320 983 1168" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="374 1302 875 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="907 1337 965 1358" style="margin-top: 10px;"> 45-9-5 </div>	<div data-bbox="1167 304 1823 1129" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1400 1161 1599 1182" style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 図3 泊3号機 SG構造図 </div> <div data-bbox="1314 1294 1765 1315" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div> <div data-bbox="1496 1350 1554 1370" style="margin-top: 10px;"> 45-8-5 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) SGブローダウン系統を利用した塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>SG 2次側に塩分が析出する時期、すなわちSBO後 [] 日目のプラント状態は、RCS 温度が [] °C、RCS 圧力が [] MPa(gage)に維持され、安定的に冷却されている時期である。このようなプラント状態で、SGブローダウン系統を使用し、塩分濃度が上昇したSG 2次側保有水を排出した場合、以下のとおりSG 2次側保有水の塩分濃度を低減することができる。</p> <div data-bbox="224 391 996 869" style="border: 2px solid red; height: 300px; width: 100%;"></div> <p>a. SGブローダウンによる排出流量について</p> <p>SGブローダウンによる排出流量については、RCSを [] MPa(gage)に維持しておりSG 2次側が低圧の状態では排出できる流量として、保守的に [] t/h/基と設定する。このときのSG 4基の排出流量は以下の通りとなる。</p> <p>SGからの排出流量 [] t/h/基×4基 [] t/h</p> <p>b. SGへの注水流量について</p> <p>SBO後 [] 日目に炉心崩壊熱の除去のために必要な流量は図1より [] t/hである。SGに継続的に注水すべき海水流量については、これにSGブローダウンによる排出流量を加えたものとなる。したがって、SG 4基への注水流量は以下の通りとなる。</p> <p>SGからの注水流量 [] t/h + [] t/h/基×4基 [] t/h</p> <p>なお、この流量を送水車により復水ピットに補給し、復水ピット経由でSGに海水注水することは可能である。</p>	<p>(2) SGブローダウン系統を利用した塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>SG2 次側に塩分が析出する時期、すなわち SBO 後 [] 日目のプラント状態は、RCS 温度が約 170 °C、RCS 圧力が約 0.7 MPa に維持され、安定的に冷却されている時期である。このようなプラント状態で、SGブローダウン系統を使用し、塩分濃度が上昇したSG2 次側保有水を排出した場合、以下のとおりSG2 次側保有水の塩分濃度を低減することができる。</p> <div data-bbox="1131 359 1848 837" style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>初期値：約15.9MPa [gage]</p> <p>RCPシール部からの漏えいによる1次冷却材圧力の低下</p> <p>主蒸気速がし弁開放による2次系強制冷却開始 (30分)</p> <p>約1.7MPa [gage]到達 (約55分)</p> <p>代替格納容器スプレイポンプによる炉心への注水開始 (0.7MPa [gage]、約2.2時間)</p> <p>圧力・温度の保持</p> <p>時間 (時) * : 炉心圧力を表示</p> <p>図4 SBO後の1次系圧力の推移 (RCPシールLOCAあり)</p> </div> <p>a. SGブローダウンによる排出流量について</p> <p>SGブローダウンによる排出流量については、RCSを約0.7 MPa (gage) に維持しておりSG2 次側が低圧の状態では排出できる流量として、運転実績 [] t/h/基 から保守的に [] t/h/基と設定する。このときのSG 3基の排出流量は以下のとおりとなる。</p> <p>SGからの排出流量 = [] t/h/基×3基 = [] t/h</p> <p>b. SGへの注水流量について</p> <p>SBO後 [] 日目に炉心の冷却のために必要な流量は図1より [] t/hである。SGに継続的に注水すべき海水流量については、これにSGブローダウンによる排出流量を加えたものとなる。したがってSG 3基への注水流量は以下のとおりとなる。</p> <p>SGへの注水流量 = [] t/h + [] t/h/基×3基 = [] t/h</p> <p>なお、この流量を可搬型大型送水ポンプ車により補助給水ピットに補給し、補助給水ピット経由でSGに海水注入することは可能である。</p>	<p>解析結果の相違</p> <p>記載内容の相違</p> <p>・保守的な設定であることを示すため、運転実績の排出量を記載した。</p> <p>設計の相違</p> <p>・3#-7の泊と4#-7の大飯でSG数が異なる。</p> <p>記載表現の相違</p>



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>□日目時点でのSGへの注水流量及び排出流量から塩分の持込み量及び排出量を以下の通り算出した。その結果、「塩分持込み<塩分排出量」となることから、SG2次側保有水の塩分濃度を低下させることができる。</p> <p>・塩分持込量=□ t/h × □ wt% = □ t/h ・塩分排出量=□ t/h × □ wt% = □ t/h ・塩分収支 = □ t/h - □ t/h = □ t/h</p> <p>それ以降、継続的にSGブローダウンを実施することにより、SG2次側保有水の塩分濃度を海水の塩分濃度と同等になるまで低下させることができる。</p> <p>以上より、SG2次側の塩分濃度が□wt%に達するまでに時間的裕度はあるものの、塩分濃度を低い状態に維持した方が、万一の塩の偏析等を防止できることから、SGへの海水の注水を開始した場合には、図5に示すように、SG基内の塩分濃度の低下が見込まれる時点からSGブローダウンによる排出を開始する運用とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> □ 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<p>c. 塩分濃度上昇の抑制効果</p> <p>□日目時点でのSGへの注水流量及び排出流量から塩分の持込み量及び排出量を以下のとおり算出した。その結果、「塩分持込み<塩分排出量」となることから、SG2次側保有水の塩分濃度を低下させることができる。</p> <p>・塩分持込量=□ t/h × □ wt% = □ t/h ・塩分排出量=□ t/h × □ wt% = □ t/h ・塩分収支 = □ t/h - □ t/h = □ t/h (排出)</p> <p>それ以降、継続的にSGブローダウンを実施することにより、SG2次側保有水の塩分濃度を海水の塩分濃度と同等になるまで低下させることができる。</p> <p>以上より、SG2次側の塩分濃度が□wt%に達するまでに時間的裕度はあるものの、塩分濃度を低い状態に維持した方が、万一の塩の偏析等を防止できることから、SGへの海水の注水を開始した場合には、図5の例に示すように、SG器内の塩分濃度の低下が見込まれる時点となった以降にSGブローダウンによる排出を開始する運用とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> □ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>設計方針の相違</p> <p>設計の相違</p> <p>・SG基数の相違による塩分の持込量と排出量の相違はあるが、持込量を上回る排出量である評価に相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <div data-bbox="353 1289 855 1334" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	 <div data-bbox="1332 767 1675 794" style="text-align: center;"> 図5 SG2次側の塩分濃度推移の例 </div> <div data-bbox="1232 1300 1798 1327" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p style="color: red;">評価方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源ピットの水量、SGの保有水量、塩分持込可能量の相違により、海水注入開始時期、SG器内水の塩分濃度 wt%への到達時間が相違はあるが、SG7ローグにて器内水排出をすることで、許容塩分溶解度未満でSG器内水を維持できる設計に相違はない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">参考</p> <div style="text-align: center;"> <p>○本図の塩分濃度は、泊発電所周辺海域における15測定点で、鉛直方向として海面下0.5m、5mおよび海底上2mの3層を用いて算出した。</p> <p>図 塩分濃度測定結果の経年変化</p> </div>	

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SA46H-9 r.6.0
提出年月日	令和5年10月31日

泊発電所3号炉

設置許可基準規則等への適合状況について
(重大事故等対処設備)
補足説明資料
比較表

46条

令和5年10月
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
--------------	---------	------

補足資料のうちSA基準適合性一覧表および関連資料の相違箇所に対する考え方について

「SA基準適合性一覧表」およびその適合性を確認するための「関連資料」について、大飯との比較による相違箇所について類型化し考え方を整理し、整理した結果をそれぞれ「適合性一覧表の相違箇所について」及び「関連資料の相違箇所について」に示す。

【適合性一覧表の相違箇所について】

- 43条のSA設備要求事項に対する適合性について、大飯との適合性一覧表における記述の比較結果および相違に対する設計方針の相違有無については表-1の通り。
- 記述内容は相違しているが、類型化にて整理した結果を記載していること、適合するための設計を行う方針であることについて相違はない。
- 類型化の整理結果は相違するものの、類型化に従った適合方針について記載したまとめ資料本文にて比較しているため、本資料(比較表)では相違箇所の識別のみとする。

【関連資料の相違箇所について】

- 43条の要求事項に対する設計方針を補足する関連資料について、大飯および女川との比較により相違する項目、関連資料および相違理由については表-2の通り。
- 適合性一覧にて示している関連資料において記載事項は異なるが、いずれかの資料にて適合状況の確認が可能な記述があることを確認している。
- よって、表-2の整理結果との紐付け記号をSA基準適合性一覧表の比較表に記載するのみのとする。

表-1

各設備の適合性における相違箇所に対する考え方 【 いずれも43条適合方針について大飯、女川との相違なし】		
記号	相違のある要求事項	相違に対する考え方
①	環境条件_環境影響	配置設計により設置環境として考慮すべき事項は相違するが、設置環境での環境影響を考慮した設計とする方針に相違なし
②	環境条件_海水通水	外部造水系(補給・除熱除く)は水源として海を用いるため海水影響を考慮する方針に相違なし 常設設備への接続系統は相違するが、海水通水の影響を考慮した設計とする方針に相違なし
③	操作性	操作対象とする設備により遠隔操作・現場操作(又は両方)が相違するが、遠隔操作および現場操作が可能とする方針に相違なし
④	切り替え性	本来用途と異なる目的にて使用するための操作を切り替え性とする(本来用途のための操作は操作性にて考慮)か、SA時の操作全般を切り替え性とするかの相違はあるが、いずれも操作可能とする方針に相違なし
⑤	悪影響防止_系統設計	系統操作について④にて操作性又は切り替え性としての適合方針の相違により、同一の操作であっても系統操作の類型化が異なる。悪影響を与えないための類型化分類相違するが、対象とする系統へ悪影響を与えないための方針に相違なし
⑥	設置場所	対象設備の相違により操作場所が相違するが対象設備の操作場所に応じた放射線防護を取る方針に相違なし
⑦	容量等	有効性評価等による必要容量は相違するが、必要容量を賅える容量とする方針に相違なし
⑧	共通要因故障防止_自然現象・外部人為事象	設置場所により考慮する共通要因及び同時故障を防止する対象設備が相違するが、想定する共通要因及び対象設備に対し多重性及び独立性又は多様性を有する設計とし、位置的分散を図る方針に相違なし
⑨	共通要因故障_サポート系	対象設備によりサポート系の要・不要は相違するが、異なる駆動源を有する設計とする方針に相違なし

表-2

記号	43条適合性確認項目	関連資料			大飯との相違理由
		【大飯】	【泊】	【女川】(参考)	
①	環境条件における健全性	配置図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	配置図(保管場所図) 系統図 接続図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
②	操作性	配置図	配置図 系統図 接続図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
③	試験・検査	構造図 試験検査説明資料 設備概要 ブロック図、他	試験・検査説明資料	試験及び検査	大飯では試験・検査説明資料に記載している個別資料の名称を記載しているものであり、資料自体の相違なし
④	切り替え性	系統図 配置図	系統図	系統図	大飯では配置図を関連資料とし、配置図においては操作性の確実性について示されている 配置図における情報量は相違はなく、各設備の操作性の確実性については操作性における確認事項であるため紐付ける必要はないと判断している
⑤	悪影響防止	系統図 配置図	系統図 配置図(保管場所図) 試験・検査説明資料	系統図 試験及び検査	泊では試験・検査説明資料を関連資料としている 試験・検査説明資料は、設備の構造上の観点にて周辺への悪影響がないことを補足するため紐付けているものである
⑥	設置場所	配置図	接続図 配置図	接続図 配置図	泊では目的別に資料を構成していることにより、紐付けている関連資料は異なるが、適合性を補足する資料として相違なし
⑦	容量(常設、可搬)	容量設定根拠	容量設定根拠	容量設定根拠	資料の内容については設計連携により相違しているが、適合性を補足する資料として相違なし
—	共用の禁止	—	—	—	—(単号炉申請であり共用設備なし)
⑧	共通要因故障防止(常設)	配置図 系統図 設備概要	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	配置図 系統図 単線結線図 その他補足資料	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし
⑨	接続性	系統図	接続図	接続図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑩	異なる複数の接続箇所	配置図	接続図	接続図	
⑪	設置場所	配置図	接続図	接続図	
⑫	保管場所	配置図	保管場所図	保管場所図	紐付けている資料は異なるが、当該要求事項に対する適合性の補足資料として記述内容に相違なし
⑬	アクセスルート	補足説明資料共通4	アクセスルート	アクセスルート図	
⑭	共通要因故障防止(可搬)	配置図 系統図 設備概要	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	配置図 保管場所図 系統図 単線結線図 接続図	記載表現の相違、内容に相違なし 大飯では設備概要を関連資料としているが、当該要求事項において適合性を補足する資料として充足していることより紐付けていない なお設備概要における記載内容は相違なし

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>設計方針・運用・体制を変更するものではないが、補足資料の記載の充実を行った箇所と理由</p> <p><u>女川2号炉まとめ資料と比較した結果変更したもの</u></p> <p>重大事故等対処設備の手段が類似する「54条_使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備」の資料比較により、先行審査実績との比較を行い、補足説明資料の資料構成及び資料内の記載内容・情報について、それぞれの資料の記載を充実する事項を抽出し、重大事故等対処設備の手段が相違する条文の補足説明資料についても、同様の視点で資料充実・反映を行いました。</p> <p>【共通（資料構成の変更）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準適合性一覧の適合性を確認するための関連資料の種類を次のとおり、女川2号炉と同じ書類構成としました。 （変更前）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠 （変更後）配置図、試験検査、系統図、容量設定根拠、単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図 「単線結線図」は、電源設備にて作成していたが、各条にて給電経路を説明するため作成することとしました。 「接続図、保管場所図、アクセスルート図」は、変更前の配置図他にて同様の情報を扱っていたが、基準適合性をより適切に説明するため作成することとしました。 ・自主対策設備についての説明資料を新規作成しました。 ・各資料の比較表を作成し、相違箇所については、本文まとめ資料の比較表を参照して相違理由の記載を充実しました。 <p>【配置図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに作成した「接続図、保管場所図、アクセスルート図」と掲載する情報を区分し、前ページ表2のとおり設置許可基準43条の各項号の確認項目を示す資料を変更しました。 配置図は、屋内設備の設置・保管場所を示し、環境条件、位置的分散の関連資料であるとともに、操作性、悪影響防止の対応状況を示す写真を掲載しました。 ・機能喪失を想定する設計基準事故対処設備に加え、重大事故等対処設備が位置的分散を図る対象設備を明示するよう追加しました。 ・重大事故等対処設備の写真掲載に加え、位置的分散の対象とする設備の写真について追加しました。 ・操作性を示す関連資料として、操作スイッチ（MCRも）を示す配置図を追加し、操作性が確認できる操作スイッチ等の写真を追加しました。 また、操作ができることを示すため、現場操作を行う弁について写真を追加しました。 <p>【試験検査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関連資料が相違する場合には、試験検査ができることを示す関連資料として、適切と判断する理由を相違理由に記載しました。 ・比較プラントが定期事業者検査実績（検査計画、検査要領書）を関連資料として示す場合であっても、泊3号炉は定期事業者検査の実施回数が少なく検査実績を示せない場合には、設備構造図や系統図等の設計資料を関連資料として揭示し、試験検査ができることを示す比較プラントの関連資料と相違する場合には、相違理由の記載を充実しました。 <p>【系統図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川2号炉の系統図様式（操作設備を掲載し、系統図にて対象設備を識別）にて、新たに作成しました。 なお、屋外・屋内の接続箇所ごとの系統図は作成せず、屋外設備等の複数経路は接続図、アクセスルート図等を関連資料としました。 <p>【容量設定根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設時に設定根拠説明書を作成したことから変更前後の記載としていましたが、容量仕様は現設計値のみ記載するよう変更しました。 ・容量等の説明に加え、女川2号炉において補足する資料の有無を確認し、必要な資料を追加しました。 <p>【単線結線図、接続図、保管場所図、アクセスルート図】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来、複数要求への対応を示す関連資料であった配置図が有する情報について、女川2号炉の資料構成を参照し、新規作成しました。 		

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>46-1 SA設備基準適合性 一覧表</p>	<p>46-1 SA設備 基準適合性一覧表</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

項目	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
9	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備名称	規格	相違理由
1	原子炉格納容器	圧力バウンダリを減圧するための設備	
	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
9	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	
	圧力バウンダリを減圧するための設備	圧力バウンダリを減圧するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉	
項目	備考
1	燃料取扱設備
2	燃料取扱設備
3	燃料取扱設備
4	燃料取扱設備
5	燃料取扱設備
6	燃料取扱設備
7	燃料取扱設備
8	燃料取扱設備
9	燃料取扱設備

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	燃料取扱設備	
2	燃料取扱設備	
3	燃料取扱設備	
4	燃料取扱設備	
5	燃料取扱設備	
6	燃料取扱設備	
7	燃料取扱設備	
8	燃料取扱設備	
9	燃料取扱設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...
9	...



泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1
2
3
4
5
6
7
8
9

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
9	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	対象外(海水を揚水しない)	[補足説明資料]40-4 系統図
2	対象外(揚水機が備わらない)	-
3	対象外(揚水機等からの影響により揚水を発生させない)	-
4	対象外(揚水機等からの影響により揚水を発生させない)	-
5	対象外(揚水機等からの影響により揚水を発生させない)	-
6	対象外(揚水機等からの影響により揚水を発生させない)	-
7	対象外(揚水機等からの影響により揚水を発生させない)	-
8	対象外(揚水機等からの影響により揚水を発生させない)	-
9	対象外(揚水機等からの影響により揚水を発生させない)	-

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備名	規格	適合性	相違理由
1	原子炉格納容器	原子炉格納容器	A	① [補足説明資料]48-2 配置図
	(有効に構造を選擇する)		-	
2	海水又は淡水	海水又は淡水	II	[補足説明資料]48-4 系統図
	(海水注水を行った場合の影響を考慮)		-	
3	対象外	対象外	/	②
	(操作不要)		-	
4	その他	その他	N	③ [補足説明資料]48-3 試験・検査説明資料
	(外観の確認が可能)		-	
5	DB施設	DB施設	B)	④ [補足説明資料]48-4 系統図
	(DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用)		-	
6	対象外	対象外	/	⑤
	(設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)		-	
7	対象外	対象外	/	⑥
	(容積率として設定すべき項目ではない)		-	
8	防止設備	防止設備	A)	⑦ [補足説明資料]48-2 配置図
	(S/G2次間による炉心冷却と多様性)		-	
9	対象外	対象外	/	⑧
	(サポートなし)		-	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

項目	大飯発電所3号炉	大飯発電所4号炉
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備



泊発電所3号炉

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備名称	適合性	相違理由
第1号機	原子炉格納容器	①	① [補足説明資料]48-2 配置図
	海水又は淡水	②	II [補足説明資料]48-4 系統図
	対象外	③	②
	その他	N	③ [補足説明資料]48-3 試験・検査説明資料
	【次系FAB】 DB施設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	Bb	④ [補足説明資料]48-4 系統図
	【1次系のFAB】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同じ系統構成)	A d	⑤ [補足説明資料]48-4 系統図
	対象外	-	-
	対象外	-	-
	対象外	-	-
第2号機	対象外	-	-
	対象外	-	-
	対象外	-	-
第3号機	対象外	-	-
	対象外	-	-
	対象外	-	-
第4号機	対象外	-	-
	対象外	-	-
	対象外	-	-
第5号機	対象外	-	-
	対象外	-	-
	対象外	-	-
第6号機	対象外	-	-
	対象外	-	-
	対象外	-	-
第7号機	対象外	-	-
	対象外	-	-
	対象外	-	-
第8号機	【1次系のFAB】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/国内 (S/02次面による炉心冷却と多様性) (補助給水ピットと位置的分散)	A a	⑧ [補足説明資料]48-2 配置図
	対象外(サポートなし)	-	-
	対象外	-	-

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉

泊発電所 3 号炉

相違理由

第 46 条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備		ほう酸注入タンク		類型化区分	関連資料
第 1 号	構造風圧・遠隔圧力/屋外の天候/放射線	①	C/V以外の屋内-IS LOCa時及びSGTR時と使用 《原子炉隔壁壁》 (有効に構造を逸脱する)	B a B e	① [補足説明資料]48-2 配置図
	設置	②	対象外(海水を湧水しない) 《機密が漏れぬ》 (周辺構造物からの蒸気等により構造を劣化させない)	-	[補足説明資料]48-4 系統図
第 2 号	操作性	③	対象外 (操作不要)	-	②
	試験・検証 (稼働性、系統構成/不加入)	④	確認 (機能・性能及び備えの確認が可能) (内部の確認が可能-マンホール設置) (ほう酸濃度及び有効水量の確認が可能)	F	③ [補足説明資料]48-3 試験・検査 説明資料
第 3 号	切り替え性	④	【1次系FAS】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	B b	④ [補足説明資料]48-4 系統図
	系統設計	⑤	【1次系のFAS】 DBと同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合は同じ系統構成)	A d	⑤ [補足説明資料]48-4 系統図
第 4 号	設置設計	-	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-	-
	その他(実施例)	-	対象外	-	-
第 5 号	設置場所	⑥	対象外 (操作不要)	-	⑥
第 6 号	管径の容量	⑦	対象外(管路)	-	⑦
第 7 号	共用の禁止	-	(共用しない)	-	-
第 8 号	環境条件、自然現象、外部災害、洪水、火災	⑧	【1次系のFAS】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	-	⑧
	共同管理/共同運用の禁止	⑨	対象外(サポートなし)	-	-

【設備の相違】(本文に記載より48章)
 ・ほう酸注入タンク(BIT)の設置有無による比較対象なし
 ・排気設備のプラント(高圧3/4号炉、川内1/2号炉等)では、主蒸気管断絶(過冷却)に対する対応として、高濃度のほう酸水を保有するほう酸注入タンクをポンプ仕掛けで設置している。大飯3/4号炉/高圧(伊方3号炉、立井3/4号炉)、標準取替用水タンクのほう酸水で充分な濃度維持は確保可能であることから、BITを明設置としているが、泊3号炉では、明記の取替用水タンクをもちいたため、高圧3/4号炉、川内1/2号炉等と同様にBITを設置している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備



泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉									
項目	基準	大飯 3 号炉	大飯 4 号炉	相違	備考	相違理由	備考	相違理由	備考
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置						
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置						
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置						
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置						
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置						
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置						
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置						
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置						



泊発電所 3 号炉 SA 設備基準適合性 一覧表(常設)				相違理由
項目	基準	泊発電所 3 号炉	相違	相違理由
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	設置	設置	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	C/V以外の屋内-IS LOC時及びSGTR時で使用 (原子炉建屋)	[補足説明資料]48-2 配置図
2	海水又は淡水 (海水を過水する可能性あり)	[補足説明資料]48-4 系統図
3	【S/G2次側による冷却】 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	-
4	【S/G2次側による冷却】 DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB施設と同じ系統構成で使用)	[補足説明資料]48-4 系統図
5	【S/G2次側による冷却】 且つ同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	[補足説明資料]48-4 系統図
6	中央制御室操作 (操作は中央制御室から可能)	-
7	【S/G2次側による冷却】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同仕様で設計)	-
8	【S/G2次側による冷却】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (加圧器過かし弁を使用した1次冷却系統の規定に多様性) (加圧器過かし弁と位置的分散) 【S/G2次側による炉心冷却(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	[補足説明資料]48-2 配置図
9	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (DB設備としての電源に多様性を持った代替電源から給電)	[補足説明資料]48-0 単線接続図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)

項目	設備名	仕様	規格	相違理由
1	タービン駆動補助給水ポンプ	C/V以外の屋内-IS LOC時及びSGTR時で使用 (原子炉建屋)	B a B c	① [補足説明資料]48-2 配置図
		（有効に機能を発揮する）	-	
2	海水又は淡水 (海水を過水する可能性あり) (機密が漏れわれない)	海水又は淡水 (海水を過水する可能性あり)	II	[補足説明資料]48-4 系統図
		（機密が漏れわれない）	-	
3	現場操作 (且具備保：専用の注油器により手動で潤滑油供給、専用の工具を用いて人力で蒸気加減弁を操作) (弁操作：専用の工具を用いて人力で蒸気加減弁を操作)	現場操作 (且具備保：専用の注油器により手動で潤滑油供給、専用の工具を用いて人力で蒸気加減弁を操作)	A A A B	② [補足説明資料]48-2 配置図
		中央制御室操作 (中央制御室に設置された機器にて操作可能)	-	
4	【S/G2次側による冷却】 DB補設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	【S/G2次側による冷却】 DB補設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	B b	④ [補足説明資料]48-4 系統図
		【S/G2次側による冷却】 DBと同系統構成 (設計基準対象補設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	
5	【S/G2次側による冷却】 DBと同系統構成 (設計基準対象補設として使用する場合と同じ系統構成)	【S/G2次側による冷却】 DBと同系統構成 (設計基準対象補設として使用する場合と同じ系統構成)	A d	⑤ [補足説明資料]48-4 系統図
		【T/D-AFPの機能回復】 (蒸気加減弁及び駆動蒸気入口弁の操作等により、設計基準事故対象補設として使用する場合と同じ系統構成)	-	
6	地震時 (操作は設置場所でも可能) (中央制御室操作も可能)	地震時 (操作は設置場所でも可能) (中央制御室操作も可能)	A a B	⑥ [補足説明資料]48-2 配置図
		対象外	-	
7	【S/G2次側による冷却】 DB設置の容量等が十分 (DB補設と同仕様で設計)	【S/G2次側による冷却】 DB設置の容量等が十分 (DB補設と同仕様で設計)	A	⑦ -
		（共用しない）	-	
8	【S/G2次側による冷却】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (加圧器過かし弁を使用した1次冷却系統の減圧に多様性) (加圧器過かし弁と位置的分散)	【S/G2次側による冷却】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (加圧器過かし弁を使用した1次冷却系統の減圧に多様性) (加圧器過かし弁と位置的分散)	A a	⑧ [補足説明資料]48-2 配置図
		【S/G2次側による炉心冷却(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	-	
9	対象(サポート系あり) 別の手段 (蒸気加減弁は手動で操作できる設計とし、熱受油は手動で潤滑油給油できる)	対象(サポート系あり) 別の手段 (蒸気加減弁は手動で操作できる設計とし、熱受油は手動で潤滑油給油できる)	C	⑨ [補足説明資料]48-2 配置図
		（蒸気加減弁は手動で操作できる設計とし、熱受油は手動で潤滑油給油できる）	-	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	C/V以外の屋内-1S-10CA時及びSGTR時で使用 (原子炉建屋)	① [補足説明資料]48-2 配置図
2	対象外(海水を播水しない)	[補足説明資料]48-4 系統図
3	【S/G2次側による冷却、SGTR、1S-10CA】 現場操作 (足場確保：増設の踏み台) (弁操作：手動ハンドルを設け人力により確実に操作) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	② [補足説明資料]48-2 配置図
4	【S/G2次側による冷却、SGTR、1S-10CA】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	④ [補足説明資料]48-4 系統図
5	【S/G2次側による冷却】 DBと同等系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	⑤ [補足説明資料]48-4 系統図
6	対象外 (設置場所での手動ハンドル操作により可能) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	⑥ [補足説明資料]48-2 配置図
7	【S/G2次側による冷却、SGTR、1S-10CA】 DB設備の容量等が十分 (DB設備と同等設計)	⑦ -
8	【S/G2次側による冷却、SGTR、1S-10CA】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (加圧器逃がし弁を使用した1次冷却系統の規定に多様性) (加圧器逃がし弁と位置的分散) 【S/G2次側による炉心冷却(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	⑧ [補足説明資料]48-2 配置図
9	対象(サポート系あり) 異なる駆動源 (手動操作を可能とし、空気作動に対して多様性)	⑨ [補足説明資料]48-2 配置図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由
項目	大飯発電所3/4号炉	項目	泊発電所3号炉	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		相違理由
項目	泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)	
1	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
2	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
3	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
4	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
5	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
6	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
7	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
8	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	
9	原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	適合性
1	適合
2	適合
3	適合
4	適合
5	適合
6	適合
7	適合
8	適合

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備	タービン動補助給水ポンプ駆動空気入口弁	相違理由
1	C/V以外の屋内-IS LOC時及びSGTR時で使用 (原子炉建屋)	1 [補足説明資料]48-2 配置図
2	対象外(海水を湧水しない)	[補足説明資料]48-4 系統図
3	【S/G2次側による冷却】 稼働操作 (弁操作：手動ハンドルを扱げ入力により確実に操作) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤での操作が可能)	2 [補足説明資料]48-2 配置図
4	【S/G2次側による冷却】 DB補設と同じ用途で使用又は切替せず使用 (DB補設と同じ系統構成で使用)	4 [補足説明資料]48-4 系統図
5	【S/G2次側による冷却】 且つ同系統構成 (設計基準対象施設として使用する場合と同じ系統構成)	5 [補足説明資料]48-4 系統図
6	対象外 (操作は設置場所でも可能) 中央制御室操作 (中央制御室の制御盤でも可能)	6 [補足説明資料]48-2 配置図
7	対象外(同機能)	7
8	【S/G2次側による冷却(機械回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	8
9	対象(サボート系あり) 別の手段 (手動操作を可能とし、常設電源を用いた操作に多様性)	C [補足説明資料]48-2 配置図

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	
項目	内容
1	...
2	...
3	...
4	...
5	...
6	...
7	...
8	...
9	...

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(常設)		
1	C/V以外の屋内-1S-10C時に使用 《原子炉補助設備》 《有効に機能を発揮する》	① [補足説明資料]348-2 配置図
2	対象外(海水を湧水しない) 《機密が漏れない》	[補足説明資料]348-4 系統図
3	【IS-10CA】 現場操作 《非操作：遠隔操作機構を用いて確実に操作できる》	② [補足説明資料]348-2 配置図
4	弁 《閉閉確認が可能》 《分岐が可能》	③ [補足説明資料]348-3 試験・検査 説明資料
5	【IS-10CA】 DB補設と同じ用途で使用又は代替せず使用 《DB補設と同じ系統構成で使用》	④ [補足説明資料]348-4 系統図
6	【IS-10CA時】 弁等で系統構成 《非操作等によって、通常時の系統構成から重大事故等対応施設としての系統 構成》	⑤ [補足説明資料]348-4 系統図
7	地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない	-
8	対象外	-
9	現場操作 《設置場所と異なる区画から遠隔操作機構を用いて操作》	⑥ [補足説明資料]348-2 配置図
10	対象外(同機能)	-
11	共用しない	-
12	【IS-10CA時】 防止設備/共通要因の考慮対象設備なし	⑧
13	対象外(サポートなし)	-

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	
9	14
8	13
8	12
6	11
10	
9	
7	7
6	6
5	5
4	4
3	3
2	2
1	1

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)		
第1号	加圧器逃がし弁操作作用可搬型空室対スポンベ	関連資料
第1号	1 0/9以外の室内-その他 (原子炉建屋)	B,d ① [補足説明資料]48-2 配置図
第1号	2 容室 (有効に機能を発揮する)	-
第1号	3 海水 (対象外(海水を透過しない))	/
第1号	4 電断断 (機密が漏れない)	-
第1号	5 接続線からの影響 (周辺機器等からの影響により機能を失うおそれがない)	-
第2号	3 【加圧器逃がし弁の機能回復】 現場操作 (工具確保:一般的な工具) (弁操作:弁操作等にて遠隔に切替えられる) (接続作業:簡便な接続規格による接続)	A① A② A③ ② [補足説明資料]48-2 配置図 [補足説明資料]48-4 系統図
第3号	3 試験・検証 (機能・性能・信頼性の確認が可能な) (減圧圧力及び外観の確認が可能な)	C ③ [補足説明資料]48-3 試験・検査 説明資料
第4号	4 切り替え性 【加圧器逃がし弁の機能回復】 設備としての機能を有さない (弁を設置)	B,a I ④ [補足説明資料]48-4 系統図
第5号	5 系統設計 【加圧器逃がし弁の機能回復】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A,b ⑤ [補足説明資料]48-3 試験・検査 説明資料 [補足説明資料]48-4 系統図
第5号	6 配置設計 地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(箇所に固定)	- [補足説明資料]48-2 配置図
第5号	7 その他(対象外)	/
第6号	6 設置場所 現場操作 (操作は設置場所が可能)	A,a ⑥ [補足説明資料]48-2 配置図
第7号	7 【加圧器逃がし弁の機能回復】 弁側に直接接続 (加圧器逃がし弁全開に必要な圧力に対して十分な容量 保有数は1番、高圧時及び低圧時同時のバックアップとして 1個の合計2個)	B ⑦ [補足説明資料]48-5 容量設定 根拠
第8号	9 可搬性の接続性 簡便な接続規格	C ⑨ [補足説明資料]48-2 配置図
第9号	10 異なる種類の接続箇所の確保	/
第10号	6 設置場所 SFF事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれの少ない場所を速定)	B ⑩ [補足説明資料]48-2 配置図
第11号	8 停電時 【1次冷却系統の減圧(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (制圧用空気圧縮機と位置的分散)	A,b ⑪ [補足説明資料]48-2 配置図
第12号	アクセスルート 屋内アクセスルート	A ⑬ [補足説明資料]48-8 アクセス ルート図
第13号	8 環境条件、自然現象、外部災害、地震、火災 【1次冷却系統の減圧(機能回復)】 防止設備/共通要因の考慮対象設備あり/屋内 (制圧用空気圧縮機と位置的分散)	A,a ⑭ [補足説明資料]48-2 配置図
第14号	9 可搬性(サポート) 対象外(サポート系なし)	/

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	
9	9
8	11
8	13
6	11
10	10
9	9
7	7
6	6
5	5
4	4
3	3
3	2
2	1
1	1

泊発電所3号炉		相違理由
泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可搬)		
第1号	加圧器過かし弁操作用バッテリー	関連資料
第1号	1 設置場所 C/D以外の室内-その他 (原子炉隔壁設置)	B d 1 [補足説明資料]48-2 配置図
第1号	2 重量 (有効に機能を発揮する)	-
第1号	海水 対象外(海水を透過しない)	/
第1号	電磁波 (機密が漏れない)	-
第1号	接続からの影響 (周辺機器等からの影響により機能を失わない)	-
第2号	3 操作性 【加圧器過かし弁の機能回復】 (工具確保) (運搬設備：車輪の設置により運搬、移動ができる) (電源操作：電源操作等により速やかに切替えられる) (接続作業：ボルト・ネジ接続とし、接続規格を統一)	A① A② A③ A④ 2 [補足説明資料]48-2 配置図 [補足説明資料]48-4 系統図
第2号	試験・検証 (機能、性能、接続確認、外部入力)	I 3 [補足説明資料]48-3 試験・検査説明資料
第1号	4 切り替え性 【加圧器過かし弁の機能回復】 設備として機能と有さない (電源操作)	B a I 4 [補足説明資料]48-4 系統図
第1号	5 系統設計 【加圧器過かし弁の機能回復】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A b 5 [補足説明資料]48-3 試験・検査説明資料 [補足説明資料]48-4 系統図
第1号	設置設計 地震、洪水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(固縛により固定)	- 6 [補足説明資料]48-2 配置図
第1号	その影響(数値) 対象外	/
第2号	6 設置場所 (操作は設置場所可能)	A a 6 [補足説明資料]48-2 配置図
第2号	7 可搬SAの容量 【加圧器過かし弁の機能回復】 兼用直結接続 (加圧器過かし弁との作業時間を考慮した容量 保有数は1番、同時及び異なる設備のバックアップとして 1個の合計2個)	B 7 [補足説明資料]48-5 容量設定根拠
第2号	8 可搬SAの接続性 端子のボルト・ネジによる接続	A 9 [補足説明資料]48-2 配置図
第2号	異なる機器の接続箇所の確保 対象外	/
第4号	6 設置場所 S/F事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれのない場所を確保)	B 10 [補足説明資料]48-2 配置図
第2号	8 停電機材 【1次冷却系統の減圧(機能回復)】 防止設備(非常用)の考慮対象設備あり/屋内 (蓄電池(非常用)と位置的分散)	A b 11 [補足説明資料]48-2 配置図
第1号	アクセスルート 屋内アクセスルート	A 12 [補足説明資料]48-8 アクセスルート図
第1号	8 設置場所、自然現象、外部人災害、盗、火災 【1次冷却系統の減圧(機能回復)】 防止設備(非常用)の考慮対象設備あり/屋内 (蓄電池(非常用)と位置的分散)	A a 13 [補足説明資料]48-2 配置図
第1号	9 サポート新設図 対象外(サポート系なし)	/

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

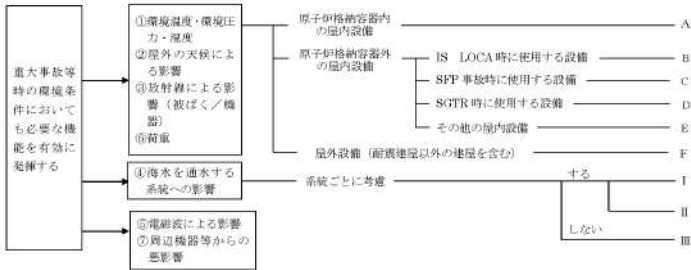
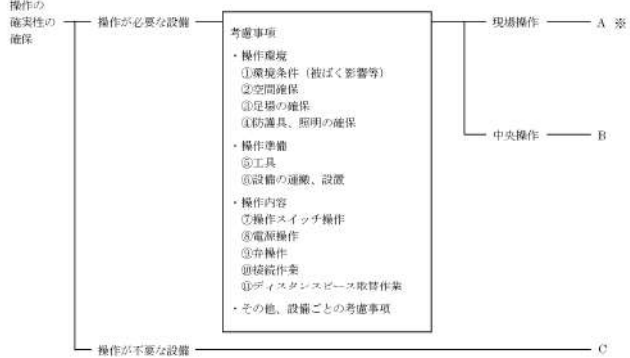
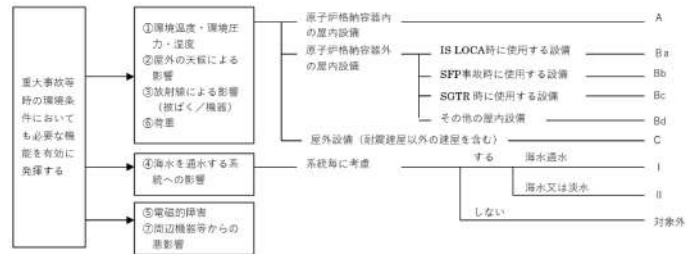

泊発電所3号炉 SA設備基準適合性 一覧表(可欄)				
項目	内容	相違	関連資料	
第1号	種別	① C/V以外の屋内-IS LOCA時に使用 〈原子炉補助設備〉	B ①	[補足説明資料]46-2 配置図
	機能	② 対象外(海水を通水しない)	/	
	設置	③ (機能が損なわれない)	-	
	維持	(周辺機器等からの振動影響により機能を失うおそれがない)	-	
	操作性	③ 【IS-LOCA】 現場操作 (工具確保：一般的な工具) (井操作：井操作等にて速やかに切替えられる) (接続作業：簡便な接続規格による接続)	A ③ A ④ A ⑤	[補足説明資料]46-2 配置図 [補足説明資料]46-4 系統図
	試験・検査	③ (構造・性能及び耐えの確認が可能) (規定圧力及び外観の確認が可能)	C	[補足説明資料]46-3 試験・検査 説明資料
	切り替え	④ 【IS-LOCA】 DB施設としての機能を有さない (弁を設置)	B ④ 1	[補足説明資料]46-4 系統図
	系統設計	⑤ 【IS-LOCA】 通常時は分離 (通常時に接続先の系統と分離された状態)	A ⑤	[補足説明資料]46-3 試験・検査 説明資料 [補足説明資料]46-4 系統図
	配管設計	地震、漏水、火災、外部からの衝撃の影響を及ぼさない(因替により固定)	-	[補足説明資料]46-2 配置図
	その他(規格等)	対象外	/	
設置場所	⑥ 現場操作 (操作は設置場所でも可能)	A ⑥	[補足説明資料]46-2 配置図	
第1号	可搬性の有無	⑦ 【IS-LOCA】 角部に直結接続 (余熱除去ポンプ入口弁室等に必要圧力に対して十分な容量 保有数は2個、起動時の基準圧力側のバックアップとして 2個の合計4個)	B	[補足説明資料]46-5 容量設定項 拠
第2号	可搬性の接続性	簡便な接続規格	C	[補足説明資料]46-2 配置図
第3号	異なる種類の接続方式の確保	対象外	/	
第4号	設置場所	⑥ SFP事故時以外に使用する設備 (放射線の高くなるおそれのない場所を選定)	B	[補足説明資料]46-2 配置図
第5号	設置場所	⑧ 【IS-LOCA】 防止設備/共通要員の考慮対象設備あり/屋内 (所内用空気圧縮機と位置的分散)	A ⑧	[補足説明資料]46-2 配置図
第6号	アクセスルート	屋内アクセスルート	A	[補足説明資料]46-8 アクセス ルート図
第7号	設置場所	⑧ 【IS-LOCA】 防止設備/共通要員の考慮対象設備あり/屋内 (所内用空気圧縮機と位置的分散)	A ⑧	[補足説明資料]46-2 配置図
	サポート取扱い	⑨ 対象外(サポート系なし)	/	

46-1-3

【記載表現の相違】
 IS-LOCA 時は、余熱除去ポンプを閉止する際に用いる設備として、大飯と同等のものを有しており、先行審査記録を踏まえ本設備について、泊ではSA設備としている。(大飯ではSA設備としていない)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>大飯3、4号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>④海水を通過する系統については、Ⅰ：通常時に海水を通過する系統、Ⅱ：淡水又は海水から選択できる系統、Ⅲ：海水を通過しない系統で分類する。</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p>  <p>※：設備ごとに対応の組み合わせが異なるため、その対応を設備ごとに記載する。 (例：A③、A⑤、A⑦等)</p>	<p>泊3号炉 SA設備基準適合性一覧表の記号説明</p> <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第1号 重大事故等時の環境条件における健全性について</p>  <p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第2号 操作の確実性について</p> 	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目 ・分解検査 ・開放検査 ・非破壊検査 ・閉閉検査 ・機能・性能検査 ・物性検査</p> <p>考慮事項 ○検査性のある構造 ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○系統構成、外部入力 ・アストラインの構成 ・機械負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化 機械設備 A ボンプ、ファン、圧縮機 B 弁 電気設備 C 変圧機(タンク類) D 電気機器 E 変換ユニット F 管路 G 内部機器 H 容器 I 弁駆動機 J その他電気設備 計測制御設備 K 計測制御設備 検査機 L 検査機 その他 M その他</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第3号 試験又は検査性について</p> <p>試験又は検査項目 ・分解検査 ・開放検査 ・非破壊検査 ・閉閉検査 ・機能・性能検査 ・物性検査</p> <p>考慮事項 ○検査性のある構造 ・分解ができる構造 ・点検口等の設置 ・非破壊検査ができる構造 ○系統構成、外部入力 ・アストラインの構成 ・機械負荷等の接続性</p> <p>設備区分による類型化 機械設備 動機機器 A ボンプ、ファン B 弁 電気設備 C 変圧機 D 電気機器 E 変換ユニット F 管路 G 内部機器 H 容器 I その他電気設備 計測制御設備 J 計測制御設備 検査機 L 検査機 構築物 K 構築物</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>通常時から系統構成を変更する設備</p> <p>【考慮事項】 ・弁操作等で切り替えられる。</p> <p>選定対象 A</p> <p>変更せずに使用できる系統又は設備 B</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第4号 切り替え性について</p> <p>重大事故等対処設備</p> <p>本来の用途以外の用途として使用する必要がある</p> <p>本来の用途以外の用途として使用するための切替は不要</p> <p>DB施設としての機能を有さない</p> <p>DB施設と同じ用途で使用又は切替せず使用</p> <p>切替必要 Ba1</p> <p>切替不要 Ba2</p> <p>Bb</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項 ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏れ含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏れ（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>A ※</p> <p>⑦ 内部発生飛散物</p> <p>高速回転機器 I</p> <p>※：Aについては、Aと考慮事項の番号を記載する。（例：A①、A③等）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第1項 第5号 重大事故等対処設備の悪影響防止について</p> <p>重大事故等対処設備の使用においては、設計基準対象施設に影響を及ぼさないようにすること</p> <p>考慮事項 ① 他設備への系統的な影響 ② 二つ以上の機能要求 ③ 地震（地震起因の火災、漏れ含む） ④ 火災（地震起因以外） ⑤ 内部漏れ（地震起因以外） ⑥ 風（台風）及び竜巻</p> <p>弁等で系統構成 Aa 通常時は分離 Ab 他設備から孤立 Ac DBと同じ系統構成 Ad 放射性物質又は海水を含む系統との分離 Ae</p> <p>高速回転機器 B 高速回転機器以外 対象外</p>	

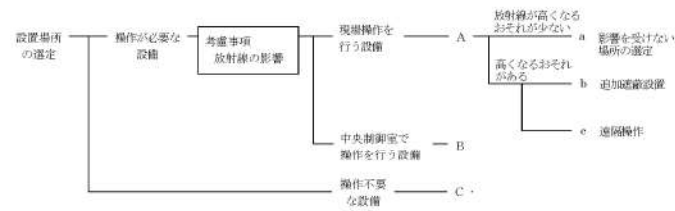
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

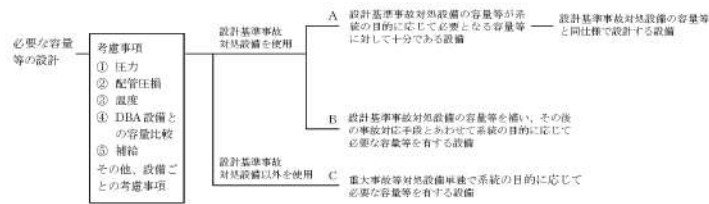
■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号

設置場所について



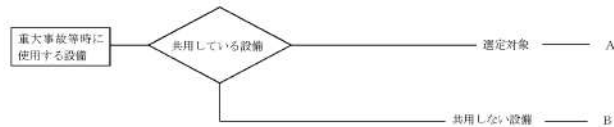
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号

常設重大事故等対処設備の容量等について



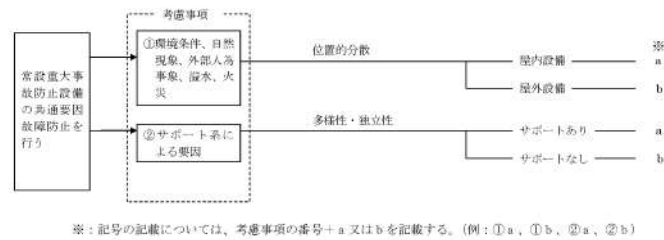
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号

発電用原子炉施設での共用の禁止について



■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号

常設重大事故防止設備の共通要因故障について



泊発電所3号炉

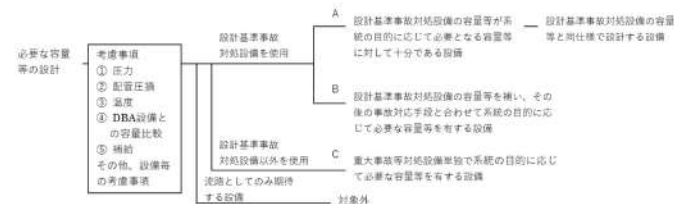
■設置許可基準規則 第43条 第1項 第6号

設置場所について



■設置許可基準規則 第43条 第2項 第1号

常設重大事故等対処設備の容量等について



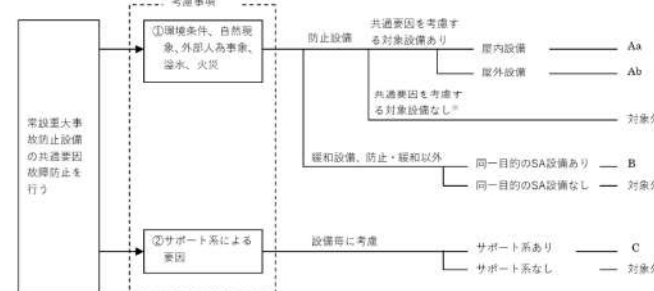
■設置許可基準規則 第43条 第2項 第2号

発電用原子炉施設での共用の禁止について

区分	設計方針	関連資料	備考
-	2以上の発電用原子炉施設において共用しない設計とする。	-	

■設置許可基準規則 第43条 第2項 第3号

常設重大事故防止設備の共通要因故障について




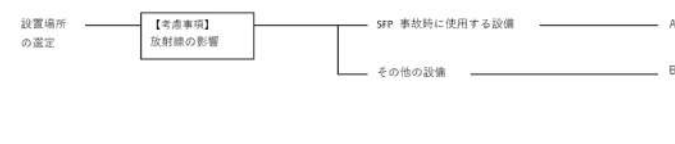

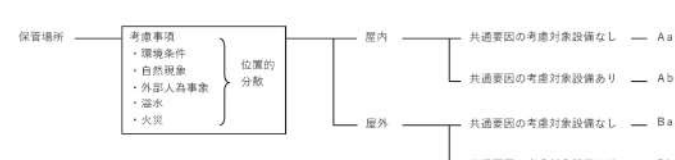
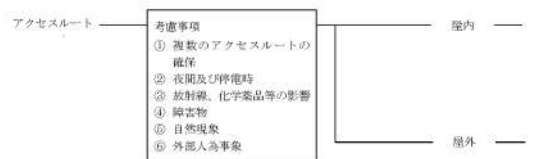

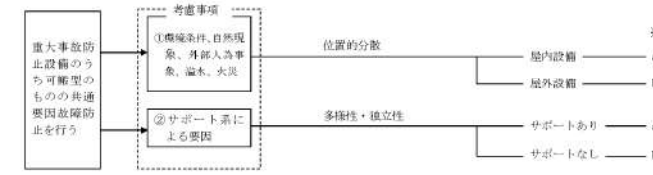
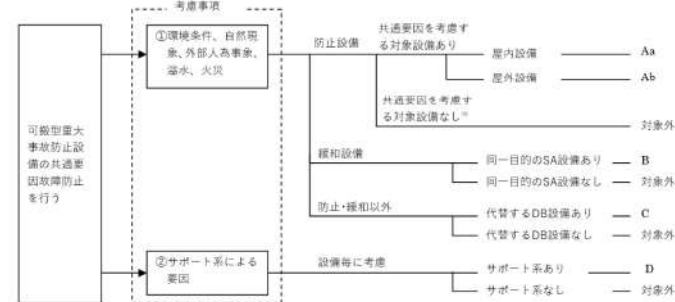
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等かどうか</p> <p>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型直流電源設備、可搬型バッテリー、可搬型ポンプ等 — B ①、②以外 — C</p> <p>予備数量</p> <p>【考慮事項】 ④ プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施するかどうか ⑤ 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）であるかどうか</p> <p>プラント定検中等当該可搬型重大事故等対処設備の機能を要求されない時期に保守点検を実施する設備 — a 保守点検中でも使用可能（外観目視、給油・給薬、メガチェック、機能確認等一式取替（点検済みの設備との取替含む。）の際に、事前に取替品を準備してから保守点検するかどうか等）である設備 — b ④、⑤以外 — c</p> <p>予備数量の考え方へ</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第1号 可搬型重大事故等対処設備の容量等について</p> <p>必要数量</p> <p>【考慮事項】 ① 原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備かどうか ② 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等かどうか</p> <p>原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する可搬型設備 — A 負荷に直接接続する可搬型バッテリー及び可搬型ポンプ等 — B ①、②以外 — C</p> <p>予備数量も含めて設計方針とする。</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル</p> <p>コネクタ接続 — A より簡便な接続規格等による接続 — C</p> <p>配管</p> <p>ボルト締フランジ接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C その他の措置 — D 接続なし — E</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第2号 可搬型重大事故等対処設備の常設設備との接続性について</p> <p>接続</p> <p>【考慮事項】 ① 容易かつ確実な接続 ② 接続部の規格の統一</p> <p>ケーブル</p> <p>母線供給 — A 通信・計装各設備電源 — D</p> <p>水・空気配管</p> <p>大口径等 — B 小口径等 — C</p> <p>油配管、計装付属配管 — D</p> <p>罐子のボルト・ネジによる接続 — A 専用の接続方法による接続 — D ボルト締フランジ接続による接続 — B より簡便な接続規格等による接続 — C 専用の接続方法による接続 — D</p>	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】 ・放射線による影響因子 ・漏水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象</p> <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面含む） — A 屋内及び屋外 — B その他（空気） — C 接続箇所なし — D</p> <p>（建屋外から供給するものに限る）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第3号 異なる複数の接続箇所の確保について</p> <p>接続箇所</p> <p>【考慮事項】 ・環境条件 ・漏水、火災 ・自然現象 ・外部人為事象</p> <p>水・電力</p> <p>屋内（壁面含む） — A 対象外 — B</p> <p>（建屋外から供給するものに限る）</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第4号 可搬型重大事故等対処設備の設置場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第5号 保管場所について</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第6号 アクセスルートについて</p> 	
<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p>  <p>※：記号の記載については、考慮事項の番号+a又はbを記載する。（例：①a、①b、②a、②b）</p>	<p>■設置許可基準規則 第43条 第3項 第7号 重大事故防止設備のうちの可搬型のものの共通要因故障について</p> 	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">46-2 配置図 3号炉</p>	<p style="text-align: center;">46-2 配置図</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>凡例</p> <p>：設計基準対象施設</p> <p>：重大事故等対処設備</p> </div>	<p>・設備の相違、配置箇所 の相違により、比較対象資料は一致せず。</p> <p>・SA基準適合性一覧表に取りまとめた内容に対して、設備の設置、保管場所を示すとともに環境条件、位置的分散、操作性および悪影響防止等の適合性を確認するための資料構成に相違なし（以降、配置図において相違理由省略）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right;"> 46-2-2 </div>	<div data-bbox="1142 295 1859 1236" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1265 1284 1736 1308" style="text-align: center;"> 図46-2-1 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード） </div> <div data-bbox="1478 1364 1545 1388" style="text-align: right;"> 46-2-1 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1008 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 365px;"></div> <div data-bbox="190 1364 750 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right;"> 46-2-3 </div>	<div data-bbox="1120 279 1881 1268" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1254 1284 1736 1316" style="text-align: center;"> 図46-2-2 配置図（1次冷却系のフィードアンドブリード） </div> <div data-bbox="1467 1364 1534 1388" style="text-align: center;"> 46-2-2 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right;"> 46-2-8 </div>	<div data-bbox="1120 215 1892 1125" style="text-align: center;"> <p>図46-2-4 配置図（蒸気発生器2次側からの除熱）</p> </div> <div data-bbox="1478 1364 1545 1388" style="text-align: right;"> 46-2-4 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 199 1012 1359" style="border: 2px solid black; height: 727px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="183 1364 696 1393" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="958 1380 1021 1402" style="text-align: right; margin-top: 10px;">46-2-6</div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right;"> 46-2-9 </div>	<div data-bbox="1120 223 1892 1197" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1299 1284 1702 1308" style="text-align: center;"> 図46-2-7 配置図(蒸気発生器2次側からの除熱) </div> <div data-bbox="1478 1364 1545 1388" style="text-align: right;"> 46-2-7 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 199 1019 1364" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 370px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="190 1364 694 1396" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="952 1380 1019 1404" style="text-align: right; margin-top: 10px;">46-2-10</div>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所 3 / 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
<div data-bbox="188 197 1014 1361" style="border: 2px solid black; height: 729px; width: 369px;"></div> <div data-bbox="188 1369 696 1393" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div> <div data-bbox="949 1382 1016 1402" style="text-align: right;"> 46-2-11 </div>	<div data-bbox="1115 300 1832 1214" style="text-align: center;"> </div> <div data-bbox="1272 1289 1733 1310" style="text-align: center;"> 図 4 6 - 2 - 8 配置図（1 次冷却系のフィードアンドブリード） </div> <div data-bbox="1485 1369 1541 1390" style="text-align: right;"> 46-2-8 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>46-4 試験・検査説明資料 3号炉</p>	<p>46-3 試験・検査説明資料</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-114</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-11</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="210 236 1003 1326" style="border: 2px solid black; height: 683px; width: 354px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="365 1337 842 1362" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 288 1874 1313" style="border: 2px solid black; height: 642px; width: 325px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1334 1702 1356" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-115</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-12</p> <p style="text-align: right;">試原-17</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 231 1008 1313" style="border: 2px solid black; height: 678px; width: 344px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="385 1326 851 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。 </div>	<div data-bbox="1146 287 1872 1313" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 324px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1331 1702 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：O3-16-116</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：加圧器逃がし弁分解検査 要領書番号：HT3-13</p> <p style="text-align: right;">試原-19</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="237 210 992 1318" style="border: 2px solid black; height: 694px; width: 337px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="360 1334 824 1358" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項のため、公開できません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1874 1311" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 326px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1702 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

機器又は系統名	実装機(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (○)中に使用する 設備記号を付す		
C系気源生器	圧検管 3.382本	1.非破壊試験	高	20M	高気圧生器圧力管材料検査	○		
	13次機	1.開点試験	高	13M	13次系圧交換器検査			
	22次機	1.開点試験	高	13M				
	マンホール	2.高圧点検 (カスケード昇降機) 3.分弁点検 (カスケード昇降機)	高	13M				
	D系気源生器	圧検管 3.382本	1.非破壊試験	高	20M		高気圧生器圧力管材料検査	
		13次機	1.開点試験	高	13M		13次系圧交換器検査	
		22次機	1.開点試験	高	13M			
		マンホール	2.高圧点検 (カスケード昇降機) 3.分弁点検 (カスケード昇降機)	高	13M			
	加圧器	3階 RC-045 3W-RC-045 3V-RC-047 3PCV-452A 3PCV-452B	1.開点試験	高	13M		加圧器安全弁機能検査	
			2.漏えい試験	高	B		加圧器安全弁漏えい検査	
3.分弁点検			高	13M	加圧器安全弁分弁検査			
1.機能・性能試験 (駆動装置含む)			高	1F	加圧器遠がし弁機能検査			
2.漏えい試験			高	1F	加圧器遠がし弁漏えい検査			
3.分弁点検			高	20M	加圧器遠がし弁分弁検査			
1.分弁点検			高	20M				
2.高圧点検 (特性点検)			高	13M				
1.機能・性能試験 (駆動装置含む)			高	1F	加圧器遠がし弁機能検査			
2.漏えい試験			高	1F	加圧器遠がし弁漏えい検査			
3.分弁点検	高	20M	加圧器遠がし弁分弁検査					

別紙1-6

別紙1-9

比較のため前項より転記

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：O3-16-110</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：蒸気発生器伝熱管体積検査 要領書番号：HT3-6</p> <p style="text-align: right;">試-原-30</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 2px solid black; height: 700px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="474 1369 931 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div style="border: 2px solid black; height: 600px; width: 100%;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 280 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 645px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1285 1326 1733 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 原子炉格納施設</p> <p>検査名：1次系熱交換器検査(1/2) [原子炉編] 要領書番号：O3-16-326</p>		<p>保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1014 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 375px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="488 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>		保全計画の相違 ・保全計画の相違(実績有無の相違を含む)により、泊では定期事業者検査要領書の作成実績がないため、設計図書にて試験検査が可能な設計であることを示す。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 738px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 931 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1146 280 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 324px;"></div> <div data-bbox="1258 1321 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="183 197 1010 1362" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 369px;"></div> <div data-bbox="183 1362 687 1390" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 290 1877 1321" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 327px;"></div> <div data-bbox="1429 1321 1877 1342" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="190 215 1003 1348" style="border: 2px solid black; height: 710px; width: 363px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="197 1353 674 1380" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 284 1877 1316" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 327px; margin: 10px auto;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1348" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="188 201 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 730px; width: 367px;"></div> <div data-bbox="188 1366 692 1393" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1315" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1345" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="197 209 1016 1366" style="border: 2px solid black; height: 725px; width: 366px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="190 1369 696 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1146 284 1877 1315" style="border: 2px solid black; height: 646px; width: 326px; margin: 10px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 5px;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：O3-16-120</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁機能検査 要領書番号：HT3-27</p> <p style="text-align: right;">試原-44</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="176 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 372px;"></div> <div data-bbox="486 1369 936 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1261 1326 1704 1347" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">改 1</p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：O3-16-121</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル</p> <p style="text-align: center;">定期事業者検査要領書</p> <p style="text-align: center;">設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：主蒸気逃がし弁漏えい検査 要領書番号：HT3-28</p> <p style="text-align: right;">試-原-46</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 936 1401" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1144 284 1872 1310" style="border: 2px solid black; height: 643px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1258 1326 1704 1350" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-left: auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 188 1016 1362" style="border: 2px solid black; height: 736px; width: 376px;"></div> <div data-bbox="483 1369 936 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。</div>	<div data-bbox="1146 277 1877 1311" style="border: 2px solid black; height: 648px; width: 326px;"></div> <div data-bbox="1258 1327 1706 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。</div>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	安全性(機器名)	危険及び試験の項目	保全方式又は程度	検査名	備考 (0)中に使用する設備記号は省略)
SA取水ろ過器	SA取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3B取水ろ過器	3B取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3C取水ろ過器	3C取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3A取水ろ過器	3A取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3B取水ろ過器	3B取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3C取水ろ過器	3C取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3D取水ろ過器	3D取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3E取水ろ過器	3E取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3F取水ろ過器	3F取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3取水ろ過器	3取水ろ過器	1.外観点検	高	1F	
蒸気タービン(蒸気タービンに付属する給水ポンプ及び貯水設備並びに動水設備設備)等	蒸気タービン(蒸気タービンに付属する給水ポンプ及び貯水設備並びに動水設備設備)等	1.5分率点検 2.2分率点検	高 低	1.3M~1.30M 1.3M~1.30M	一部BMあり
蒸気タービン(蒸気タービンに付属する管等)	蒸気タービン(蒸気タービンに付属する管等)	1.開閉点検 2.非破壊試験	高	蒸気タービン開放検査	
蒸気タービン(その他設備)	2次系設備等(上記)蒸気タービン(蒸気タービンに付属する給水ポンプ及び貯水設備並びに動水設備)以外の蒸気タービン(蒸気タービンに付属する管等)の他の項目(タービン、ポンプ、給電機、弁等を含む)蒸気タービン及び附属設備	1.外観点検 2.非破壊試験	高	蒸気タービン開放検査 2次系設備検査	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	1.保安装置点検 2.負荷点検	高	1F 1F	一動機認定後定期検査 定期認定後定期検査
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	1.運転・圧力試験	高	B	組合員両機検査
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	2.2分率点検	高	1.3M~2.60M	2次系安全弁検査
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	3.3分率点検	低	3.6M~3.60M	2次系弁検査
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	4.降圧点検 (ブランドバッキン取替)	高	3.2M~1.30M	
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	1.運転・圧力試験	高	B	有効性評価No. 3の定期
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	2.2分率点検	高	3.2M~1.82M	
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	3.3分率点検	高	3.3M~1.82M	

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉		相違理由	
機器又は系統名	安全性(機器名)	危険及び試験の項目	保全方式又は程度	検査名	備考 (0)中に使用する設備記号は省略)
3B取水ろ過器	3B取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3C取水ろ過器	3C取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3A取水ろ過器	3A取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3B取水ろ過器	3B取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3C取水ろ過器	3C取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3D取水ろ過器	3D取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3E取水ろ過器	3E取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3F取水ろ過器	3F取水ろ過器	1.開閉点検	高	2次系容器検査	
3取水ろ過器	3取水ろ過器	1.外観点検	高	1F	
蒸気タービン(蒸気タービンに付属する給水ポンプ及び貯水設備並びに動水設備設備)等	蒸気タービン(蒸気タービンに付属する給水ポンプ及び貯水設備並びに動水設備設備)等	1.5分率点検 2.2分率点検	高 低	1.3M~1.30M 1.3M~1.30M	一部BMあり
蒸気タービン(蒸気タービンに付属する管等)	蒸気タービン(蒸気タービンに付属する管等)	1.開閉点検 2.非破壊試験	高	蒸気タービン開放検査	
蒸気タービン(その他設備)	2次系設備等(上記)蒸気タービン(蒸気タービンに付属する給水ポンプ及び貯水設備並びに動水設備)以外の蒸気タービン(蒸気タービンに付属する管等)の他の項目(タービン、ポンプ、給電機、弁等を含む)蒸気タービン及び附属設備	1.外観点検 2.非破壊試験	高	蒸気タービン開放検査 2次系設備検査	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	1.保安装置点検 2.負荷点検	高	1F 1F	一動機認定後定期検査 定期認定後定期検査
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	1.運転・圧力試験	高	B	組合員両機検査
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	2.2分率点検	高	1.3M~2.60M	2次系安全弁検査
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	3.3分率点検	低	3.6M~3.60M	2次系弁検査
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	4.降圧点検 (ブランドバッキン取替)	高	3.2M~1.30M	
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	1.運転・圧力試験	高	B	有効性評価No. 3の定期
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	2.2分率点検	高	3.2M~1.82M	
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	3.3分率点検	高	3.3M~1.82M	

別紙-1 (17/30)

設備記号	設備名	検査項目	検査内容	検査頻度	検査方法	検査結果
3B	3B取水ろ過器	1.開閉点検	1.開閉点検	1.1M	1.開閉点検	1.開閉点検
3C	3C取水ろ過器	1.開閉点検	1.開閉点検	1.1M	1.開閉点検	1.開閉点検
3A	3A取水ろ過器	1.開閉点検	1.開閉点検	2.1M	1.開閉点検	1.開閉点検
3B	3B取水ろ過器	1.開閉点検	1.開閉点検	2.1M	1.開閉点検	1.開閉点検
3C	3C取水ろ過器	1.開閉点検	1.開閉点検	2.1M	1.開閉点検	1.開閉点検
3D	3D取水ろ過器	1.開閉点検	1.開閉点検	2.1M	1.開閉点検	1.開閉点検
3E	3E取水ろ過器	1.開閉点検	1.開閉点検	2.1M	1.開閉点検	1.開閉点検
3F	3F取水ろ過器	1.開閉点検	1.開閉点検	2.1M	1.開閉点検	1.開閉点検
3	3取水ろ過器	1.外観点検	1.外観点検	2.1M	1.開閉点検	1.開閉点検
蒸気タービン(蒸気タービンに付属する給水ポンプ及び貯水設備並びに動水設備設備)等	蒸気タービン(蒸気タービンに付属する給水ポンプ及び貯水設備並びに動水設備設備)等	1.5分率点検 2.2分率点検	1.5分率点検 2.2分率点検	3.1M 3.1M	1.5分率点検 2.2分率点検	1.5分率点検 2.2分率点検
蒸気タービン(蒸気タービンに付属する管等)	蒸気タービン(蒸気タービンに付属する管等)	1.開閉点検 2.非破壊試験	1.開閉点検 2.非破壊試験	3.1M 3.1M	1.開閉点検 2.非破壊試験	1.開閉点検 2.非破壊試験
蒸気タービン(その他設備)	2次系設備等(上記)蒸気タービン(蒸気タービンに付属する給水ポンプ及び貯水設備並びに動水設備)以外の蒸気タービン(蒸気タービンに付属する管等)の他の項目(タービン、ポンプ、給電機、弁等を含む)蒸気タービン及び附属設備	1.外観点検 2.非破壊試験	1.外観点検 2.非破壊試験	3.1M 3.1M	1.外観点検 2.非破壊試験	1.外観点検 2.非破壊試験
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	1.保安装置点検 2.負荷点検	1.保安装置点検 2.負荷点検	3.1M 3.1M	1.保安装置点検 2.負荷点検	1.保安装置点検 2.負荷点検
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	1.運転・圧力試験	1.運転・圧力試験	3.1M 3.1M	1.運転・圧力試験	1.運転・圧力試験
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	2.2分率点検	2.2分率点検	3.1M 3.1M	2.2分率点検	2.2分率点検
蒸気タービン(その他設備)	蒸気タービン(その他設備)	3.3分率点検	3.3分率点検	3.1M 3.1M	3.3分率点検	3.3分率点検

別紙-1-30

試原-56

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることを相違ない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違ない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="174 193 1010 1366" style="border: 2px solid black; height: 735px; width: 373px;"></div> <div data-bbox="483 1369 934 1398" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開することはできません。 </div>	<div data-bbox="1144 288 1872 1321" style="border: 2px solid black; height: 647px; width: 325px;"></div> <div data-bbox="1424 1329 1872 1353" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	

泊発電所3号炉 SA基準適合性 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1140 288 1868 1318" style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div> <div data-bbox="1420 1329 1868 1350" style="font-size: small;"> 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。 </div>	<p>資料構成の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験検査に係る資料の充実化 ・試験検査の適合性としてアクセスドアを設ける設計としている関連資料として建屋配置図を示している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する設備記号(注)
	日昇7高圧給水関係器	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系高圧蒸気発生器検査	
	グラドランド蒸気減圧器	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	65M 130M 65M	2次系蒸気発生器検査	
	給水、蒸気系 補助給水系	1.開閉、性能試験 (ポンプ、電動機等) 1.開閉、性能試験 (電動機、電動機、電動機、電動機、電動機、電動機等) 2.非破壊試験 3.漏えい試験	電 電 電	1F 1F	高気タービン附属設備検査 補助給水系統検査	(機動診断:3M)
	A.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.調整点検 (制御油入替他) 4.調整点検 (制御油入替他) 5.調整点検 (電動機)	高 高 高 高 高	52M 78M 20M 20M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査	(機動診断:3M)
	B.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.調整点検 (制御油入替他) 4.調整点検 (制御油入替他) 5.調整点検 (電動機)	高 高 高 高 高	52M 78M 20M 20M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査	(機動診断:3M)
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.開閉、性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ駆動装置	(機動診断:3M)
	A.タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.調整点検 (ストレーナ清掃) 2.調整点検 (タービン)	高 高	52M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査	
		2.調整点検 (ポンプ) 3.調整点検 (タービン)	高 高	52M 32M	2次系ポンプ分解検査	

泊発電所3号炉

機器又は系統名	実名称(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	検査名	備考 (〇)中に使用する設備記号(注)
	日昇7高圧給水関係器	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	130M 130M 130M	2次系高圧蒸気発生器検査	
	グラドランド蒸気減圧器	1.開閉点検 2.非破壊試験 3.漏えい試験	高 高 高	65M 130M 65M	2次系蒸気発生器検査	
	給水、蒸気系 補助給水系	1.開閉、性能試験 (ポンプ、電動機等) 1.開閉、性能試験 (電動機、電動機、電動機、電動機、電動機、電動機等) 2.非破壊試験 3.漏えい試験	電 電 電	1F 1F	高気タービン附属設備検査 補助給水系統検査	(機動診断:3M)
	A.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.調整点検 (制御油入替他) 4.調整点検 (制御油入替他) 5.調整点検 (電動機)	高 高 高 高 高	52M 78M 20M 20M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査	(機動診断:3M)
	B.電動補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ) 2.分解点検 (電動機) 3.調整点検 (制御油入替他) 4.調整点検 (制御油入替他) 5.調整点検 (電動機)	高 高 高 高 高	52M 78M 20M 20M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査	(機動診断:3M)
	タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.開閉、性能試験 (タービン)	電	B	2次系ポンプ駆動装置	(機動診断:3M)
	A.タービン駆動補助給水ポンプ・タービン	1.調整点検 (ストレーナ清掃) 2.調整点検 (タービン)	高 高	52M 20M	補助給水系統ポンプ分解検査	
		2.調整点検 (ポンプ) 3.調整点検 (タービン)	高 高	52M 32M	2次系ポンプ分解検査	

相違理由

保全計画の相違
 ・対象設備の保全内容、検査項目の設定に相違はあるが、対象とするSA設備が保全対象として設定され、点検計画を定めていることを示しており、大飯・泊とも点検対象として試験検査を行う計画であることを相違ない。
 ・設定している保全内容及び検査項目について、それぞれの関連資料を示し、試験検査が可能であることを説明することも相違ない。
 ・定期事業者検査を実施している場合には定期事業者検査要領書、検査実績なし又は検査対象外の場合には設計図書にて試験検査が可能であることを説明する。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;"><u>改 1</u></p> <p style="text-align: center;">関西電力株式会社 大飯発電所 第3号機 第16保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>施設名：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。） 検査名：補助給水系機能検査（1/2） 要領書番号：O3-16-130</p>	<p style="text-align: center;">北海道電力株式会社 泊発電所 3号機 第2保全サイクル 定期事業者検査要領書</p> <p>設備名：原子炉冷却系統設備 検査名：補助給水系機能検査 要領書番号：HT3-23</p> <p style="text-align: right;">試-原-60</p>	